

令和5年9月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(先議・委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、審査事件	1
4、経過	
分科会(総務部)	
総務部長予算議案説明	2
予算議案に対する質疑	2
予算議案に対する討論	4
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	4

(第1日目)

1、開催日時・場所	6
2、出席者	6
3、審査事件	7
4、付託事件	7
5、経過	
分科会(警察本部審査)	
警務部長予算議案説明	8
予算議案に対する質疑	8
予算議案に対する討論	9
委員会(警察本部審査)	
警務部長総括説明	9
議案に対する質疑	10
議案に対する討論	10
決議に基づく提出資料の説明	11
陳情審査	11
議案外所管事項に対する質問	11
委員会(出納局・各種委員会事務局審査)	
人事委員会事務局所管事項説明	21
決議に基づく提出資料の説明	21
議案外所管事項に対する質問	21

(第2日目)

1、開催日時・場所	24
2、出席者	24
3、審査事件	24
4、経過	
分科会	
企画部長予算議案説明	24
予算議案に対する質疑	24
予算議案に対する討論	24

委員会	
企画部長所管事項説明	2 5
決議に基づく提出資料の説明	2 7
政策企画課長補足説明	2 7
政策調整課長補足説明	3 0
陳情審査	3 1
議案外所管事項に対する質問	3 1
(第3日目)	
1、開催日時・場所	4 4
2、出席者	4 4
3、審査事件	4 4
4、経過	
分科会	
地域振興部長予算議案説明	4 5
次長兼交通課長補足説明	4 5
予算議案に対する質疑	4 5
予算議案に対する討論	5 2
委員会	
地域振興部長所管事項説明	5 2
決議に基づく提出資料の説明	5 5
新幹線対策課長課長補足説明	5 6
陳情審査	5 8
議案外所管事項に対する質問	5 8
分科会(秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部審査)	
総務部長予算議案説明	7 5
予算議案に対する質疑	7 5
予算議案に対する討論	7 5
委員会(秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部審査)	
秘書・広報戦略部所管事項説明	7 5
総務部長所管事項説明	7 6
危機管理部長所管事項説明	7 7
決議に基づく提出資料の説明(秘書・広報戦略部)	7 8
決議に基づく提出資料の説明(総務部)	7 8
決議に基づく提出資料の説明(危機管理部)	7 9
陳情審査	7 9
議案外所管事項に対する質問	8 0
請願審査	8 1
請願審査に対する質疑	8 2
請願審査に対する討論	8 2
委員間討議	8 3
・審査結果報告書	8 5

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料（先議分）
- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2）

9月12日
(先議・委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年9月12日

自 午前10時38分
至 午前10時57分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	坂口 慎一 君
副委員長(副会長)	中村 一三 君
委 員	田中 愛国 君
”	小林 克敏 君
”	外間 雅広 君
”	山口 初實 君
”	前田 哲也 君
”	大場 博文 君
”	饗庭 敦子 君
”	大倉 聡 君

3、欠席委員の氏名

山村 健志 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総 務 部 長	中尾 正英 君
財 政 課 長	苑田 弘継 君

6、審査事件の件名

○総務分科会

第68号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第4号）
（関係分）

7、審査の経過次のとおり

午前10時38分 開会

【坂口委員長】おはようございます。

ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

なお、山村委員から欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、山口委員、前田委員の2人をお願いいたします。

本日の議題は、第68号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分及び令和5年9月定例会における本委員会の審査内容等についてであります。

審査方法についてお諮りいたします。

本日審査する議案は、橘湾赤潮被害対策に伴うものであり、本日午後の予算決算委員会及び本会議において審議する必要があることから、付託議案に限って審査を行い、その後、令和5年9月定例会における本委員会の審査内容等についての委員間討議を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】なお、理事者の出席につきましては、付託議案に係る範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

審査に入ります前に、中尾総務部長が本委員会への初出席となりますので、紹介を受けることとします。

【中尾総務部長】7月10日付で総務部長を拝命いたしました中尾正英でございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

【坂口委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【坂口分科会長】予算議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の予算決算委員会分科会関係議案説明資料、第68号議案分をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第68号議案「令和5年度長崎県一般会計予算（第4号）」のうち関係部分でございます。

今回の補正予算は、橘湾沿岸における大規模な赤潮で被害を受けた生産者の早期生産回復、事業再開に対処するため必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、地方交付税4億1,175万円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【前田委員】歳入だけなので特段ないんですけども、これは赤潮対策の分だけという理解でいいんですか。

【苑田財政課長】今回、先議でお願いしておりますこの4億1,175万円につきましては、全額赤潮対策にかかる経費ということで結構でございます。

【前田委員】ということは、地方交付税で入っていますので、県単はないという理解でいいんですか。

それともう一つは、該当する市は長崎市と雲仙市だと思うんですが、その両市の方の議決の状況というのはどうなっているんですか。

【苑田財政課長】こちらの歳出予算の方は農水経済分科会の方に付託をさせていただいておりますけれども、財源としては一般財源という扱いでございますので、一旦県単で措置をするものでございます。後ほど、特別交付税ですとか、そうした部分を含めて要求をお願いすることになります。

長崎市と雲仙市につきましては、追加提案を含めて、今、準備をされている状況でございます。県と同内容について協調して支援を行う形といたしております。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】この地方交付税は、あなた方からお話を受けましたら大体2,329億円きているんだと。一般会計に令和5年度の当初で2,295億円というようなことで、これのいわゆる差額が34億円と。その34億円の地方交付税から、今回、約4億1,100万円が、それを充当しているということで、こういう流れになっているわけね。

そうすると、そここのところの4億1,100万円の中で、実際的に赤潮対策で県が出す総額は、大体事業費としては11億8,000万円ぐらいですか、全体で。その中で4億1,100万円ぐらいを出すというようなことだけれども、ここの説明の中で代替魚の運搬経費、これがあるわけね。代替魚の運搬経費として、いわゆる県が3分の1、それから市が3分の1、自己負担が3分1、その県の負担が2,644万3,000円と。これもこの約4億1,100万円の中に入っておるのかどうか、ここはどうなんですか。

【苑田財政課長】お話がございました部分も含まれております。代替魚の関係は、まず代替魚

ということで、へい死した魚に代わる魚を購入する費用と、あとその購入した稚魚を運搬する経費が一定かかるということでございますので、それを含めて、県、市協調して3分の1ずつ支援を行うことといたしております。

【小林委員】わかりました。そうすると、これは資料を見ればよくわかるんだろうけれども、通常のいわゆる補助のあり方と、いわゆる今般のような大がかりな被害と、こういう状況になってくると、この補助率とか、それが全然違うんだろう。これが変わってくるんでしょう。通常のいわゆる補助のあり方と、今般のように大がかりな被害が生じたと、こういう場合においては、やっぱりそれだけの県費の負担もいろいろ変わってくるわけでしょう。そういうところは、おたくたちで判断をするのか、何か決まりがあるのか、これはどういうふうになっていますか。大体どのくらい違うのかね。

【苑田財政課長】まず、負担を含めて支援策全体の考え方につきましては、お話がございましたように被害の状況でございますとか、お話がありました代替魚の購入費から経費の状況でございますとか、様々な状況を踏まえまして支援策のあり方について、県庁全体、また関係市とも協議をしながら決定をしていくことになりまして、今回は、やはり橘湾につきましては9割近くの養殖魚がへい死をしているという近年でも本県で非常に大規模な被害であったということもありまして、今回の支援策を考えたところでございます。

従前の支援策につきましては、養殖につきましては一定共済が漁業にもございまして、その分にかかる原価相当額を考慮したような形で、その分に対して県や市で3分の1ずつ補填をするといったような仕組みを考えておったわけで

ございますけれども、今回の被害につきましては、被害が甚大で、向こう1年ないし2年、いわゆる収入が閉ざされるといった非常に厳しい状況もございましたので、今回は全体を対象としまして、そのうちの3分の1、3分の1を県と市で協調する形に、少し対象経費を広げて支援をする形をとらせていただいたところでございます。

【小林委員】内容の詳しいところは、当然所管の農水経済分科会でやるだろうと思うんだよ。これは通常のいわゆる補助金と今回のような大がかりな、いろいろ何と申しますか、膨らんでいると。そういった場合の状況で、平常と今回のような大がかりといった時に、どれくらいの差がね、ここは約4億1,100万円だけれども、通常だったら幾らぐらいになるか、これは調べればすぐわかることだけれども、あなたは用意しているか、してないような顔だから、大体幾らぐらいになるかというのは後で聞けばすぐわかることだから。ありがとうございました。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山口委員】農林水産部の関係での質問になるかと思うんですが、今日の朝の知事の説明の中に、この赤潮の関係の早期生産回復に向けての関係で、技術開発をするということが言われているんですが、その技術開発そのものがこの予算の中にも含まれているのか、そして、どのようなものをいうのか、教えていただければと思います。

【苑田財政課長】まず、技術開発の部分が今回の予算に含まれるかということにつきましては、今回の補正予算には含まれておりません。

この技術開発の部分につきましては、去る9月6日に、知事はじめ、徳永県議会議長にもご同行いただきまして、国の方に要望に行ってまいりました。その中の要望項目の一つとして、

共済制度の充実などと併せて、国の方に赤潮のメカニズムの解明ですとか、対策につながるような技術開発を併せてお願いしたいということ要望してきたところでございまして、今後、国の方でもそうした検討がなされていくと考えておりますので、そうした状況を見ながら、県としても国の事業ですとか、そうしたものの活用も含めて、今後、関係部局とも検討をしてみたいと考えているところでございます。

【山口委員】基本的には、今までの海の自然相手の関係でも対策を施すわけですから、予算としても相当にかかるんじゃないかな、あるいは期間としても一定の研究期間があるのかなと思うものですから、今回、どのようにこのことについて関わられたのかというのをお聞きしましたが、大体わかりました。

【坂口分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】では、ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第68号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第68号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

【坂口分科会長】分科会を再開いたします。

以上で、本分科会関係の議案審査は全て終了いたしました。

この後、委員間討議を行いますが、理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

まず、審査の方法についてお諮りいたします。

本日の委員会は、令和5年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ないようですので、これをもちまして、本日の総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時58分 閉会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年9月26日

自 午前 9時58分
至 午前11時21分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 坂口 慎一 君
副委員長(副会長) 中村 一三 君
委 員 田中 愛国 君
" 外間 雅広 君
" 山口 初實 君
" 前田 哲也 君
" 大場 博文 君
" 饗庭 敦子 君
" 大倉 聡 君

3、欠席委員の氏名

小林 克敏 君
山村 健志 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

警 務 部 長 中川 正則 君
首 席 監 察 官 田川 佳幸 君
警 務 課 長 山田 恭市 君
総 務 課 長 一瀬 永充 君
広 報 相 談 課 長 山本 耕平 君
会 計 課 長 曾我 将男 君
装 備 施 設 課 長 岡山 英紀 君
監 察 課 長 林田 克盛 君

厚 生 課 長 浅海 洋 君
留 置 管 理 課 長 吹田 守孝 君
生 活 安 全 部 長 平井 隆史 君
生 活 安 全 企 画 課 長 竹田 英城 君
人 身 安 全 ・ 少 年 課 長 松尾 文則 君
生 活 環 境 課 長 朝末 英一 君
サイバー犯罪対策課長 堀 耕基 君
地 域 部 長 杉本 正彦 君
地 域 課 長 西尾 洋 君
刑 事 部 長 川口 利也 君
刑 事 総 務 課 長 尾塚 政一 君
捜 査 第 一 課 長 坂木 勇夫 君
捜 査 第 二 課 長 中道 宣信 君
組 織 犯 罪 対 策 課 長 下田 健一 君
交 通 部 長 多田 浩之 君
交 通 企 画 課 長 宮崎 秀樹 君
交 通 指 導 課 長 橋元 庄司 君
交 通 規 制 課 長 本田 浩之 君
運 転 免 許 管 理 課 長 林田 晋 君
警 備 部 長 池園 直隆 君
公 安 課 長 村山 隆信 君
警 備 課 長 細川 誠 君
外 事 課 国 際 テロ 対 策 室 長 追塚 理紀 君

会 計 管 理 者 吉野ゆき子 君
会 計 課 長 椿谷 博文 君
物 品 管 理 室 長 元村真粧美 君

監 査 事 務 局 長 上田 彰二 君
監 査 課 長 (参 事 監) 太田 勝也 君

人 事 委 員 会 事 務 局 長 田中紀久美 君
職 員 課 長 田邑 聡子 君

労働委員会事務局長(併任) 田中紀久美 君
調整審査課長 西平 能成 君

議事事務局次長兼総務課長 藤田 昌三 君
議事課長 川原 孝行 君
政務調査課長 濱口 孝 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第69号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第5号）

（関係分）

7、付託事件の件名

総務委員会

（1）議案

第70号議案

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例の一部を改正する条例

（2）請願

・消費税インボイス制度の中止を求める請願書

（3）陳情

- ・諫早市政策要望
- ・長崎県への施策に関する要望・提案書
- ・要望書（西海市）
- ・令和六年度離島振興の促進に関する要望等の実現について
- ・要望書（島原市）
- ・県の施策に関する要望書（新上五島町）
- ・要望書（長崎市）
- ・令和5年度長崎県の施策に関する要望・提案書（南島原市）
- ・要望書（五島市）
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活

用・公開・整備に関する陳情書××
・陳情書

8、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 開会

【坂口委員長】ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

なお、小林委員、山村委員の兩名から欠席する旨の届出がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第70号議案「少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例の一部を改正する条例」1件並びに請願1件であります。そのほか、陳情11件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第69号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の

質問ができることといたしますので、よろしく
お願いいたします。

これより警察本部関係の審査を行います。

審査に入ります前に理事者側から、人事異動
に伴う新任幹部職員の紹介がありますので、こ
れを受けることといたします。

【中川警務部長】 それでは、自分事で大変恐縮
でございますけれども、本年8月25日付の人事
異動で私が警務部長に着任いたしました中川正
則でございます。今後とも、どうぞよろしくお
願いいたします。

続きまして、6月定例会総務委員会を欠席し
ておりました幹部職員をご紹介します。

（幹部職員紹介）

どうぞよろしくお願いいたします。以上でご
ざいます。

【坂口委員長】 ありがとうございます。

なお、外事課古川課長から、本委員会を欠席
し、外事課国際テロ対策室追塚室長を代理出席
させる旨の届出が出ておりますので、ご了承お
願いいたします。

それでは、これより審査に入ります。

【坂口分科会長】 まず、分科会による審査を行
います。

予算議案を議題といたします。

警務部長より、予算議案の説明を求めます。

【中川警務部長】 それでは警察本部関係の議案
につきましてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料
の警察本部の2ページ目でございます。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第
69号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算
（第5号）」のうち繰越明許費についてでござ
います。

事業について、ご説明をいたします。

今回の事業につきましては、令和5年度当初
予算で計上しております職員公舎建設事業の入
札が不調となったために、年度内に事業が完了
することが困難でありますことから、警察施設
費2億7,848万9,000円につきまして、繰越明許
費を設定しようとするものでございます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終
わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【坂口分科会長】 以上で説明が終わりましたの
で、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】 おはようございます。

ただいまご説明にあった繰越明許費なんです
けれども、この入札が不調になった要因を教え
てください。

【岡山装備施設課長】 今お尋ねのありました不
調になった原因でありますけれども、背景には、
技術者の不足という課題がございます。

併せまして、その頃、建設予定地がある対馬
市において、大型の建設工事が何個か施工され
ていたという事情があります。

1回目の入札、対馬・壱岐・県北の業者の共
同企業体による一般競争入札を実施したところ、
応札されなく不調となっております。

本年度、2回目としまして入札参加条件を県
内一円に広げ、単独業者による緩和で入札を実
施したところ、応札者1社がございました。残
念ながら、予定価格を僅かに超過したことによ
り不落となったものであります。

【饗庭委員】 もともと応募する事業者が少な
いというような状況でございますけれども、今後
はどのような形で進めていく予定か教えてくだ
さい。

【岡山装備施設課長】 お答えいたします。

おおむね対馬市内の発注工事というのが、工事も完成して収束の向きにあると伺っております。

また、今後の工事の発注時期につきましては、対馬市内建設予定地である対馬市内の発注状況を見極めまして、入札により多くの業者が参加できる時期を見極めて発注したいと考えております。

【饗庭委員】では、その見極めて、大体いつぐらいというのわかりますか。

【岡山装備施設課長】本年度内を予定しておりますけれども、これから繰越明許の手続が終わった後、再積算を行いまして、予定価格を定め発注したいと考えております。

【坂口分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】では、ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第69号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第69号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より、総括説明を求めます。

【中川警務部長】それでは、私から警察本部関係の議案につきましてご説明をさせていただきます。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、条例議案1件でございます。

横長の総務委員会資料、警察本部の3ページ目でございます。

条例議案について、ご説明いたします。

第70号議案「少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本条例は、刑法の一部改正により条文が新設されまして、淫行勧誘を定めました条が移動したことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

条例議案のご説明は以上でございます。

続きまして、議案外の報告事項についてご説明をいたします。

横長の総務委員会資料警察本部の4ページ目でございますけれども、損害賠償事案1件及び公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました3件でございます。

損害賠償事案でございますけれども、4ポツ目にございます早岐警察署の職員の事案でございます。

駐車場で資料を見ながら歩行しておりましたところ、小型の屋外灯に接触いたしまして、上部のガラス製照明カバーを落下させて損害を与えた事案でございます。2万1,780円を支払うために、8月16日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

この賠償金につきましては、全額県費からの支出となります。

続きまして、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました3件の事案でございます

て、合計100万4,294円の支払いのために、8月16日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

これらの損害賠償金は、全て保険から支払われることとなっております。

公用車による交通事故の防止でございますが、警察学校生に対する事故防止の教養、全職員に対する公用車の交通事故発生状況の情報の発信、各所属指定の安全運転指導員による訓練、運転シミュレーション機器を活用しました体験型の教養、ドライブレコーダーを活用した運転経路及び運転技術の確認などに取り組みまして、運転者及び運転者のみならず同乗者の安全運転意識の向上、また連携を強化いたしまして、全職員一丸となって事故防止対策を推進してまいります。

引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないように、指導を徹底してまいりたいと思っております。

このほか、縦長の総務委員会関係議案説明資料、総括説明という資料でございますけれども、犯罪の一般概況につきましてでございますとか、人身安全関連事案への取組状況、二セ電話詐欺（特殊詐欺）被害防止対策、暴力団対策、薬物対策、少年非行の概況、生活経済事犯の取締りの状況、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策の状況、交通死亡事故抑止対策、こうした項目につきましては、ただいまご説明しました総務委員会関係議案説明資料に記載しております。

続きまして、長崎県総合計画の一部見直しについてでございます。

一般的な県政運営の指針であります「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」でございます。

5年間の計画期間の中間年に本年が当たって

おりまして、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、国の動向による社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況を踏まえまして、一部見直しを行うこととしていただいております。今般、素案のとおり、お示しをいただいております。

警察本部関係でございますが、事業群左側の3-3-1-5「サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進」に係る「サイバーセキュリティ講話の受講者数」の数値目標がございまして、デジタル化の急激な進展によりサイバー空間が重要な社会経済活動が営まれる公共空間となっている状況を踏まえまして、サイバーセキュリティ意識の普及啓発を更に推進する必要があることから変更をするものでございます。

今後、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見を頂戴しながら、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、警察本部関係の総括説明を終了いたします。

よろしくご審議のほど、お願いをいたします。
【坂口委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】では質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第70号議案については、原案のとおり可決す

ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第70号議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【中川警務部長】 それでは、引き続きまして「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出をさせていただきました警察本部関係の資料につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、1点目、1,000万円以上の契約状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

本年6月から本年8月までの実績は、資料に記載のとおり14件となっております。

2点目でございます。

陳情・要望に対する回答でございます。

今回、陳情・要望で回答するものにつきましては、令和6年度県の施策等に関する重点要望事項のうち、佐世保警察署の早期建替えについての1件でございます。

ご要望に対する回答につきましては、記載しているとおりでございます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明でございます。

よろしく願い申し上げます。

【坂口委員長】 次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象番号は52番でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はございませんか。

【坂口委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【大場委員】 おはようございます。議案外について1点、お伺いをしたいと思います。

今年7月に道路交通法が改正されまして、テレビ等々でもありましたキックボードの使用に関して一部修正が加えられたようでありまして、県内の状況もお聞きしたいんですが、まずは改正になったその中身ですね。特にポイント等がありましたら、そこをまず教えていただきたいと思います。

【宮崎交通企画課長】 本年7月1日に施行されました特定小型原動機付自転車につきましてですけれども、従来の原動機付自転車のうち最高速度が時速20キロメートル以下であることや、車体の大きさ等が一定の基準に該当する車両が、特定小型原動機付自転車となっております。

代表例といたしましては、先ほど委員からご指摘ございましたように電動キックボードという形のものになりますけれども、立ち乗りの車両以外にも基準を満たせば特定小型原動機付自転車となります。

まず、車体の大きさでございますが、長さが190センチ以下、幅が60センチ以下、要は、普通の自転車と同じぐらいの大きさと考えていただければいいのではないかと考えております。

車体の構造でございますが、先ほども話しましたように、時速20キロメートルを超える速度を出すことができないこと。それと原動機として電動機を用いること。最高速度表示、緑色になりますけども、これを備えていることとなります。

交通ルールでございますが、16歳未満の方の運転は禁止となっております。運転免許が要らない、不要ということです。それとナンバープレートの取付けが必要、それと自賠責保険ですけども、この加入については義務となっております。ヘルメットの着用は努力義務となっております。あと、通行する場所でございますけども、原則、車道の左側端を走行することとなっております。

大きさ、構造等につきましては、以上でございます。

【大場委員】ありがとうございます。そうなったことで、一部利用もしやすくなるということで、全国的にそういったものでトラブル、事故等が発生しているようですが、県内の状況はいかがでしょうか。

【橋元交通指導課長】回答いたします。

7月1日に改正された、いわゆる特定小型原動機付自転車による交通事故の発生はございません。

また、交通違反につきましてもございませんが、8月末現在、1件、指導警告をしております。これは、歩道を特定小型原動機付自転車が走ったということで、本来であれば車道を走らないといけないということで指導警告をしているというような現状です。

【大場委員】ありがとうございます。県内では、それほどまで活用されていないというか、都心部ほどそういう状況でないという、現在の認識は

どうでしょうか。

【宮崎交通企画課長】本年8月末現在で各市町の方に確認いたしましたところ、登録台数につきましては、県内で8台の登録がございます。

今後も、増えていく可能性もございますので、ナンバーを登録しますので、各市町の方には定期的に確認をしていきたいと考えております。

【大場委員】今現在、8台ということですけど、今述べられたとおり、やはり利便性が理解されると、これからどんどん増えていく可能性は秘めております。

最近、自転車でも事故をして保険がないとか、そういったところでトラブルがあったりとかよくあるので、やはり歩行者の安全を守るためには、そういったところの交通安全を徹底して指導していく、また、知らしめていくということが必要になってきますので、その辺は、今少ないからいいということではなくて、これからやはり増えていくことが想像されることであれば、そういったところも少し準備を始めて、こういったものについての情報提供であるとか、そういったものは徹底していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【坂口委員長】ほかに質問はございませんか。

【大倉委員】おはようございます。補足説明資料のところ、データがたくさん載っている資料です。4ページの少年非行の概況についてなんですけれども、今までも疑問だったので、今回伺いたくて質問します。

刑法犯少年と特別法犯少年、あと不良行為少年と今3つのカテゴリーがあって、それに分けられていると思うんですが、それぞれ意味は大体わかるんですけども、刑法犯の場合は、殺人とか強盗とか放火などですね。特別法犯の場合は、道路交通法違反とか、あとは覚醒剤取締

法違反とか、不良行為の場合は、飲酒、喫煙、深夜徘徊などだと思うんですけども、この中に触法少年というものが含まれていないのがちょっと気になっていたので、なぜなのか、その辺をまず教えてください。

【松尾人身安全・少年課長】この数値の中には、触法少年が含まれております。

【大倉委員】そもそも、この中に触法少年の数字も含まれているということで、そのあたりも、例えば触法少年でも刑法犯と特別法犯で、それぞれあると思うんですが、数字的なものが、もしもあるなら教えてください。

【松尾人身安全・少年課長】まず、令和5年1月から6月までの刑法犯少年78名となっておりますが、このうち26名が触法少年となります。

次に、特別法犯少年につきましては21人ですが、このうちの6名が触法少年となっております。

【大倉委員】触法少年の刑法犯26人、特別法犯6人の罪というのはどういったものがあるのでしょうか。

【松尾人身安全・少年課長】罪につきましては、刑法犯の触法少年に関しましては、粗暴犯・窃盗犯・その他の刑法犯に分かれております。具体的なものについては控えさせていただきます。

続きまして特別法犯につきましては、軽犯罪法違反・県迷惑行為等防止条例違反となっております。

【大倉委員】ありがとうございます。

なんで、この質問をしたかと言うと、触法少年というのは14歳未満ですね。つまり小学生とか中学生の段階で罪を犯してしまったということで、そういう子どもを減らさないと、結局、少年犯罪というのは減らないと思うんです。しかも、そういった若い時から罪を犯してしまう

ということは、今後、凶悪化してしまうおそれもあると私は考えていますので、やっぱり早い段階で、犯罪の芽をいかに摘むかというところが必要だと思います。

先日、長崎少年鑑別所の所長さんとお話をする機会がありまして、罪を犯してしまう少年のポイント、どういうところかというのを伺いました。結局、グレーゾーンというのを、いかにその少年がブラックだと思えるかどうかとお話しくださったんですね。

どういうことかという、例えば、特殊詐欺とか薬物とかの犯罪の現場に少年が行った時に、もうそこでグレーと思わずにブラックと思わないと、その犯罪を断れないというんですよ。だから、いかに早い段階で少年に啓発活動をするかというところなんです。これはブラックなんだよと、グレーじゃなくてブラックなんだよということを早い段階で啓発する、それが一番大事。いかに適切な時期に少年に啓発活動が行えるかということがポイントだと思いますので、早い段階で、その芽を摘むという意味でも、ぜひ啓発活動にも今後力を入れていただきたいと思っております。

それと、続いてですが、今度は議案外の報告の4ページをお開きください。ニセ電話詐欺に関してご質問いたします。

来年の春、全国の47都道府県から集められた捜査員が首都圏で集中的に捜査をするという専門部隊が発足すると思います。これまでもあったと思うんですよね、同じように首都圏に派遣していく捜査専従班というものがあったと思うんですが、そもそもその活動はどういったものだったのか、本県としての派遣実績などを教えてください。

【下田組織犯罪対策課長】まず、首都圏派遣捜

査専従班の概要について説明いたします。

二セ電話詐欺の捜査の特徴としまして、地方でだまされた場合、そのお金を犯人側が引き出す場合は、首都圏等で引き出されるケースが非常に多いと。

そういうことから、首都圏での捜査が非常に必要であるというようなことから、また、迅速に対応しなければいけないという部分から、もともと地方から先に首都圏の方に捜査員を専従させて捜査に当たらせると。長崎県からであれば、その捜査をお願いして、もともと首都圏の方に派遣している捜査員に捜査をしてもらうということで、平成17年から首都圏捜査員はありまして、長崎県の方も平成17年から派遣をしているところでございます。

【大倉委員】長崎からも派遣しているということで、何人ほど派遣していたのか、今後はそれを増やしていくのか、そのあたりの見込みも教えてください。

【下田組織犯罪対策課長】現在、平成17年から1名を首都圏の方に派遣しております。新聞報道でもありましたとおり、今後これを拡充していくということで、現在、警察庁の方で、その拡充の規模等を調整していますので、それに長崎県としても迅速に対応していこうと考えております。

【大倉委員】首都圏で、この捜査に当たるということなんですが、これまでの専従班と、これから先、来春からの捜査の仕方は何か変わってくるのでしょうか、どういうところが違うのでしょうか。

【下田組織犯罪対策課長】大きな変更点につきましては、まず数の拡充ということと、捜査内容の拡充ということで、今現在は把握しております。

その捜査の拡充ということで、現在は初動捜査、初期的な捜査のみですけども、今後は、それをある程度深く突っ込んだところで、犯人の割り出し等などの捜査まで拡充をしたいということで、現在、警察庁の方で最後の調整をしているということで聞いております。

【大倉委員】わかりました。これまでは初動捜査に限られていたわけですね。今後は、初動から犯行グループ摘発まで全てを行えるということだと認識いたしました。

人数的に、増強というのは、全国的には何人ぐらいになるのでしょうか。

【下田組織犯罪対策課長】現在まで、まだ今の時点では判明しておりません。

【大倉委員】事件が起きた時、基本的には、起きた地域の警察が担当するというのが原則としてあると思うんですよ、発生主義というもの。今後は原則的にそうじゃなくて、できる組織になるということで認識はよろしいのでしょうか。

【下田組織犯罪対策課長】委員ご指摘のとおり、基本的には、その県が最後まで捜査をすることになっておりますけども、管轄権というのがございまして、全てが、そういう捜査ができるということは、法律の改正がなければできないと思いますけども、捜査をお願いする捜査嘱託という項目のところを、現在、警察庁で調整しておりますので、大分幅が広くなると理解しております。

【大倉委員】承知いたしました。初動捜査に限られていたものが、今後はグループ摘発まで全体的にできるということで、非常に強力な体制で、今後も二セ電話詐欺等々の犯罪に対してしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、自転車のことに関して伺いたい

んですけれども、ヘルメット努力義務化というものが、改正道路交通法で努力義務化されました。

昨日も、大村市で高校生に対して一時停止義務に関して指導なんかも行っていたと思うんですけれども、ヘルメットに関する県内の着用率、例えば年齢によってどれだけ違うのかとか、そのあたりの全国との比較とか、あと死亡案件はあるのかとか、そのあたりを教えてください。

【宮崎交通企画課長】まず、ヘルメットの使用率でございますが、本年7月に全国一斉で調査が行われております。全国でのヘルメット着用率でございますが、平均で13.5%ございました。これに対して本県での着用率は10.5%ということで、全国21位ということになっております。

申し訳ございません。事故の数については確認をいたします。

【大倉委員】ヘルメットの使用率というのは、地域性があると思います。基礎自治体によって、これはどうしてもばらつきがあるのはわかります。昨日も、長崎新聞のコラム「水や空」にも、ちょうどこの件が指摘してありました。特に大村なんかはやっぱり居住者も増えてますし、利用率も高いと聞いております。

そういう中で、昨日も高校生に対する指導がありました。高校生はやっぱり自転車を利用する率が高いと思うんですね、大村、諫早なんかは。そのあたりの利用調査をしていただきたいと私は思っております。

これは要望でいいんですが、他県の例で言いますと、徳島県の実馬という警察署が高校生向けの調査をしておりまして、実際に高校生が着用している場合にブルーカードという優良カードを配っているんですよ。つまり反則切符では

なくて、逆に、よくヘルメットをしていますねといういい意味のカードを配っているという啓発活動をしているんです。前向きな気持ちにさせるという意味ですよ。

そういった若年層への取組というのもぜひ参考にしてもらえればと思っているんですが、そういった高校生に対する取組、あるいは前向きな取組というものに関して、もしもご見解がありましたら教えてください。

【宮崎交通企画課長】先ほどヘルメットの事故のことに数字が確認できましたので、お答えいたしたいと思います。

本年8月末現在で交通事故による死者及び負傷者については67人でございます。そのうち10人が着用していたということで、14.9%の方がヘルメットを着用していたということになります。

また、委員からご指摘いただきました徳島県の事例でございますけれども、現在、ヘルメットの使用につきましても、各警察署を通じて管内の官公庁、それと学校、事業所等を含めまして約6,800か所に対して着用促進の依頼書を配布しておりますし、県内の各キャンペーン等を通じて、チラシ等の配布をしております。

ただ、今後、他県の取組状況の事例も参考にさせていただきながら、効果的な取組を行っていきたいということ、あと、中学生、高校生の自転車利用がやはり本県でも多い状況でございますので、県及び市町への働きかけを通じて、中学校、高校へのヘルメット着用、これについても働きかけを行ってまいりたいと考えております。

【大倉委員】ありがとうございます。努力義務ではなかなか進まないというのが現実だと思うので、ただ、命が失われてからでは遅いので、

ぜひ気持ちよく利用してもらい、着用してもらうための啓発活動を今後もよろしく願いいたします。

以上です。

【坂口委員長】ほかに質疑はございませんか。

【饗庭委員】では、私の方からも何点か質問をさせていただきたいと思います。

議案外の中で、人身安全関連事案についてお伺いしたいと思います。

この中でのストーカー事案が前年と比較すると3件増えていて、ストーカー規制に基づく禁止命令が25件、そして、ストーカー規制法違反で13件検挙しているということでございますけれども、こういう状況の中で、これが重大事案にならないように、注意をした後の対策をどのようにしておられるのかお伺いします。

【松尾人身安全・少年課長】重大事案に発展しないための取組ということでお答えします。

人身安全関連事案は、やはり最悪の事態を想定することが大事であります。ですから初期の段階から被害者、その家族等の身体の安全を最優先としております。それだけではなくて、被害者等の意向を踏まえつつ、客観的に危険性や切迫性を判断して、保護対策を重点的に行っているところであります。

具体的には、被害者等の避難措置、被害者方周辺の警戒活動、あとは携帯型緊急通報装置とか、防犯カメラ等の貸し出しなど初期的な保護対策のほか、定期的な状況確認による防犯指導なども行っているところであります。

これにつきましては、禁止命令を行った後も、特に重点的にこういった対策に取り組んでいるところであります。

一方、加害者への対応につきましては、被害者の意向に配慮しつつ、早期の警告、積極的な

事件検挙、禁止命令等の実施などを行っているほか、加害者の両親や兄弟、職場等の関係者に協力を求めるなどして、その後のトラブル防止に努めております。

なお、警察が介入し、一定期間、被害者や加害者に対して経過確認を実施することにより、多くの場合、沈静化する傾向にあります。

【饗庭委員】その中で、禁止命令を出された後に、ちゃんと加害者の方が改心されたということがどれくらい、何%くらいあるのか教えていただきたいのと、防犯カメラの貸し出しが何件くらいあって、禁止命令を出した方がどれだけ使っておられるのか教えてください。

【松尾人身安全・少年課長】数値につきましては確認をしたいと思いますので、休憩をお願いいたします。

【饗庭委員】では、後ほどお願いしたいと思います。

今、人身安全・少年課で調べておられるようなので、別のところからお伺いしたいと思います。

前回も、総務委員会で、ハラスメント対策や勤務時間、長時間労働の是正をお話しさせていただいた時には、「引き続き、ハラスメント対策を強化し、取組をしっかりと進めていく。ハラスメントを絶無して、超過勤務時間の縮減に努めてまいりたい」と発言をされておりました。

また、8月18日には、新しく県警本部長が就任されて、その時の記者会見の中でも、「職員へのハラスメントの根絶に向け、引き続き、対策を講じていく」というようなお話がありました。

そういう中で、9月18日に報道された中では、長崎県南地区の警察署に勤務していた40歳代の男性の方がセクハラとパワハラを行ったということでしたけれども、これに対しての県警の

見解と、こういうことがまだ起こっているという状況の中での対策をお伺いします。

【山田警務課長】委員がおっしゃられました事案については、大変遺憾であります。

県警としましては、引き続き、ハラスメントの絶無に向けまして、会議等あらゆる機会を含めましたハラスメントに対する指示、あるいは教養の実施、また、チェックシートによる自己チェックなどもやっておりますし、前回もお話しさせていただきましたが、こういったものが早期相談に現れるように相談ダイヤル、あるいは意見箱、これを引き続き設置しながら、適切に運用していくというものを実施しております。

ちなみに、8月の件を受けましても、更なる対策の強化ということで、今後10月からハラスメント対策防止の月間を設けまして、職員に対する県警幹部職員、ここにおられる部長などからの各署に赴いての巡回教養、また、ハラスメント防止に係る小テスト、チェックシートによる多面観察、こういったものを実施する予定としております。

【饗庭委員】ぜひ対策をしていただきながら、1点、40代のこの男性には本部長注意ということで注意をされていると思うんですけども、その後、どのような対策を取っていくのかお伺いします。

【山田警務課長】個別の職員の人事につきましては、お話を差し控えさせていただきたいですけれども、こういったものにつきましては、職場環境改善のために人事異動であったり、職場を変えるとか、そういった人事面からの手当てなどを実施しているところです。

今後は、こういったものに対しましても、個別指導ということを検討してまいりたいと考えております。

【饗庭委員】こういうことを起こした方へのカウンセリングみたいなものも必要かと私は思うんですけども、そういうところから、加害者という言い方はあれですけども、そうならないようにしていくことも必要かと思っておりますけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【山田警務課長】現在、検討中のところでございますが、こういったものに対する個別指導については、委員おっしゃられるとおり、県警の方においても必要だと考えております。

予算も伴うところでございますので、今後、より深く検討してまいりまして、より良い形を作り上げていきたいと考えております。

【饗庭委員】是非ハラスメント絶無に向けて頑張ってくださいと思います。

人身安全関連事案でご質問させていただいても大丈夫でしょうか、先にお答えしてください。

【松尾人身安全・少年課長】先ほど委員からご質問があった2点について、お答えしたいと思います。

1つ目、禁止命令等を行った後、改善された割合ということですけども、これにつきましては数値を取っておりません。しかしながら、これにつきましては禁止命令を行った後に命令違反というものを検挙しております。これを見て実際に効果があったかどうかというのは判断ができると思います。

ちなみに令和5年7月末現在、禁止命令を実施した件数は25件ですが、禁止命令違反で検挙した件数は1件となっております。

令和4年中で見ますと、禁止命令を実施した件数は44件、禁止命令違反で検挙した件数は5件となっております。ですから、多くの場合は効果があるものと判断できます。

2つ目のご質問ですけれども、機材の貸出件数につきまして、カメラにつきましては手元に資料がございませんのでお答えできませんが、携帯型緊急通報装置につきましては、令和5年7月末現在、38事案、延べ40台を貸し出しております。令和4年中で言いますと46事案、延べ50台を貸し出しているところであります。

【饗庭委員】 ストーカー事案におきましては、禁止命令が出た後が非常に危険かなと思っておりますので、ずっと追っていただけて、ぜひその方が改心するところまでしていただければなと思っております。

そして、防犯カメラなんですけれども、予防のために、もし事前に心配な人には貸し出しをしていただけたらいいのかなと、事件が起こる前にですね。そういうところも申請をしたら貸し出しができるような状況なのか、再度お伺いします。

【松尾人身安全・少年課長】 資機材の貸し出しにつきましては、事案の内容にもよりますが、基本的には、被害者が希望するのであれば、機材の余裕があれば貸し出しをするようにしておりますので、実際に被害が大きくなっていない事前の段階でも貸し出すことは可能となっております。

【饗庭委員】 ぜひ未然に予防していただきたいと思っております。

もう一点だけ質問します。

児童虐待事案が216件と、かなり増加しております。他県でも児童虐待の上に亡くなってしまうという事案も増えているような状況なんですけれども、これに対しては児童相談所とかなりの連携が必要かと思うんですけれども、減らしていくためにどのようにして対策を取っておられるのかお伺いします。

【松尾人身安全・少年課長】 警察の取組としましては、現場における児童の安全の直接確認の徹底をはじめとして、児童の安全が脅かされる危険がある場合の一時保護や、迅速な事件化の判断と捜査体制の確立、児童相談所との関係機関との連携、情報共有を徹底しております。

これが前提なんですけれども、要は、あらゆる警察活動を通じて児童虐待の端緒をつかめるように努めているところであります。端緒さえつかめれば何とか対応は取れますので、その端緒入手について取り組んでいるところでございます。

【饗庭委員】 端緒というのはどのようなことが、ごめんなさい、教えていただければと思います。

【松尾人身安全・少年課長】 失礼しました。事案の兆しといいますか、そういう事案が起こっているのではないかという出来事、事象、そういったところを発見することに努めているということになります。

【饗庭委員】 事前に把握するということかと思っておりますので、いろいろ多岐にわたって犯罪が増えている状況で、なかなか皆さん方も大変かと思っておりますが、起こる前に、ぜひ未然に防止をしていただければと思います。

以上で終わります。

【坂口委員長】 ほかに質疑はございませんか。

【前田委員】 すみません、同じ内容になるんですけども、児童虐待のことを私の方からも質問させてください。

件数が大幅に増えていること自体は、一概にマイナスに捉えるというか、通告しやすい雰囲気も含めて出てきているんだなと思っておりますけども、この認知、通告、通告人員、この説明をまずしてください。

【松尾人身安全・少年課長】 児童虐待事案の内

容の説明ということでお答えしたいと思います。

認知につきましては、5年6月末現在394件で、前年よりも216件増えております。

通告といたしますのは、児童相談所に対する通告となります。これは件数としましては、同じく5年の6月末現在288件、前年より152件増加しております。

通告人員といたしますと、1件につき複数人、通告する場合がありますので、その人員として5年6月末現在500名、265人増加ということになっております。

【前田委員】通告のところがよくわからなかったのでお尋ねしたんですけども、ということは、警察の方で児童虐待の事案の認知というのは、直接、警察の方に、そういった児童虐待があっているんじゃないかということでの通報があっている件数という理解をしていいですか、それとも通報があったことを踏まえて、確認した中で児童虐待があっているという数ですか。

【松尾人身安全・少年課長】これにつきましては警察で認知した数となります。相談も含めて、認知した場合は通告するようにしておりますので、警察以外で認知した分、件数は含まれていないということでございます。

【前田委員】ということは、認知した件数は394件で、その後、児相に通告したのが、これは警察からするんでしょうから288件ということで、100件近くは、認知はしたけども、通告してないということじゃないですか。それはどういった状態を指すんですか。

【松尾人身安全・少年課長】通告しない場合があります。虐待ではないという場合は、通告をいたしませんので、要は、認知はしましたけども、警察が対応した中で虐待じゃないと判断できるものについては通告をしないこととなって

おります。

【前田委員】勉強会じゃないので恐縮なんですけども、警察が認知した中で、警察の中である程度調査をして虐待でないという判断を下せば、それで終わってしまうんですか。それとも虐待でないと判断をした分は、児相の方には全く情報はいかないんですか。

【松尾人身安全・少年課長】警察の方では、虐待、虐待でないという判断はいたしません。というのは、虐待の判断をするのは、児童相談所ということで役割分担をしております。警察の方で、「なし」と判断した場合でも児童相談所へ情報提供することはございます。ですから情報提供した場合は、この通告件数の中には含まれておりません。

【前田委員】ということは、認知した394件は、内容は後で確認しますけども、全ての情報が児相に流れているということで理解していいんですね。

【松尾人身安全・少年課長】全てということは断言はできませんが、ほとんどの場合、情報は提供しております。全てじゃないというのは、明らかに虚報とか、児童虐待ではないと認められる場合もあります。

先ほどの発言とちょっと矛盾するところがあるかもしれませんが、警察が虐待を判断するわけではございませんが、やはりその状況を詳しく確認して、これは虐待ではないと判断できる事案もございます。ですから、そういった場合は情報提供もしません。しかし、多くの場合、疑われるという状況であれば、全て情報提供しておりますので、そのように解釈していただければと思います。

【前田委員】先ほども饗庭委員からもご発言あったんですけども、私自身は、周囲の方を含め

て通報というか、皆さんが気にかけて、近くの子で、もしかすると虐待を受けているんじゃないかということで通報があること自体は悪くないというか、あるべき姿だと思って、ですから認知の件数が増えてくるということ自体も一定理解はするんですね。

ただ、その上で通告した後どうやって、そこを解消していくかということについては、警察は一旦通告したら、そこで終わってしまうんですかね。その後の連携というのはどういう形になっているんですか。

【松尾人身安全・少年課長】 通告した場合で答えますと、その結果についても、警察の方で確認するようにしております。その結果次第によりましては、児童相談所等々と連携をして、警察も、その後の対処を努めて行っている状況でございます。

【前田委員】 わかりました。ぜひ本当に積極的に取り組んでほしいと思いますが、こういった数字が大幅に増えていることを含めて、総体的に警察としてどういう認識というか、どういう課題があるということを考えているのか、最後にお尋ねしたいと思います。

【松尾人身安全・少年課長】 通告の児童数が増えている、認知の件数が増えているという理由につきましては、委員ご指摘のとおり、社会的な関心の高まりによるものが大きいものと考えております。

また、面前DV、要は、夫婦間、家庭の中でDV事案があった場合、そこに子供がいたということになると、心理的虐待ということで通告しております。

ですから、やはり児童虐待の背景にはDVというものがございますので、そういったところも含めて、警察が早く、早期に事案を把握して、

早い段階から対処していくようなことが大事だと思っておりますので、そういったところを努めてまいりたいと思っております。

【坂口委員長】 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 では、ほかに質疑がないようですので、警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

引き続き、出納局及び各種委員会事務局の審査を行います。

理事者入れ替わりのため、しばらく休憩いたします。

再開は11時10分といたします。お疲れさまでした。

午前10時58分 休憩

午前11時 8分 再開

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

なお、議会事務局黒崎局長から、本委員会を欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては、委員会付託議案及び陳情がないことから、関係局長より所管事項についての説明を受けた後、議案外の所管事務に対する質問を行うことといた

します。

人事委員会事務局長より、所管事項の説明を求めます。

【田中人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

総務委員会関係説明資料の2ページをお開きください。

令和5年度県職員採用試験について。

大学卒業程度の「行政A」など16職種に係る試験、また、民間企業等職務経験者の「行政」、「社会福祉」、「土木」及び「農業」の選考試験を実施し、8月21日に最終合格者を発表いたしました。

また、警察官 類（男性・女性）A試験を実施し、9月11日に最終合格者を発表いたしました。

このほか、短大卒業程度試験、高校卒業程度試験、警察官 類（男性・女性）の試験、障害者及び就職氷河期世代を対象とした選考試験の実施につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【坂口委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【椿谷会計課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました出納局、各種委員会事務局の資料についてご説明申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、令和5年6月から8月までの実績は、記載のとおり5件となっております。

また、入札結果につきましては、3ページから7ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

【坂口委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありますか。

【饗庭委員】皆さん、おはようございます。令和5年度の県職採用試験についてお伺いしたいと思います。

今、大学卒業生は売り手市場というふうになっておりますけれども、この採用試験について、それぞれの倍率等も書いてございますが、県としての分析はどのようにしておられるのかお伺いします。

【田邑職員課長】大学卒業程度で申し上げますと、令和2年度応募者数は526人、令和3年度は829人で若干増えましたが、令和4年度は753人と、減少傾向にございます。

このため、県としましても、採用手法の令和3年度に行ったSPI導入、手法の見直しとともに、応募者を確保する取組としまして、もちろんポスター、チラシ、そういった新聞広告などは行っておりますけれども、令和4年度では、オンラインでの採用ガイダンスや若手職員との座談会を開催するなど、そういった取組を行って受験者に参加していただき、応募者を増やす取組を行っております。

【饗庭委員】そういう中で、このSPIを導入さ

れてから、その効果というのはどのように感じ
ておられるのかお伺いします。

【田邑職員課長】先ほど申し上げましたように、
大学卒業程度で応募者数が300名程度増加しま
した。そこについて、やはり民間企業も受験を
考えている受験者が併願という形で受けやすい
方法に変えたということで一定の効果は出てい
ると考えております。

【饗庭委員】このSPI試験をほかの職種にも今
後検討していくというようなお話が前あったん
ですけれども、その中で、今年度じゃないけど、
次年度とかで増やしていく予定があるのかお伺
いします。

【田邑職員課長】現在、技術職の方にもSPIを
導入しておりますけれども、今後の予定につき
ましましては、任命権者とも協議をしながら進め
ていきたいと考えております。

【饗庭委員】大学生とかが受けやすい制度にな
っていきといいかなというふうに思っております。

次に、就職氷河期世代の支援に関するという
ところでは、今回は、何名を募集して、一次試
験はもう終わっているようですけれども、どれ
くらい受験されたのかお伺いします。

【田邑職員課長】今回、令和5年度就職氷河期
世代につきましては、採用予定数は約4名です。
そして、申込者数は64名となっております。

【饗庭委員】ここはかなり人気があるというか、
やはり氷河期で就職できなかった人が働きたい
というふうに思っておられると思うんですが、
この4名というのは、これまでに計画の中でず
っと決めておられた数字なのか、今後いつまで
される予定なのかお伺いします。

【田邑職員課長】令和5年度の採用予定数は4
名となっております。令和4年度は5名の採用予

定数でございました。

今後の予定につきましては、国の方からも、
「就職氷河期世代支援に関する新行動計画
2023」も出ておりまして、今後、令和4年度ま
での3年間の第1ステージから新しく第2ステー
ジと位置づけた国からの就職氷河期世代の公務
員の採用推進を、令和5年度、6年度も継続して
実施していくようにということがございますの
で、基本的には今年度、令和6年度までは実施
する予定となっております。

【饗庭委員】その中で、人数というのはいつぐ
らいに決めて皆さんに公表されるのか。令和
6年度は実施するということですが、令和7年
度は、また令和6年度に考えるという状況でし
ょうか。

【田邑職員課長】令和6年度の採用予定数につ
きましては、基本的には、任命権者の方で決定
することとなりますが、時期的には最終的に年
度の終盤になるかと思っております。

令和7年度につきましては、今後、検討され
るものと思います。

【坂口委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、
出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果に
ついて、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時20分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これもちまして、出納局及び各種委員会事
務局関係の審査を終了いたします。

本日は、これをもって散会いたします。
お疲れさまでした。

午前11時21分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年 9月27日

自 午前 9時58分
至 午後 11時23分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	坂口 慎一 君
副委員長(副会長)	中村 一三 君
委 員	田中 愛国 君
”	外間 雅弘 君
”	山口 初實 君
”	前田 哲也 君
”	大場 博文 君
”	饗庭 敦子 君
”	山村 健志 君
”	大倉 聡 君

3、欠席委員の氏名

小林 克敏 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

企 画 部 長	早稲田智仁 君
企画部政策監 (IR推進担当)	吉田 慎一 君
政策調整課長	山下 公誉 君
政策企画課長	内田 正樹 君
IR推進課長	小宮 健志 君
デジタル戦略課長	井手 潤也 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 開議

【坂口委員長】おはようございます。委員会を再開いたします。

これより、企画部関係の審査を行います。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案の説明を求めます。

【早稲田企画部長】企画部関係の議案について、ご説明いたします。予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第69号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳入予算で3億3,250万円の増となっております。これは、地域振興部で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した公共交通事業継続緊急支援費に対応するものであり、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】では、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、こ

れをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第69号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第69号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】 次に、委員会による審査を行います。

企画部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、企画部長より所管事項の説明を求めます。

【早稲田企画部長】 企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。お手元の「総務委員会関係説明資料」をお開き願います。

「新しい長崎県づくり」のビジョンの策定及び長崎県総合計画の一部見直しについて。

県民の皆様と「新しい長崎県づくり」を推進していくためのビジョンについては、去る6月定例会において、「未来大国」をコンセプトに掲げるとともに、「こども」や「交流」など重点的に注力したい5つの主な分野と併せ、デジタル技術の活用など各分野の施策を貫く3つの視点を盛り込んだ骨子をお示しし、ご議論をいただいたところであります。

その後、県議会でのご議論や有識者による懇話会でのご意見を踏まえながら内容の検討を進め、今般、ビジョン素案を策定いたしました。

ビジョン素案では、労働力人口の減少及び新

型コロナウイルス感染症の拡大等を契機とした新たな社会経済システムへの転換やグローバル化、デジタル化などの時代の潮流を捉えつつ、人口減少、少子・高齢化等の地域課題も踏まえながら、本県が持つ自然・歴史・文化資源のほか、まちの佇まい、産業構造の変革などの優位性を最大限に活かして取り組んでまいりたいと考えております。

そして、県民の皆様が未来への期待感と本県への誇りを抱き、県内外に存在感を示す「選ばれる長崎県づくり」を目指してまいります。

具体的には、「未来大国」のコンセプトのもと、「こども」、「交流」、「イノベーション」、「食」及び「健康」の5つの分野ごとに、概ね10年後のありたい姿と、その実現に向けた施策の方向性をお示ししております。

このうち、「こども」分野では、子どもたちへの投資を未来への投資と捉えたうえで、将来を担う子どもたちが安全・安心に健やかに成長し、その能力と可能性を高めることを積極的に支援して、社会での多様な活躍につなげてまいりたいと考えております。

「交流」分野においては、異国情緒あふれる街並みや多くの人を魅了する美しい自然、個性あふれる離島など、県内外の人を惹きつける多様な資源を活かし、交流人口の拡大や地域活性化につなげることであります。

「イノベーション」分野では、カーボンニュートラルの実現に向けて、海洋エネルギー関連産業や半導体関連産業等といった新しい時代に対応した産業を振興するとともに、未来を創る新たなサービスの創出や先端技術の社会実装を進め、地域の活力へつなげてまいりたいと考えております。

「食」分野においては、長崎県産の農水産物

などの魅力発信により需要を創出し、美味しく多様な「食材」を国内外に届けるとともに、料理としても誇れる「食」を県内各地で提供し、人を呼び込み、食した人が笑顔になる「美味しい！長崎」の実現につなげてまいります。

「健康」分野では、いつでもどこでもだれでも医療・介護サービスが受けられる環境づくりを進め、全ての世代の方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を目指してまいります。

また、それぞれの分野の施策を貫く共通の3つの視点として、「デジタル技術の活用」、「戦略的情報発信・ブランディング」及び「人材確保・育成」を掲げるほか、分野を超えた部局横断・融合的な取組を強力に進め、市町や民間、大学など様々な立場の皆様との有機的な連携を図るとともに、SDGsの理念などを踏まえて、循環型社会への転換に向けた取組を推進しながら、ビジョンの実現にかかる具体的な施策構築に努めてまいりたいと考えております。

なお、ビジョン素案のうち企画部の関係部分では、「イノベーション」分野における「最先端のデジタル技術で地域課題を克服し、県民が豊かで快適な生活を送っている」というありたい姿の実現に向けて、陸海空の次世代モビリティやドローンの社会実装の促進といった施策の方向性をお示ししております。

一方、全般的な県政運営の指針である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」については、5年間の計画期間の中間年に当たることから、ビジョンの実現に向けた施策の追加等を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、国の動向による社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況等を踏まえ、一部見直しを行うこととしており、今般、素案としてお示

したところであります。

企画部においては、事業群3-1-5-「Society5.0実現に向けた推進体制の構築」に「次世代モビリティにおける実証実験等の推進」などの取組を追加するほか、「県民のSDGsの認知度」ほか2件の数値目標について、最終目標を達成したことから、目標値を上方修正するものであります。

今後、「新しい長崎県づくり」のビジョン及び長崎県総合計画の一部見直しについては、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見をお伺いしながら、さらに検討を進めてまいります。

特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について。

本県のIR区域整備計画については、現在、国が設置した審査委員会において引き続き審査が行われており、県としましては、今後とも、一日も早い区域認定の獲得に向けて、しっかりと審査に対応してまいります。

併せて、区域認定後を見据え、IRがもたらす経済効果を広く波及させるための取組を推進しているところであり、去る8月3日には、MICEビジネスに関係する企業などを対象としたMICE誘致のポイントや地元受入体制の構築に関する勉強会を開催いたしました。

また、9月5日には、九州IR推進協議会の主催による地元調達促進に向けたビジネスセミナーが開催され、地元商工会議所や九州経済界の皆様にご参加をいただいたところであります。

県としましては、認定後速やかに各種施策を進められるよう、準備に万全を期すとともに、県内はもとより、九州・山口各県及び経済界との連携を深め、九州・長崎IRの実現に力を注いでまいります。

デジタル化やDXの推進について。

去る9月7日及び8日の2日間、出島メッセ長崎において、デジタル技術の社会実装の推進や事業者間のマッチング、社会受容性向上へ向けた普及・啓発等を目的とした「ながさきデジタルDEJI - MA産業メッセ2023」を開催いたしました。

この産業メッセには、本県に進出している誘致企業を含む県内外のICT、空モビリティ、半導体関連企業や県内大学など、約80の企業、団体にご出展いただくとともに、ステージイベントとして有識者による講演や協賛事業者による企業PR等を実施いたしました。

また、国と県との共催により「第2回ドローンサミット」を同時開催し、関係事業者や自治体、団体によるシンポジウムを複数開催するとともに、ドローン等のデモンストレーションや若者ドローンアイデアコンテスト表彰式を実施するなどして、ドローンの社会実装に向けた先進事例や課題の共有、自治体間の連携強化等に取り組んだところであります。

2日間で多くの皆様にご来場いただき、盛況のうちに終了したところであり、参加された県内外の企業間に新たなネットワークの構築等が推進され、県民の皆様にも最先端技術を身近に感じていただけたものと考えております。

今後とも、このような取組を通じて本県が新たなソリューションが創出されるフィールドとなることを目指すとともに、関係団体や企業、大学、市町の皆様と一層連携を深めながら、長崎県版デジタル社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【山下政策調整課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出しております企画部関係の資料についてご説明をいたします。

資料の2ページをお願いいたします。陳情・要望への対応状況でございますが、知事及び部長等に対する陳情・要望のうち、令和5年6月から8月までの間に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、5団体から計7件となっております。

その内訳といたしましては、佐世保市が2ページから4ページまで、長崎県町村会が5ページから10ページまで、島原市が11ページから12ページまで、長崎市が13ページから14ページまで、南島原市が15ページから16ページまでとなっております。それぞれの対応につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。附属機関等会議に係る結果報告でございます。令和5年6月から8月までの実績は、新しい長崎県づくり懇話会の1件のみでありまして、その議事概要につきましては、17ページにお示しをしているとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【坂口委員長】次に、政策企画課長より補足説明を求めます。

【内田政策企画課長】私からは、「新しい長崎県づくり」のビジョンの素案及び「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の変更素案の概要について、ご説明を申し上げます。

まず初めに、各委員会の共通資料となっております、「新しい長崎県づくり」のビジョン素案をご覧いただきたいと存じます。

こちらは、骨子としてお示しをしました6月定例会県議会におけるご議論、あるいは有識者における懇話会からのご意見などを踏まえまして、今般、全体像となる素案を策定したものでございます。

まず1ページであります。1としまして、ビジョン策定の趣旨、目的を記載しています。県では、未来への期待感、本県への誇りを持ち、県内外の多方面から選ばれる新しい長崎県の実現に向けて、様々な立場の皆様が思いを一つにして、有機的に連携しながら取組を進めるための旗印として、概ね10年後のありたい姿、その実現に向けた施策の方向性をわかりやすくお示ししたいと考えております。

下段の2に現状・課題を記載しております。グローバル化やデジタル化、グリーン化をはじめ、時代の潮流を的確に捉えつつ、人口減少や少子・高齢化に伴う公共交通、地域コミュニティの維持・確保など様々な地域課題を踏まえる一方で、本県が持つ優位性、あるいは豊富なポテンシャルを最大限に活用していく必要があると考えています。

そのうえで、2ページでございますが、改めてビジョンのコンセプトを「未来大国」としたいと考えております。

この「未来大国」に込めた思いとしましては、かつて出島を通して長崎には様々な文物が伝来し、多くの人々が集まり、長崎から日本中に新しい知識や技術、文化等が広がっていきました。そうした長崎のDNAを今によみがえらせ、複雑かつ多様化する課題を乗り越えていきたいと考えています。

そして、下段の「未来大国の実現に向けて」にございますように、将来を担う子ども施策を基軸にしまして、健康、食、交流、イノベーションの5つの分野において、10年後のありたい姿を描くこととし、それらが相互に絡み合い、連動することが重要であるというふうに考えています。

3ページです。重点的に取り組む5つの分野における本県の現状や特性、ポテンシャル等を踏まえた基本的な考え方を整理しております。それぞれの内容につきましては記載のとおりとなっております。

4ページから8ページにかけまして、5つの分野ごとに、ありたい姿とその実現に向けた施策の方向性を1ページずつ記載しています。

このうち4ページは「こども」分野となっております。「こどもが夢と希望を持って健やかに成長していく」を副題としまして、中ほどにありますように、こども時間の1時間プラス、こども場所が徒歩圏内、豊かな学びの実現といった3つのありたい姿を描くとともに、その実現に向けて7つの施策の方向性を下段に整理しております。

なお、4ページから8ページに共通ですが、資料に茶色で記載している部局名につきましては、現時点で想定される関係部局を掲載しているものでございまして、今回、それぞれの所管の常任委員会で説明のうえ、ご議論をいただくこととしております。

5ページは、観光を中心とした「交流」の分野であります。国際都市としての認知、日本一のワーケーションランド、あるいは県内各地にマニアが集まっているといった、ありたい姿を描いております。

6ページは、産業振興を含む「イノベーション

ン」の分野でございます。スタートアップや第二創業、上場企業の創出のほか、最先端のテクノロジーによる地域課題の克服などのありたい姿を記載しております。

7ページは、第一次産業を中心とした「食」の分野であります。本県の豊かな食材の提供や、本県ならではの味、体験ができるといったありたい姿の実現を目指してまいりたいと考えております。

8ページは、県民の皆様の心身の健康の分野であります。いつでもどこでもだれでも必要な医療が受けられる、あるいは生きがいをもって生涯現役でご活躍いただけるといった、ありたい姿を記載しております。

以上、ここまでが分野ごとの具体的なありたい姿と、その実現に向けた施策の方向性の部分でございます。

次に、9ページ、10ページでございます。こちらは、これまでご説明いたしました5つの分野のありたい姿の実現のために、全てを貫く共通の視点としまして、デジタル技術の活用、戦略的情報発信、ブランディング、さらには人材確保・育成の3つを掲げて施策を推進してまいりたいというふうに考えております。

11ページです。こちらはビジョン実現に向けた基本姿勢を記載しております。1つ目としまして、繰り返しになりますけれども、これまで以上に分野を超えた部局横断、融合的な取組を進めるとともに、様々な関係者との連携を強化することが重要であるというふうに考えております。

また、2にありますように、循環型社会への転換が図られている中、SDGsの理念なども踏まえて、安心して暮らせる持続可能なまちづくりや地域活性化につなげてまいりたいと考えて

おります。

最後に3には、改めて長崎県総合計画との関係を記載しておりますが、ビジョンに掲げたありたい姿の実現に向けては、現行の総合計画の方向性に沿って進めるものは力強く推進し、総合計画に反映すべきものは、今般の一部見直しに盛り込むこととしております。

以上、ここまで「新しい長崎県づくり」のビジョンの素案について、補足説明をさせていただきました。

引き続き、長崎県総合計画の一部変更の素案について、ご説明を申し上げます。恐れ入りますが、総務委員会の補足説明資料となっております、長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更素案概要の資料のご準備をお願いします。

2ページをご覧ください。まず、今回の総合計画の見直しの基本方針を記載しております。上段「1 計画の一部見直しの趣旨」にありますように、先ほどご説明いたしました「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現に向けた施策を追加しますとともに、新型コロナウイルス感染症の影響など社会経済状況の変化に適切に対応することとしており、具体的な内容としましては3ページ以降に記載のとおりとなっております。

このうち、企画部の所管部分としましては、3ページに記載がございます「Society5.0実現に向けた推進体制の構築」の事業群において、ドローンの利活用、環境整備の促進や次世代モビリティによる実証実験等の推進の項目を、取組項目として追加したいと考えております。

また、4ページにありますように、県民のSDGsの認知度をはじめ、企画部所管の3件につきましては、直近の実績値が既に最終目標を上

回っているため、目標値の上方修正を図ろうとするものでございます。

なお、「新しい長崎県づくり」のビジョンの素案、そして「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の変更素案、いずれにつきましても、本定例県議会のご意見等を伺いながら、11月定例県議会に成案、または議案としてお示しできるように、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

以上で私からの補足説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【坂口委員長】次に、政策調整課長より補足説明を求めます。

【山下政策調整課長】知事マニフェストに対応する施策の進捗状況について、ご説明申し上げます。

6月定例県議会の総務委員会において、「新しい長崎県づくり」のビジョンの骨子をご説明した際に、「知事のマニフェストの進捗状況についても説明してもらいたい」との要請をいただき、これを踏まえまして、所管部局とともに取りまとめたのがこちらの資料でございます。

マニフェストにつきましては、複数の内容が含まれる項目もありますことから、101項目に細分化いたしまして、対応する施策の進捗状況について、「実施済・取組中」と「検討中」の2つの区分で整理をいたしております。

それでは、項目に沿ってご説明申し上げます。

大項目の01番、「県民との対話と行動力の発揮」につきましては、1番から6番までの小項目を掲げておりまして、いずれも「実施済・取組中」となっております。

続きまして、大項目の02番、「人口減少をはじめ本県の重要課題」につきましては、7番から11番までの小項目を掲げておりまして、いず

れも「実施済・取組中」となっております。

2ページをお願いいたします。大項目の03番「新型コロナ対策の更なる強化」につきましては、12番から21番までの小項目を掲げておりまして、いずれも「実施済・取組中」となっております。

3ページをお願いいたします。大項目の04番「子育て支援と教育環境の充実」でございます。22番から37番までの小項目を掲げておりまして、いずれも「実施済・取組中」となっております。

4ページをお願いいたします。大項目の05番「医療福祉介護の充実と人材確保」につきましては、38番から46番までの小項目を掲げておりまして、このうち39番の「ICT等を活用した地域包括ケアシステムの更なる推進」、42番の「透析患者の送迎の支援」につきましては、「検討中」となっております。

5ページをお願いいたします。大項目の06番「行財政改革」につきましては、47番から52番までの小項目を掲げておりまして、大項目の07番「地場産業の振興」につきましては、53番から61番までの小項目を掲げております。いずれも「実施済・取組中」となっております。

6ページをお願いいたします。大項目の08番「交通ネットワークの整備」につきましては、62番から67番まで、09番「離島振興」につきましては、68番から72番まで、10番「『長崎県版デジタル社会』の実現」につきましては73番から76番までの小項目を掲げておりまして、いずれも「実施済・取組中」となっております。

7ページをお願いいたします。大項目の11番「にぎわいのある長崎県を目指す」につきましては、77番から83番までの小項目を掲げておりまして、このうち79番の「IR誘致に対応する佐

世保・県北地域の都市構想を立案」が「検討中」となっております。

続きまして、大項目の12番「防災・減災と国土強靱化への対策」につきましては、84番から89番までの小項目を掲げておりまして、いずれも「実施済・取組中」となっております。

8ページをお願いいたします。大項目の13番「世界に発信する長崎の取り組み」につきましては、90番から95番まで、14番「知事退職金の辞退」につきましては、96番、15番「佐世保発展のための政策」につきましては、97番から101番までの小項目を掲げておりまして、いずれも「実施済・取組中」となっております。

以上、101項目の対応状況につきましては、各ページの右上にも記載しておりますとおり、「実施済・取組中」が98項目、「検討中」が3項目となっております。

マニフェストに対応する施策の進捗状況に関する説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付をいたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象番号は、27、28、31、32番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、陳情書につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】 何点が質問をさせていただきたいと思います。今、ご説明がありました「未来大国」のところでお尋ねします。

イノベーション分野の中で、海洋エネルギー開発産業や半導体関連産業といった新しい時代に対応した産業を振興すると記載されていますけれども、長崎県において、これをどのような形で新しい時代に対応した産業にされるのか、具体的な内容を教えてください。

【内田政策企画課長】 基本的に、ここは産業労働部を中心に検討がなされると考えておりますけれども、長崎県が、いわば課題先進県ということもありますので、それを克服していくためにもイノベーション等は大事になってくるかと思っておりますので、そういう観点で組み立てていきたいというふうに考えております。

【饗庭委員】 具体的なところは産業労働部ということですが、企画部として、これから新しい産業というところでイメージするものがあたら教えてください。

【坂口委員長】 暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

【内田政策企画課長】 現在、世界的な潮流を考えると、半導体というのが中心に動いている部分がありますので、本県でも、そこは優位性があるかなと考えておりますので、そういったものを中心に考えていくことになろうかと思っております。

【饗庭委員】ありがとうございます。あとは産業労働部で聞きたいと思います。

次に、デジタル化やDXの推進の中で、9月7日と8日に、出島メッセで第2回ドローンサミットを開催されています。多くの皆様にご来場いただいたということで、何人ぐらいのご参加があったのか、お伺いします。

【井手デジタル戦略課長】最終的に3,858人の来場者があったと集計しております。

【饗庭委員】その参加は、県として目標値を決めておられたかわからないですけれども、目標値を達成している状況でしょうか。

【井手デジタル戦略課長】本県といたしましては、イベント前には5,000人の来場を目標に進めてきたわけですけれども、5,000人というところには届きませんでした。

当日の運営、主催した側としましては、非常に賑わっていたのかなと、肌感覚といたしましては感じた次第でございます。

【饗庭委員】賑わっていたということですけど、目標に届かなかったところで、何か考えられる要因があったら教えてください。

【井手デジタル戦略課長】要因として考えられるとしましたら、事前の周知をもう少ししっかりと計画的に広く行うべきだった、できたところがあったのかもしれないということがございます。

来場者のアンケートを取っておりますが、その中に「当日知った」とか、「こんなにいいイベントだったら、もっと事前に周知してよかったのではないか」といったお声もありました。そういったところは少し反省すべき点として残ったものでございます。

【饗庭委員】せっかくのイベントですので、周知をぜひ徹底していただければと思います。

その中で、ドローンの分が紹介されていたんです、五島からのお土産品を輸送するということ。今後は、このドローンをもっと活用していくことが必要だと思いますが、現在考えておられるドローンの展開を教えてください。

【井手デジタル戦略課長】ドローンにつきましては、委員がおっしゃったように、五島におきまして一部事業化していただいているところでございます。物流事業として実際に稼働しているものでございまして、イベントの中でデモフライトをしていただきました。

実際に事業化しているところがございまして、全国各地でも実証実験がたくさん行われておりますが、採算性の課題といったところから実装まで行きつく例がなかなか出てこないというところがございます。

本県におきましては、離島が県土の4割を占めておりまして、ドローンを含む次世代モビリティというものは、様々な地域課題を解決できるソリューションとして有効であると思っておりますので、本県を多くの実証実験のフィールドとして活用いただけるような施策を推進していきまして、その中で社会実装につなげていただくよう、本県として、もう一歩進んで支援していけるようなことを考えております。今後、そこにつきましては十分検討して、支援策を考えてまいりたいと思っております。

【饗庭委員】いろんなところでドローンの活用を進めていただければと思います。

次に、知事マニフェストに関する進捗状況の中でお伺いしたいと思います。

全体101項目の中で、「実施済・取組中」が98項目あると、いろいろ取り組んでおられると理解しているところですが、その中でなかなか見えてこない部分をお伺いしたいと思います。

ます。

最初に、01の6番「知事として行動力とリーダーシップを発揮」と、02の7番「人口減少対策に新しい視点や発想で取り組む」というところでは、新しい視点ということで一般質問の中でもいろいろ出ていたかと思えますけれども、その内容でどんな形で取り組んでおられるのか、お伺いします。

【内田政策企画課長】 マニフェストのうち、01の6番目の「知事として行動力とリーダーシップを発揮」の項目についてご説明したいと思えます。

知事は、就任直後から、県民車座集会であります「こんな長崎どがんです会」を積極的に開催されています。あるいは、九州新幹線西九州ルートに係る佐賀県知事との意見交換、石木ダムに係る話し合いの場など、知事自ら関係者との対話を重ねていると承知しております。

また、知事が率先してG7の保健大臣会合の誘致を行っていますし、ポルトガルを訪問されて連携協定を締結されるといった、本県の強みを生かした取組も推進されていると承知しております。

最近で申しますと、橘湾沿岸の赤潮被害発生を受けまして、被害状況の確認を直接現地ですれたうえで、必要経費にかかる予備費の活用、本定例県議会への予算の提案、あるいは関係省庁への緊急要望の実施など、スピード感をもって対応されているというふうに考えております。

さらに、秘書・広報戦略部、ながさきPR戦略課の創設など、戦略的、効果的な情報発信に力を入れていくとされておまして、様々な場面で行動力とリーダーシップは発揮されているのかなというふうに考えております。

併せて人口減少対策についてご質問をいただきました、新たな発想、視点、こういうものがどうなのかというような趣旨だったかと思えます。

まず、子ども施策を県政の基軸に位置づけて、特に近年、自然減が急速に拡大している状況も踏まえまして、今年度から独自の医療費助成制度の導入、あるいは不妊治療費の一部支援など、きめ細かな支援施策の充実を図っております。

一方、社会減対策におきましては、これも今年度からの新規事業ですけれども、スタートアップの呼び込み、あるいは離島でのビジネスコンテストの開催等を通して、県内外の方々がここ長崎でチャレンジできる環境づくりに取り組むほか、子育て世代をターゲットとするUIターン対策を推進するといったことで、新たなアプローチもあるのかなというふうに考えております。

今後は、これまでの取組に加えまして、「新しい長崎県づくり」のビジョンに掲げた施策の方向性に沿いまして、最先端技術を活用した地域課題の解決、あるいは産業構造の変化を捉えた施策構築にも取り組んでいく必要があるかというふうに考えております。

【饗庭委員】 わかりました。

次に、04番の26番、「『不登校対策・いじめ撲滅』に現場の声や専門家の知見を取り入れた対策を実行」というところは、どれくらい進んでいるのかお伺いします。

【山下政策調整課長】 令和4年度に、臨床心理士や医師、弁護士、民間のフリースクール関係者、学校関係者といった方々をメンバーとする「長崎県不登校支援協議会」を設置しまして、教職員向けの不登校の児童生徒の支援のためのガイドラインであります「長崎県不登校支援コ

ンセプト」を作成いたしました。今後とも、「長崎県不登校支援協議会」等の知見も活用しながら、不登校対策やいじめ防止に向けた取組を進めることといたしております。

【饗庭委員】様々なマニフェストを掲げた分に取り組んでおられるということで理解したいと思えますけれども、新しい視点をもっともっと取り入れていただければというふうに思いません。以上で終わります。

【坂口委員長】ほかに質問はございませんか。

【大倉委員】「新しい長崎県づくり」のビジョン素案について質問します。

未来大国のビジョンですが、重点的に取り組む主な分野として、子ども、交流、イノベーション、食、健康という5つの分野に分けたということで理解しました。

その具体的な施策、ビジョンの後の中身に関して、各部局が横断的に連携して取り組むと書いてありますが、それ自体は非常に意義があることで、私はいいと思います。各部局の専門性を研ぎ澄ませていただいて、いいものにしていただきたいと思えます。

ただ、部局の数が、多いところで8つほどにまたがっているんですね。一方で一つだけのところもあるということで、一体どういうふうにこれを連携していくのか、そのイメージがわからないので、そのあたりの姿を教えてください。

【内田政策企画課長】今回のビジョンでは、5つの分野において、ありがたい姿を描いております。

そのうち、例えば子ども分野であればこども政策局、交流の分野であれば文化観光国際部と、それぞれの分野で主要部局を中心に、ありがたい姿の実現に向けた施策の方向性に沿いまして、関係する部局、多いところでは8つとかなりの

数に上るところがありますけれども、関係する部局と幅広く議論、協議を行いながら、具体的に施策のパッケージと、それを構成する個別の事業を構築していくことを考えております。

そうした議論の中で、各部局間で役割分担をして実施をしていくケース、あるいは各部局間の取組を連動させて相乗効果を高めていくといった様々なケースが考えられると思えますけれども、いずれにしても、これまで以上に部局の垣根を越えて議論をしながら進めることが重要であると考えております。

【大倉委員】つまり、メインとなるキャプテンのような部局があって、そこにほかの部局が集っていくというようなイメージでよろしいでしょうか。

【内田政策企画課長】そのようなご認識で結構でございます。

【大倉委員】でしたら、今、ワールドカップラグビーが行われていますけれども、ワンチームのように一つの塊となって、そこが推進力をもって進めていってほしいと思います。

未来大国のこれは素案だからいいんですけども、ビジョンは結構、見たイメージが文字ばかりなんですよ、私からすれば。県民にはちょっとわかりにくいと思うので、もう少し何かデザイン性というか、イラストを入れるとか、文章もそぎ落とすとか、その辺ももうちょっとコンパクトにして、過不足ないものにして県民に示した方がいいと思うんですが、そのあたりの見解をお示しいただければと思います。

【内田政策企画課長】ご指摘いただきましたように、ビジョンにつきましては、県民の皆様をはじめ様々な立場の方々に共感をいただきながら、思いを一つにして取り組んでいくことが必要でありまして、そのためには皆様に興味をも

っていただく、あるいは知っていただく必要があるというふうに考えております。

そのため、現時点ではビジョンは文字だけになっておりますけれども、ありたい姿をイメージできるようなイラストを含めて、多くの人々の目に留まり、手に取っていただけるようなデザインの冊子を作成するなど、工夫を重ねていきたいと考えております。

【大倉委員】ぜひ工夫をしていただきたいと思えます。わかりやすさというのは非常に大切だと思います。

このビジョンの中身自体は、私も懇話会の様子を傍聴いたしましたし、活発に議論されてきたという経緯も存じ上げております。そういった、せっかく取りまとめたきたビジョンですから、今後の具体的な施策というものが非常に大切だと思っております。

そういった観点から、施策を貫く3つの視点というものに私自身は着目しております。要は、情報発信という部分なのです。その部分は秘書・広報戦略部の質疑のところでは具体的に話させてもらおうと思うのですが、政策企画課としてというか企画部として、情報発信の意義について、重要性をどのように捉えているかをお示しください。

【内田政策企画課長】ビジョンに関わらず、繰り返しになりますけれども、様々な立場の方々が、共感いただきながら思いを一つにして、一緒に取り組んでいくというのは非常に重要だと考えておりますので、企画部としましても、あらゆる機会を捉えて情報発信をしていくことは非常に重要であろうというふうに考えております。

【大倉委員】ぜひですね。情報発信を全庁的にしていくのは、これはとても大事なことです。

特に長崎というのは、海外の方も非常に注目をしているところだと思っております。魅力的な資源が多いのです、長崎は。ですから、世界の中で長崎をどういうふうに発信していくか、これは本当に今後の長崎の、ちょっと大げさに言うと運命を決める鍵でもあると思いますので、情報発信に関しては非常に力を入れていただきたいと思っております。

続いて知事マニフェストに関して、対応状況の項目の書き方について、すみません、私は苦言を言いたいのです。「実施済・取組中」と一緒にしているのですけれども、私は、これは分けるべきだと思うのです。「実施済」なのか、「取組中」なのか、一緒にしているとちょっと分かりにくいので、実際の対応状況について、分けてお答えいただけるのかどうか、そこをお答えください。

【山下政策調整課長】対応状況の区分について、「実施済・取組中」としているところを分けられないかというお尋ねでございます。

例えば、1番の県民車座集会でございますが、先ほども政策企画課長からご答弁申し上げたとおり、名称を「こんな長崎どがんです会」として、これまで10回以上開催しております。これを踏まえまして、「実施済」とすべきか、あるいは「取組中」とすべきか、判断が分かれるところだと思えます。

また、3番の民間人材の積極的な登用につきましても、デジタル分野や広報の分野で民間人材の活用を行っているところでございますが、これらにつきましても、「実施済」とすべきか、「取組中」とすべきか、判断が分かれるところかと思えます。

このほか、4番の「長崎県民の皆様と対話をしていく県政の実現」や、5番の「県内各種団

体との協議を積極的実施」といった、どちらかといいますと県政に臨む姿勢のような項目につきましては、そもそも「実施済」という評価には、なかなかかなりにくいのかなと考えております。

このように、マニフェストに対応する施策の進捗状況につきましては、「実施済」とすべきか、あるいは「取組中」とすべきか、評価が難しい項目も多いことから、「実施済・取組中」と「検討中」という2つの区分で整理を行っているものでございます。

【大倉委員】非常に曖昧なのですね、そもそも、この書き方がですね。それがちょっと、どうなのかなというのが、私の中ではありまして。

どの項目も、取組中というものを含めば、変な話、結果が伴っていなくても「実施済」に分けられてしまうような書き方なのですね。つまりマニフェストをやっていますよという印象を与えるような資料だと私は思います。だから、この資料を見た時に、うがった見方をすれば、「実施済」と「取組中」を恣意的につくっているような、そんな印象を受ける人も私はいると思うのです。

ですから、こういう資料を出すのでしたら、どういうことを今取り組んでいるのか、そのために今はどこまで進んだのか、何が足りないのか、じゃあ、そのために何をすればいいのかということを書くべきだと思うので、ちょっとこの書き方はどうなのかなと、そのあたりを具体的に示すべきじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【山下政策調整課長】マニフェストの進捗状況の見える化のお話だと思います。マニフェストにつきましては、予算編成にも随時反映させているところでありまして、今後は総合計画の一

部見直し等にも反映させてまいりたいと考えております。

そのうえで、政策評価等を通して、結果的に達成状況の見える化にもつながるように工夫してまいりたいというふうに考えております。

【大倉委員】見える化という部分で言うのだったら、見えるようにしていただきたいと思えます。

この書き方を何度も言うのもあれなのですが、先ほど饗庭委員からも質問がありました「知事として行動力とリーダーシップを発揮」と、これは非常に抽象的だと思うのです。そもそも抽象的なものがマニフェストと言えるのかということなのです。これは当然のことなんですよ、知事として。だから、資質として必要なことをマニフェストとして書くところに、非常にこう何か、どうなんだろうというがあるので、こういうマニフェストの書き方はあまり意味がないんじゃないのかなということを指摘して、質問を終わらせてもらいます。

【田中委員】関連したような感じで、「知事マニフェストに対応する施策の進捗状況」について。

一番は、この資料をもらった時に、なんでこういう資料が出てくるのかなと私は疑問に思った。いろいろただしたら、小林委員の質問に対する対応として、まとめて出したのだと。それならまあ、検討に値するかなと。通常、私の経験では、委員会審議にこういうものが出てくるというのが、ちょっとびっくりした。しかし、それは委員の質問に対する回答ということだから。

その中で私も、今、大倉委員が話していたようにね。独り歩きするからね、この資料が。まだ知事は1年半ですよ。全部、「実施済」、「実

施済」というような感じだとね。

そんな簡単なものじゃないよ、県の施策は。従来からの県の政策、知事のマニフェスト、分ける必要もあるし、分けないとすると、「実施済・取組中」という感じでも、若干はっきりしなければ。

例えば「西九州新幹線のフル規格実現」、「実施済」、そんな話じゃないからね。長崎 - 武雄温泉間がいいよ。それから先も一応、西九州新幹線という形になるわけだからね。

石木ダム、現地へ足を運び対話を行うと、これはこれで、対話を行うことだけ見ればいいかもわからんけれども、「石木ダムの早期完成実現」ということになると、丸が付いてひとり歩きするわけにいかない。

「特定複合観光施設（IR）県内誘致の確実な実現」は「実施済・取組中」に丸。そうしたら、国の認定を受けているのだな、あなたの関係でいうと。

だから、やっぱり「実施済」と「取組中」は分ける必要があると私は思うから、これは委員長にお願いしたいと思うが、せっかく資料が出たから、分けた資料を再度提出してほしいと要望しておきたいと思うんです。

その中でも私が注目したのは、15の「佐世保発展のための政策」とわざわざやってくれてるから、こんなことがあったのかなと。これをもっと早く出していれば、我々も知事選挙をもうちょっと考えなきゃいかんかったかなという気もするぐらいね。

「米軍・自衛隊基地との連携、有効活用を行う」、「実施済・取組中」に丸と。そう簡単に丸というほどの実績はないよ、米軍・自衛隊基地との連携、有効活用と。どういう趣旨でこれを書かれているのか、内容がちょっとわからん

のだけれどもね。

それから、「重要な基地経済浮揚のため、艦船修理等の受注体制を整備する」、今はもうSSKと叫ぶのか。従来、我々はSSKで通してきたから、SSKで済ませるけど、艦船修理等、あまりないような感じがするね。

それから、「日本遺産である旧海軍鎮守府、窯業（肥前陶器）の歴史・伝統文化を活用・振興するため、展示施設を整備する」、丸と。これは佐世保市がやった施設だと私は思っているけどね、佐世保市が。県がやったとは思っていない。通称「凱旋記念館」をやったんだ、名称を変えたけどね。

それから、最後の「佐世保港について、長崎県が佐世保市と一体になった事業整備を進める」と。これは私も30年近くずっと、いろいろ議論してきたよ。佐世保港は、佐世保市が港長だから、佐世保市の管轄。長崎港は県が港長だけれどもね。だから、全然歴史が違うんだ。

しかし、やってくれるのはいいよ、やってくれるのは。やってくれるというよりも、補助金を少し出してくれれば、もっと助かる。佐世保市は直轄事業でやるからね。補助金事業よりも半々は出さなきゃいかんから、直轄は大体半々。補助金だと、もうちょっと楽な時もあるけどね。

そういう感じで、改めて佐世保市発展のための政策をやってもらえとなると嬉しいけれども、その認識の中身を知りたいし、こんなに「実施済・取組中」に丸、丸、丸、丸と書いてあるのは、ちょっと抵抗を感じるね。

これまで私が言ったことについての見解を聞かせてもらいたい。

【山下政策調整課長】マニフェストに対応する施策につきましては、委員ご指摘のとおり、県政の重要課題に関する項目も数多く含まれてお

ります。

こうした項目につきましては、一朝一夕には達成できるものではなく、県としてもさらなる努力が必要であると認識しておりまして、所管部局を中心に、関係部局や関係市町等としっかりと連携を図りながら、実現につながるよう取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

【田中委員】知事のマニフェストを一生懸命にあなたたちが頑張る、それはそれでいいと思う。しかし、ひとり歩きするような資料をね。この資料を一般の人が見たら、「ああ、そこまで進んでいるのか、1年半で大したものだな」と。あと2年半あるから、全部「実施済」になるのか、ありがたい話なんだけれどもさ。

ここら辺は、さっきから何度も言われている、「実施済」と「取組中」の区別はやっぱりつけないと。

道路事情だって結構、「実施済・取組中」に丸という形になっているけれども、道路事情だって今からまだまだ幾らでも、交通ネットワークの整備、これは「取組中」だよ。取組中でも、まだ初期の取組中だ、極端に言うよね。我々は、東彼杵道路なんかをいつも中心に、西彼杵道路はまあまあ進んでいるけれどもね。

そういうのがあるから、もうちょっときめ細かな対応をね。議会に提出する以上は、これは市民に提出するのと一緒ですよ、県民に。そういう方向で見たら、誰が見たって「ここまで進んでいるのか、1年半で」という感じになるから、県の従来からの取組は取組として、あなたたちが努力してきたことは、それはそれとして県民の皆さんに評価してもらおうような資料を出すべきだと私は思う。だから、中身についていちいち言わないけれども、総論的に言わせても

らうと、やっぱり一番の中心になるのは、「実施済」と「取組中」、これは分けるべきだと。

特に、長崎県の従来からの政策、ずっと長年、何十年とやってきた政策プラス知事のマニフェストというような意味合いでないかね。知事のマニフェスト即、長崎県の従来からの政策、一緒だったら、それは全部「取組中」じゃなくて「実施済」になるかもわからんけれども、そこら辺ははっきりしておきたいね。そうせんと、県民の誤解を生む。我々委員としても誤解を生む。

何か答弁があれば、聞かせてもらって終わりたいと思います。

【山下政策調整課長】マニフェストに対応する施策の進捗状況につきましては、「実施済」、「取組中」が分けられるかどうかというところも含めまして、関係部局等とも協議のうえ、取り扱いを検討してまいりたいと考えております。

【田中委員】そこまで言うなら、私もあえて言うけれども、分けなきゃだめよ、分けなければ。それは、「実施済」で全て済まされたって、たまったものじゃない。まだ1年半だよ、やれるわけがない、そんなに。今から努力してもらおうのがマニフェストなんだ。そんな全て丸、丸、丸で、ほとんどが済ませているわけだから。

少しぐらいあるかな、「検討中」が。「IR誘致に対応する佐世保・県北地域の都市構想を立案」、これは「検討中」、本当に検討しているのか。どういう検討をしているか、ちょっと聞かせてください。

【内田政策企画課長】こちらは、マニフェストにも書いてありますとおりIRに対応したということになっておりますので、区域認定の状況を見極める必要があると考えております。

【田中委員】 それはそうだけど、「都市構想」という文言が出てくると、そこら辺をどうのこうのする話じゃないからね。佐世保市とも相当詰めなきゃいかんだろう。財政負担だって、こういうものにするのか。都市構想、これは検討中だから、今からだろうけれども、ぜひ実りのある検討をしてほしい。これはあえて要望しておきます。ひとまず終わります。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山口(初)委員】 1つだけお尋ねします。経営状況説明書のこれは、まだいいですか、質問して。

【坂口委員長】 どうぞ。

【山口(初)委員】 5ページ、諫早の道の駅の関係についての支援を行っていただいているわけですが、ここのところを少し具体的にご説明いただきたいと思います。特に、愛称設定となっていますけれども、具体的にどうなったのか、教えていただけますか。

【内田政策企画課長】 こちらは公益財団法人ながさき地域政策研究所の経営状況説明書になっておりまして、こういう事業をしているのは私どもも把握しているんですけども、具体的にどういう支援を行った、どういう愛称になったというところは、すみません、承知をしていないものですから、後ほどご説明を差し上げたいと思います。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山村委員】 一つだけお願いします。

未来大国の分で、各部署連携してやっていくという中で、イノベーション分野というのは、恐らく民間の参入を物すごく促さなきゃいけないことになってくると思います。役所の中でいけば、規制する部署と推進する部署とたくさん出てくるかと思うので、民間の皆さんが進

入しやすいというか、体制の構築とありますが、県庁内での話もすごく大事になってくるかなと思っておりまして、未来大国そのものが県庁の中でどういう位置づけになっていくのかも含めて、お聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

【内田政策企画課長】 冒頭に申し上げましたように、県だけではなくて、県庁内部はもちろん連携、融合していくんですけども、関係団体、それは市町もそうですし、大学、教育機関等もそうですし、いろんな方と連携しながらやっていくのが大事だと思っています。そのための旗印として、この未来大国、ありがたい姿を掲げたいと思っていますので、従前の取組に加えて、より濃密な連携が必ず必要になってきますので、そういうところは我々も伸ばしていきたいというふうに考えていますし、ぜひ、県民の皆様方にもわかりやすく、冊子等を使ってお示しする中で、県政の方にも参画をしていただきたいというふうに考えております。

【坂口委員長】 ほかに質問はございませんか。

では、一巡目の質問は終わりたいと思います。田中委員、ありますか。

【田中委員】 IR関連について、いろいろお聞きしたいと思うんですけども、一番残念なのは、我が長崎県の最最最重要案件なのよ、IRというのは。その認識が、私はあるつもりだけれども、当局にあまり感じられないね。この報告の書き方にしても、もう少し詳しく、進捗していないなら進捗していないで、それはもう仕方がないけれども、もう少し親切な書きようがあると思うね、説明のしようがね。

どうなんですか。県の想定からすると1年遅れだよ、10月ということを考えれば1年遅れ。現状、1年遅れてしまったわけで、どうなるの

か、心配しています。

我々も、地元でいろいろ聞かれる、「どうなっているんですか」と。答えようがない、あなたたちが情報を発信しないから。どうなっているんですか、どうしようとしているんですか、長崎県は。

【小宮IR推進課長】 田中委員のお尋ねは、今、この継続している状況をどのように受け止めているかという趣旨だと思います。

4月14日に国土交通大臣から、大阪の区域認定について発表されました。それ以降、6月、7月、8月、9月まで審査委員会が開催されています。この間、審査委員会の事務局を務めています観光庁とも、テレビ会議等々含めて、様々な確認等も行っております。

私どもも、早期に認定をいただきたいということで、この間、審査に対応してまいりました。本県のみならず九州の地域経済、観光等に大きく寄与する大変重要なIRプロジェクトでございますので、しっかりと九州・長崎IRの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【田中委員】 まあ、通り一遍の、質問が通り一遍だから、答弁も通り一遍になるのかという感じもするけれどもさ。

あえて、委員の皆さんにもお願いしたいんだけど、長崎県の最重要案件なのよ、IRというのは。長崎県の財源に500～600億円ぐらいは毎年納付金が上がってくる、税金関係を含めると。これには私はいつも、消費税だって、地方消費税でちゃんと戻ってくるんですよと、これは大きいものがあるんだ、IRが。

そういうものが500～600億円入ってくるとすると、県が3分の1の200億円、佐世保市が3分の1の200億円使うけれども、あとの200億円

は県下21市町で使うことになっている。これは長崎県の大きな財源だと私は思いますよ。だから、本当にね、100年とかという感じではなくて、もっと長崎県の歴史を考えた時に、このチャンスを本当にものにしなければ、長崎県の浮揚はないと私は理解して、ここ何年かはいろいろな発言をしているんだけど、議員の皆さん方もあまり関心がないのか、一般質問を含めたって、10人ぐらいの人でしょうかね、いろいろな発言してもらえるのは。

これは、一つにはあなたたちが悪いんだよ。IRに対する取組で、企業との接触禁止とか、IRに物を言うと、いろいろとばっちりがあるよ、みたいな雰囲気をつくってしまったことが一番悪いんだ、あなたたちが。だから、今もって、いろいろ質問すると何と言われるかわからんよ、みたいな雰囲気がある。困ったものだと思っている。

それで、説明にある8月3日のMICE誘致の勉強会とか、9月5日の九州IR推進協議会のセミナー、この内容を少し聞かせてください。

【小宮IR推進課長】 8月3日に開催いたしましたMICEビジネスの勉強会につきましては、地元佐世保商工会議所、佐世保観光コンベンション協会のご協力をいただき、会員の企業等にご案内を差し上げまして、佐世保の経済界を中心に県内、それから福岡の経済界の皆様にもご参加をいただいております。リアルでの出席、またWebでの出席、合わせて53名の出席をいただいております。

内容といたしましては、「MICEが開催されるまでの様々なプロセスと産業界との関わり」と題しまして、長崎県・佐世保市IR推進協議会の特別アドバイザーであります嶋田和泉氏による講演のほか、ワークショップ等を開催いただ

きまして、約2時間、佐世保商工会議所の会議室で実施をいたしました。

それから9月5日に、九州IR推進協議会の主催で、IRビジネスセミナーを開催しております。こちらも同様に佐世保商工会議所並びに佐世保観光コンベンション協会のご協力をいただきまして、リアル参加が42名、Web参加が45名、計87名のご参加をいただいております。

内容といたしましては、「IRがもたらすビジネスチャンス」と題しまして、民間企業の國領様にご講演をいただいたほか、会場の皆様からも活発な質疑が行われたところでございます。

【田中委員】この内容を私は、九州全域にわたっての話かなと、九州IR推進協議会とか、佐世保市商工会議所と観光コンベンション協会で行った会合なんですね。私もコンベンション協会には年会費を毎年払っているけれども、案内がなかった気がするね。

だから、広報がちょっと、一般的な広報じゃなくして、組織の中、特に商工会議所だけの話なのかな。そういう感じがする。私は、案内があった記憶がないのでね。そういうのをやっているということなんですね。

それはそれとして、私が一番注目したいというか、お願いしたいのは、直近地元の合意形成。あなたたちは合意形成はできた、できたと言うけれども、1年も遅れてしまった現実において、地元の各自治会、直近地元よ、私が言っている直近地元、日宇地区からこっち、7か所ぐらいの自治会が、何か組織を作っているでしょう、視察まで行くぐらいの組織を。

ここで、この1年間、何かやってくれているのかな。ちょっと聞かせてください。

【吉田企画部政策監】IRの状況につきましては、4月14日に大阪が認定、長崎県は審査継続

となったことにつきまして、地元の東部自治連絡協議会の皆様、田中委員のご指摘のあった東部の周辺7地区の自治協議会長の集まりでございますが、その東部自治連絡協議会に出席をいたしまして、状況説明をさせていただいたところでございます。

その際には、地元の自治会長からも、認定がとれるようにしっかりと頑張ってもらいたいという激励をいただいたところでございます。

【田中委員】私がこういう発言をすると、地元の会長さんたちは反発するだろうけれども、そういう組織はあるけど、会長さんから下にね。自治会長さんというのは自治会の長だから、そういう会合があったら、自分で住民の皆さん方に知らせるような努力をしてほしいね。それは、あんまりなされていない。私は聞かない。私も一切、蚊帳の外だからね、この何とか協議会というのはね。何か、高村議員だけが顧問に入っているという話だけださ、そんな感じでやっている。

要は、私が言いたいのは、直近地元の合意形成をいま一度、いい機会だから、1年間延ばされたいいい機会だから、地元の合意形成に向けての説明会をぜひやってもらいたい。7か所だ、大体ね。会長さんばかり集めて説明したから、それで全てというわけにはいかんと思う。それでも集まらない。広報があまりうまくいっていないからね。

例えば江上地区でやる時だって、はっきり言うとならぬ、我々にも一切、案内はない。そんな感じだから、ぜひ地元の合意形成に向けて、1年間延びてしまったけれども、我が長崎県は一生懸命に頑張っているんですよと、ぜひ引き続きというようなね。1年も延ばされちゃったんだからさ、私はやるべきだと思うのが一つ。

もう一つ私がお願いしたいのは、長崎県がIRはやるんだから、今年予算化した事業のうち、1か所、2か所ぐらいは先行してやってくださいよ。

一番目玉は、地元で言うと針尾橋の5車線化だ。予算は組んでいるんだから。私も、補助事業でやっているのか、交付金事業でやっているのか、認識はしていないけれども、県単事業ということはある得ない、十数億円の事業だから。予算を組んでいて、1年使わなきゃどうするかという話が、交付金事業なんか特にね。やってくださいよ、1つぐらいは地元対策に、先行して。ぜひ、土木部と検討してほしい、一つぐらいは。

これも余分なことかもわからんけど、今日の新聞を見ると、ハウステンボスが増設計画を打ち上げている、300万人入れると。

そうなると、多い時には乗用車が、そうね、1万台までいかないけど、7,000~8,000台かな、バスが300台ぐらいあるのよ、4万人ぐらいのことを考えるとね。普通の時には5,000人と思えば、そんなことはない。多い時に合わせて交通インフラの整備をしなきゃ、困るんだ、地元としては。

だから、ぜひ針尾橋の5車線化は、先延ばしすることなく、今年度動くようにしてくださいよ、予算を組んでいるんだから。予算を組んでいるんですよ、土木部は。

もう一つ言わせてもらおうと、IRの直近の周辺で、佐世保市がやろうとする上下水道、上水道は、宮地区はまだいってないのよ、佐世保市の水道が。ぜひこれは先行してでもね。佐世保市にお願いして、先行してください、宮地区の上水道。それから周辺の下水道整備、大体やろうと言っているから、住宅対策でね。これは、す

っとできる事業じゃないから、3年、4年、5年とかかる事業だから、やっぱり先行してやってほしいと。

インフラで、県でいうと土木部が所管する針尾橋の5車線化。針尾バイパスは一生懸命、今進捗していますよ。来年3月、県道崎岡早岐線が供用開始になるそうだけれどもね。

それから、佐世保市が所管する上下水道の問題、どうせやるんだから、IRが来て。若干、地元対策として先行してほしいと要望しておきたいと思うんですけども、答弁をできるなら、お願いします。

【吉田企画部政策監】田中委員のご指摘にございました、地元の自治会等の皆様に対しましては、IRの認定取得後、工事が早速始まりますし、工事中の安全確保等についても要望等を受けておりますので、認定が取れたらすぐ説明会ができるよう準備を今進めているところでございますので、それをしっかりと地域の皆様に説明したうえで、地域の皆様の要望を受けていくということで進めさせていただきたいと思っております。

それから、県市のIR周辺の整備事業につきましても今ご指摘を受けましたが、財源の一部としてIR事業者が負担する負担金を充てているものも相当ございますので、こちらもやはり認定をトリガーとして、今は事業をすぐにも開始できる準備をしっかりと進めているところでございますので、ご報告させていただきます。

【田中委員】やめようと思ったけれども、あなたの答弁を聞くと、また言いたくなる。

認定後やるとなるとさ、認定はいつになるかわからない。

だから、1年も経過した今、地元対策として、「こういうことで遅れています、近々のうち

に認定があると思うので、よろしく」ぐらいのことをすべきだというのが私の見解なのよ。近々の何とか対策協議会があるでしょう、日宇からこっちの7地区の自治会かな、そこにはやっぱりすべきだと思う。

もう一つ、後のやつ、事業者からもらう金もあるだろう。だけど、針尾橋の5車線化は事業者からもらわれんだろう。あれはもらうのかな。私は、ハウステンボス対策でやるべしというのが昔からの話なんだ。

宮地区の上水道にしたって、事業者からもらうわけではないだろう。これは石木ダムとの絡みで遅れているんだけどね。宮地区というところは、まだ佐世保市の上水道の恩恵を受けていない。しかし、連坦地域という制度で、家が100軒以上できている、今でも。IRが来れば、それこそ1,000軒単位になるかもわからん。だけれども、上水道は地元の川から、地元でやって給水しているわけだからね。下水道は、やっぱりやるべしだから。ハウステンボス、IRのためだけの下水道じゃないと思っているよ、公共下水道は、周辺、せめてね。調整区域だから、調整区域である以上は、下水道は永久に来ません。しかし、これはIRを見込んで地元対策、特区か何か作って佐世保市はやろうとしていると思うけれども、それに援助してほしいという話です。

その2つは、よろしく願いしておきたいと思います。終わります。

【坂口委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時22分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時23分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年9月28日

自 午前 9時58分
至 午後 3時17分
於 委員会室1

新幹線対策課長 川口 正剛 君
県庁舎跡地活用室長 松島 勝久 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 坂口 慎一 君
副委員長(副会長) 中村 一三 君
委 員 田中 愛国 君
" 外間 雅広 君
" 山口 初實 君
" 前田 哲也 君
" 大場 博文 君
" 饗庭 敦子 君
" 山村 健志 君
" 大倉 聡 君

秘書・広報戦略部長 大瀬良 潤 君
秘書・広報戦略部次長 中原 康博 君
秘書課長 黒島 航 君
ながさきPR戦略課長 小川 昭博 君
広報課長 松浦 浩二 君

3、欠席委員の氏名

小林 克敏 君

総務部長 中尾 正英 君
総務文書課長(参事監) 鳥谷 寿彦 君
県民センター長 栞原 恵 君
人事課長 永峯 裕一 君
新行政推進室長 徳永 真一 君
職員厚生課長 浦田 浩次 君
財政課長 苑田 弘継 君
財政課企画監 鴨川 司 君
管財課長 山道 繁 君
管財課企画監 森 祐子 君
税務課長 山口 俊也 君
税務課企画監 田端 健二 君
債権管理室長 太田 昌徳 君
スマート県庁推進課長 吉村 邦裕 君
スマート県庁推進課企画監 永川 慎吾 君
総務事務センター長 小林 陽子 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

地域振興部長 小川 雅純 君
地域振興部政策監
(離島・半島・過疎対策担当) 渡辺 大祐 君
次長兼交通政策課長 鳥居 祐輔 君
地域振興部参事監
(県庁舎跡地活用担当) 坂田 昌平 君
地域づくり推進課長 宮本浩次郎 君
地域づくり推進課企画監
(離島振興対策担当) 坂本 敬作 君
市町村課長 大塚 英樹 君
土地対策室長 吉田 良則 君

危機管理部長 今富 洋祐 君
危機管理対策監 池田 聡 君
防災企画課長 飛永 琢也 君
基地対策・国民保護課長 庄司 貴繁 君
消防保安室長 松尾 健自 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 開議

【坂口委員長】 皆さん、おはようございます。
委員会を再開いたします。

なお、小林委員から欠席する旨の届けが出て
おりますので、ご了承願います。

これより地域振興部関係の審査を行います。

【坂口分科会長】 まず、分科会による審査を行
います。

予算議案を議題といたします。

地域振興部長より予算議案の説明を求めます。

【小川地域振興部長】 おはようございます。

地域振興部関係の議案についてご説明いたし
ます。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資
料」の2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
第69号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予
算（第5号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳出予算で、企画費3億
3,250万円の増となっております。

これは、JR九州におけるポストコロナに向け
た地域住民や観光客等の利用者の利便性向上、
利用促進の取組への支援に要する経費でありま
す。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を
終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上
げます。

【坂口分科会長】 次に、次長兼交通政策課長よ
り補足説明を求めます。

【鳥居次長兼交通政策課長】 公共交通事業継続
緊急支援費についてご説明いたします。

資料をご覧願います。

本年の6月補正予算におきまして、県内の各
交通事業者に対する支援策を講じたところでご
ざいますが、今回は、6月補正予算で対象として
おりませんでしたJR九州に対する支援策につ
いて予算を計上しております。

現状といたしまして、新型コロナウイルス感
染症が5類に移行した本年は、コロナ禍で減少
した公共交通利用者の回復、観光客等の交流人
口の拡大に重要な時期であること、また、コロ
ナ禍からの緩やかな回復により、JR九州の鉄道
事業の営業利益は回復傾向にあるものの、依然
としてコロナ前の水準までは回復をしていない
という状況でございます。

そのため、ポストコロナに向け、地域住民や
観光客等の利用者の利便性向上や利用促進のた
めにJR九州が実施する長崎県内の駅における
ICカードの導入を含む各取組や鉄道事業継続
を支援するため、JR九州に対する支援金を交付
することとしており、予算額3億3,250万円を計
上しております。

なお、今回の事業につきましては、国の電力・
ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の
臨時交付金を活用することとしております。

以上が事業の概要でございます。ご審議をよ
ろしくお願い申し上げます。

【坂口分科会長】 以上で説明が終わりましたの
で、これより予算議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

【外間委員】 おはようございます。公共交通事
業継続緊急支援費につきまして、私の地元であ
る県北地域等も関連があり、予算も大きいもの
ですから、2点ほど質問させていただきませ
う。

この公共交通事業継続緊急支援費としてJR
九州への支援金を交付することについて、ただ
いま次長兼交通政策課長よりご説明をいただき

ましたけれども、今回の支援を行う目的について再度確認をさせていただきたいと思っております。

【鳥居次長兼交通政策課長】今回の支援の目的についてのご確認の質問でございます。

今回、他の交通事業者と同様にJR九州の鉄道利用者につきましては、コロナが5類感染症に移行した現在も、コロナ禍前の水準までは回復をしていないという状況でございます。

先ほど申し上げましたように、本年は利用者の回復、あるいは交流人口の拡大に向けて非常に重要な時期となるところでございまして、ICカードの導入など、JR九州が行うポストコロナに向けた地域住民、観光客等の利便性向上や利用促進のための取組を支援したいと考えております。

【外間委員】最後におっしゃられたICカードの導入、そしてポストコロナに向けた地域住民、観光客等の利便性の向上、利用促進のためのJR九州の取組を支援していくという考えをお聞かせいただきまして、理解をいたしました。

そこで、もう一点お尋ねをいたしますが、今回のICカードの導入区間については、この写真入りのJR九州への支援金のところに書いてございます南風崎駅から大村車両基地駅を含むと、ここまであることが説明資料にも記載してあったんですけれども、この区間への導入を支援する経緯、目的、効果、このことについてお尋ねをいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】今回の資料の中の一つの取組でございますICカードの導入の区間、資料にも南風崎駅から大村車両基地駅までということに記載しておりますが、この経緯、あるいは目的、その効果についてのお尋ねでございます。

ICカードの導入に関しましては、昨年度、佐

賀県と長崎県とJR九州の3者による連携事業といたしまして、両県にまたがる西九州エリアへの導入拡大を支援しております。具体的に佐世保線の、県内でいきますと三川内駅から佐世保駅間と、大村線のハウステンボス駅1駅において、今後、ICカードが導入されることになっております。

ただ、佐世保線等への導入の後も、大村線の南風崎駅から大村車両基地駅については、引き続きICカードが利用できない区間という形で残るということになるため、これまでも、JR九州に対して、この部分の改善を要望しており、今般、ようやくJR九州との調整が整ったことから、関連の補正予算を計上させていただいたところでございます。

大村線の区間に導入されるということで、実際、導入をされる区間だけではなくて、県内の第二の都市である佐世保市と長崎市間の在来線での移動に関して、佐世保市から長崎市間の在来線の駅全てでICカードが利用できることとなります。

これにより、今回の導入の効果ということでございますけれども、地域住民、観光客の利便性向上、交流人口の拡大につながるというふうに考えておりました、具体的には沿線の住民にとっては、通勤・通学で日常的に利用されるという方だけではなく、買い物、通院など都度の利用といったところでもICカードが使えるようになります。

それから、観光客あるいはビジネス客など、県外からお越しのお客様にとっても、長崎駅とハウステンボス駅、あるいは佐世保駅への行き来がしやすくなります。例えば長崎駅から大村近辺までは、今、既にICカードが入っており、この間の移動についてはICカードが使えるん

ですが、これ以上先に行こうと思うと、現在使えないということになります。

ですので、長崎駅から乗車し、今導入されていない区間を越えて移動する方にとっても非常にメリットが生じると考えております。

これにより、長崎～佐世保間の移動がしやすくなり、交流人口の拡大の面においては、佐世保を中心とする県北地域を含めて、県内での周遊促進効果も期待できますし、西九州新幹線の利用客においても、新幹線駅から周遊しやすくなるなど、効果が発揮されるのではないかと期待をしているところでございます。

【外間委員】 ご説明ありがとうございました。県が支援をしなければJRは、ハウステンボス駅、大村車両基地駅、いつまでにやってくださるか分からないという状況で、今のご説明で、一定、県民に広く利用していただくことによって、さらに交流人口の拡大にも大きく寄与できるものと期待ができそうです。ご説明ありがとうございました。了としたいと存じます。

【坂口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【饗庭委員】 おはようございます。私からもちょっと質問をさせていただきたいと思います。

今ご説明があったように、利便性の向上ということでICカードの導入ということは非常に評価できるかなというふうに思っております。その中で西九州エリアの拡大は令和6年度に行うということが決定されておりますけれども、この事業はいつぐらいに導入ができるのか、お伺いします。

【鳥居次長兼交通政策課長】 今回、大村線への導入に関する供用開始の時期についてのご質問でございます。

先ほど委員からもご指摘がありましたように、佐世保線等への導入については令和6年度中の

供用開始を目指してありまして、一方で、大村線においては、これからJRにおいて機材の発注、システム改修などを行っていくということになりますので、一定程度時間を要することになります。

佐世保線への導入の時期と作業の開始のずれを考慮いたしますと、令和7年度中の供用開始を目指したいとJR九州からお聞きしているところでございます。

【饗庭委員】 そうしますと、西九州エリアは令和6年度、こちらの大村線は令和7年度となると、利用する県民の方が結構混乱するのではないかと思います。その中で県からJR九州さんに、もっと前倒しして、できれば令和6年度一緒がいいんですけど、一緒は非常に厳しいかなというふうに思いますので、混乱が多く続かないように、利用しようと思って乗ったけど、結局、利用できなかったみたいになることがあるかと思っておりますので、ぜひ早めの導入をということでJRさんに要望していただきたいと思いますが、県のお考えをお伺いします。

【鳥居次長兼交通政策課長】 早めの導入をというご要望、ご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、どうしても今から作業を行うと、発注をして、実際に工事作業をしていただくということで、なかなか同時に導入するというのは、難しい面があると思っております。

一方で、混乱がないようにということに関しては、実際今でもJR九州において、長崎駅あるいは諫早駅で、大村方面あるいは佐世保方面に向かう時に、ICカードが使えませんという掲示は出しているところでございまして、それでもそのまま乗ってしまうといったケースもあるとお聞きしておりますので、その周知というのはしっかりとさせていただくことは必要

だと思っております。

佐世保線の方に先に導入された後、さらにそういったことも生じる可能性がありますので、今まで以上に利用者の皆様に状況が伝わるように掲示等を含めて周知活動をしていただくということは、しっかりお願いをしていきたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ混乱対策を取るとともに、県が出す大きな予算でございますので、JRへの要望も重ねてお願いして、終わりたいと思います。

【坂口分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【大倉委員】おはようございます。私からも幾つかご質問させていただきます。

ICカード導入の支援に関してですけれども、これは佐世保市からの要望もありますし、利用者の方にとっても利便性向上につながると思っております。私も必要だと思っております。今日の長崎新聞の「記者の目」にも、この記者の方の実感をもって、ここはICカードが必要なんだということが書かれておりました。私自身も、この普及が必要だと認識しております。

そういう中ではあるんですが、この予算額が3億3,200万円余り、結構な予算額でございます。財源は国庫支出金からということで、使い道に関しては、確かに8番のところに「地域公共交通や地域観光業に対する支援」というので、これが含まれているので、全く何も問題ないとは思わんですけれども、その使い道に関して、くしくも上の段に書いてあるのが、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援とか、農林水産業における物価高騰対策支援というようなことも書いてあって、いわゆる今の世の中というのは、物価高で皆さんが苦しんでいる状況があるわけです。そういった使い道の方がもしかして先なんじゃないのかという声も出てこないと

も限らないと思っておりますので。つまり私が言いたいのは、今、JR九州に支援が必要なところを、なぜ今3億3,000万円の支援が必要なのか、ここをきちんと説明していただいて、で、今これが必要なんだということをきちんとお示ししていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【鳥居次長兼交通政策課長】なぜ今のタイミングでJR九州への支援行うのかというご質問でございます。

少し先ほどの外間委員への回答と重なる部分がございますけれども、まず、JR九州に対して支援を行うという趣旨に関しましては、他の交通事業者と同様に、JR九州における鉄道利用者の数というところは、現在もコロナ前までは回復していないという苦しい状況でございます。他の交通事業者に関しましては、6月補正において燃油高騰への支援という形で支援金を交付させていただいたところでございまして、その際にJRに対しては特段の措置を取っていません。

先ほど申し上げましたが、本年は公共交通の利用者回復、交流人口の拡大には重要な時期ということで、これはほかの公共交通とも変わらない状況であります。

県内の主要な地域間移動を担うJR線ということで、ここへの支援というのは、やはり必要であろうということで、ほかの事業者向けの支援とは少し形は異なりますけれども、今回、JR九州のICカード導入といった取組など、ポストコロナに向けた利用者回復の取組を支援したいという趣旨でJR九州に対して支援を行うということでございます。

それから、タイミングに関してですが、これも先ほど申し上げましたが、昨年度、佐世保線

等への導入というのが、佐賀県も含めた三者での連携事業で決まったところでございます。これもご指摘がありましたけれども、大村線の区間が使えないことによって利便性という面で課題が残りますので、ここは一刻も早く解消したいということで調整を続けてきて、ようやく調整が整ったというのが、まさにこのタイミングでございましたので、今回、補正予算を計上させていただくというタイミングになったものがございます。

ほかの分野への支援ということに関しましては、我々の所管が交通事業者ということでございますので、交通事業者に対して国の財源も活用しながらどういった支援ができるのかといったことも踏まえながら、よく検討させていただいた結果、今回の形になったというところがございます。

【大倉委員】タイミングに関してしっかりとご答弁いただき、よかったです。ありがとうございます。理解できました。

その中で細々したことも一応聞いておきたいので伺いますが、南風崎駅、大村車両基地駅、この沿線の利用客の方は、基本的には学生さんが多いのか、それとも観光客の利用が多いのか、そのあたりは出ているのでしょうか。

【鳥居次長兼交通政策課長】大村線の利用者の属性に関しましては、実はJR九州の方でも詳細なデータ、例えば定期の利用で学生の定期がどれぐらいで、一般の通勤の定期がどれぐらいでといった詳細なデータは公表されていないところがございますので、つぶさに把握をしているわけではございません。

ただし、JR等への聞き取りも含めると、例えば大村駅では、朝夕の通勤時間帯、通学時間帯というのは、やはり圧倒的に高校生を中心と

した学生の利用が多いというふうには伺っているところがございます。

【大倉委員】なぜ聞いたかということ、学生の利用客が多い場合は定期券を持っているので、ICカードが必要なのかという声が出てきた時に、どうお答えするのかというところを聞きたいんですが、いかがでしょうか。

【鳥居次長兼交通政策課長】委員おっしゃるとおり、現状、仮に学生が多いとすれば、定期を持っており、既に磁気定期で券面を見せて通過するという形なので、ICカードになった時にどういった変化があるのかという点に関しましては、劇的な変化まではないのかもしれないという1点がございます。

一方で、例えば東彼3町の地域とかから大村に通う学生のケースを想定してみますと、今でありますと、例えば彼杵駅から乗車して大村駅で降りるといような形の時に、無人駅の彼杵駅ではそのまま乗っていただいて、大村駅では改札で駅員さんに目視で定期を見せていただいている状況になっております。そうしますと、駅員さんが今一人しかいないという状況で、どうしても朝の時間は券面を見せるために窓口混雑し、滞留するようなケースもでございます。大村駅は既にICカード改札が2レーン設置されておりますので、皆さんがICカードを利用できるようになれば、滞留もスムーズに流れるようになってくるといった効果は期待できるのではないかと思います。

大きな効果を発揮するのは、やはり定期外の利用だと考えておまして、定期を持っていても、定期外の、もう少し先の区間まで行くことも当然ありまして、そういったケースには精算行為が必要ですので、都度都度、紙の切符を買ったりとか精算をするといった必要がなくなり

ますので、こういった面で非常にスムーズになり、効果を発揮するだろうと考えているところでございます。

【大倉委員】わかりました。

ちょっと視点を変えて3億3,200万円余りの予算額に関してですが、基本的には、これは支援費の名目が公共交通事業継続緊急支援費ということで、これは基本的にはJR九州が使い道は自由だと思うんですが、そういう中でもICカードという部分に特化して使っていただけるということなんでしょうか。

【鳥居次長兼交通政策課長】支援金の使い道ということでございますが、委員ご指摘のとおり、形としては支援金にはなっておりますが、JRと調整を進める中でICカード導入の初期投資に必要な相当額を支援するというで調整がついたものですので、今回の支援の中に入っておりますので、JR九州において、しっかりと導入をしていただくということになっております。

【大倉委員】初期投資ということですね。ですから、ICカードを1基、結構するということなんでしょうか。それともシステムの結構これは値段がかかるということなんでしょうか。そして、その後の維持管理、ランニングコスト等はどうするのか、そこも含めて教えてください。

【鳥居次長兼交通政策課長】費用の初期投資に要する詳細については、今後、JR九州が発注して作業していくということになりまして、詳細な額が確定しておらず、JR九州やあるいはJR九州が発注をする先との関係もございまして、この場でお示しすることは差し控えさせていただきます。

今回の支援金額全体については、JRへの支援金ということではございますけれども、先ほど申し上げましたようにICカードのエリア拡大

をしていただくということで調整しておりますので、これに要する費用を過去のICカード導入実績等も踏まえて算定をしており、結果、この額になっているところでございます。

また、ランニングコストについては、ほかの九州エリアと同様に、JRの方で運用していく中で経費を負担していただく形の予定でございます。

【大倉委員】わかりました。アフターコロナ、そしてポストコロナの今、公共交通利用者をコロナ前までの水準に回復させていくということは非常に大切なことだと思っております。さらに、観光客の利便性も高めていくと。ですので、JR九州さんには、ぜひICカード設置をしっかりと、その部分でご使用いただいて利用客の利便性向上につなげてもらいたいと思います。

質問を終わります。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか

【田中委員】今のICカードの関係で私もちょっと確認しておきたいと思うんだけど、一応、県北の佐世保線は済んだと、あと大村線関係が繋がるということで、全てもうつながってしまうということなのかな、ICカードの利用は。

【鳥居次長兼交通政策課長】委員ご指摘のとおりでございます。佐世保エリア、佐世保線とハウステンボス駅については、昨年度に導入決定、それから今回の支援金を活用して大村線の残りの区間に導入されるということになりますので、佐世保～長崎の移動については、全ての在来線の駅で導入されるということになります。

【田中委員】そうすると、今まで長崎からハウステンボスに行く場合は使えなかったわけね。それが使えるようになったと、便利になったということになると思う。南風崎駅はハウステン

ボス駅の隣だから。これは南風崎駅で終わったってハウステンボス駅があるわけだから、ちゃんとつなげて行けるということですね。

【鳥居次長兼交通政策課長】ご指摘のとおりでございまして、ハウステンボス駅は先ほど申し上げたように、令和6年度中の導入ということで先に入って、その後、少し工事期間を経て南風崎駅以南が入るとい形になりますので、それが終わればつながった形で長崎駅からハウステンボス駅までもICカードを使って利用できるということになります。

【田中委員】最初に聞いた時に、国の施策で電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金と、これを使ってやるということなのでちょっと違和感を感じただけけれども、その後こういう説明がちゃんとあったので理解するけれども、大体ソフト的な感じで、ハードの施策は無理だということはあるけれども。

もう一つ私は要望を、今後お願いしたいと思うのは、国鉄から分離してもう40年近くなる松浦鉄道のソフト的な支援策をぜひ検討してほしいのと、この交付金を使って。来年度もあるのかな、この交付金は。今年で終わりですか、国の施策は。どうなんですかね。

【鳥居次長兼交通政策課長】来年度の国のこの交付金があるかということについては、まだ決定したものはございませんが、今回活用させていただくこの財源については、昨年度、令和4年度の補正予算で成立したものを活用させていただくという形になっております。

【田中委員】 そうすると、令和5年度はなかったわけ、5年度の長崎県枠は。これは4年度の予算を使っているということだけ。令和5年度は5年度であって、また別の方に使ったということですか。

【鳥居次長兼交通政策課長】今回使わせていただく財源については、令和4年度の補正でついたものを繰り越すような形で、今回、5年度に使わせていただくということになっておりまして、5年度の補正予算というのはまだ特に国の方で措置されておりませんので、あるかないかというご質問に対しては、現状、ないということになります。

【田中委員】 そうすると、交付金、ある程度一括でくると思うので、残をまだ長崎県としては持っているのか、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金は。

【鳥居次長兼交通政策課長】県全体の交付金の額に関して、6月の補正において大枠は使わせていただいている、今回の補正で使わせていただくものでおおむね全額を使用する形になっているというふうに認識をしております。

【田中委員】 質問の趣旨は、有効活用、当たり前だから、国から交付金をもらって、当たり前だから。もう一つ掘り下げれば、県北対策とすれば松浦鉄道というの、やっぱり公共交通事業だからね、JRの関係でいうと。40年前、採算が取れないからといって分離されただけの鉄道なんだよね。また改めて後で松浦鉄道の支援策はやろうと思うけれども、ひとまずはそういう感じで言うと、松浦鉄道、島原鉄道、2つあるわけだからね。やっぱり何らかのやれることがあれば、ぜひ取り組んでほしいと要望して、終わります。

【小川地域振興部長】今の田中委員の松浦鉄道もしくは島原鉄道への支援ということですが、松浦鉄道と島原鉄道につきましては、6月の補正予算におきまして同じ交付金を活用いたしまして、燃油価格の高騰支援という形で既に支援をさせていただいております。

また、今後の安定的な運行という意味におきましては、沿線自治体と一緒に なりまして協議とか今後の対策等について今検討を進めているところでございますので、ぜひその部分についてもご理解いただければと思っております。

【坂口分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第69号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異義ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異義なしと認めます。

よって、第69号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

地域振興部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、地域振興部長より所管事項の説明を求めます。

【小川地域振興部長】地域振興部関係の議案外の報告事項及び所管事項についてご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係説明資料」をお開き願います。

まず、議案外の報告事項についてご説明いた

します。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した2件につき、損害賠償金合計9万8,307円を支払うため、去る8月28日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

（地域づくり人材のプラットフォーム構築等について）

地域づくり人材の掘り起こしや、人と人とのマッチングにより、地域の活性化や新たな地域活動の創出を図るため、県内各地域における地域づくり人材のプラットフォームの構築を進めております。

具体的には、コーディネーターが地域活性化に取り組まれている方々に対し、その活動内容等について、トークショー形式の公開インタビューを行うとともに、会場やオンライン視聴者とも質疑応答や意見交換を行いながら、新たなつながりなどを創出していくこととしております。

今年度は県内7地域において開催することとしており、去る9月8日に川棚町で第1回目を開催し、今後、松浦市や雲仙市などで開催する予定としております。

公開取材の様子については、記事や動画でホームページに掲載し、SNSで発信することなどにより、各地域で地域づくりに携わる人たちに新たな気づきを提供するとともに、人と人とのネットワーク強化を図り、地域住民主体による地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

また、地域コミュニティ対策や地域振興施策を推進していくうえで、地域に寄り添うことができる行政職員が求められていることから、市

町や県の職員を対象に「『地域づくり』への関わり方」をテーマとした研修会を去る8月21日に開催いたしました。今後もフィールドワークなどを行いながら、地域づくりについて職員のスキルアップを図ってまいります。

恐れ入りますが、「総務委員会関係説明資料（追加1）」をご覧ください。

（地価動向について）

国土利用計画法に基づく地価調査について、去る9月19日に「令和5年長崎県地価調査の結果概要」について公表を行ったところであります。

その概要については、県下の地価動向は、全用途での令和5年の対前年平均変動率はマイナス0.2%で、前年から0.4ポイント下落幅が縮小しております。

具体的には、住宅地において、令和5年の対前年平均変動率はマイナス0.4%で、前年から0.3ポイント下落幅が縮小しており、平成11年以来25年連続での下落数値ではありますが、ここ3年連続で着実に持ち直し傾向が見られております。

また、商業地においては、令和5年の対前年平均変動率は0.0%で、前年から0.4ポイント上昇し、令和元年以来4年ぶりに横ばいに転じたところであります。

近年の本県の地価動向の背景としては、西九州新幹線開業による開発促進への期待や、都市部のマンション用地需要や住宅地需要などが旺盛で、その周辺部にも波及効果が見られ、住宅地及び商業地における平均変動率は持ち直し傾向にあるものと分析しております。

県としましては、引き続き、土地取引に関して円滑な運用を図るとともに、国が行う地価公示制度と併せて、一般の土地取引に対して適切な指標の提供に努めてまいります。

恐れ入りますが、「総務委員会関係説明資料」にお戻りいただき、3ページ上段をご覧ください。

（長崎空港の運用時間延長・24時間化に向けた取組について）

長崎空港の運用時間延長に向けては、これまで継続的に国と協議を重ねてきた結果、昨年3月に航空管制業務の一部リモート運用が開始され、航空需要に応じた弾力的な運用が可能となったところであります。

県としましては、これを好機と捉え、関係機関と調整を行い、ソラシドエアの協力のもと、8月23日から25日までの3日間にかけて、長崎＝羽田線において、早朝2便、夜間2便の計4便の臨時便を運航したところであります。

時間帯としては、現在より1時間程度長崎を早く出発し、また、遅く到着する便を設定し、現行の運用時間を越えて運航しました。また、9月28日から30日にかけても臨時便を運航する予定としており、多くの皆様に利用していただけるよう周知に取り組んでいるところであります。

現在、10月以降も複数回実施できるよう調整を進めており、様々な視点で実証運航を重ね、需要や課題を探りながら、定期便の就航に繋げ、段階的な運用時間の延長を図り、長崎空港の24時間化が実現するよう、引き続き取り組んでまいります。

さらに、長崎空港の航空ネットワーク拡充に向けても、各航空会社と協議を進めた結果、10月29日からの冬ダイヤでは、ANAの羽田線において1便増便となり、スカイマークにおいては、既存の羽田線に加え、新たに札幌・仙台・茨城・那覇線に対して、神戸経由の乗継便を設定していただきました。

これらの新たな動きをしっかりと定着させるよう、今後も引き続き航空会社をはじめ、関係者と連携しながら実績を重ね、長崎空港の活性化に取り組んでまいります。

（離島航空路線の維持・確保について）

本土と離島を結ぶ航空路線については、運航するオリエンタルエアブリッジにおいて、39人乗りの現行機材から、48人乗りのATR機への機材更新が進められております。

このうち、ATRの1号機は、本年7月1日から、長崎空港と離島を結ぶ一部路線に定期便として就航を開始しております。

また、2号機については、7月5日にフランスのATR社から長崎空港へ到着したところであります。

今後は、速やかに乗員訓練を行いながら、令和7年度からのATR2機体制での運航を目指しており、本年10月末からの冬ダイヤにおいて一部増便するなど、暫定ダイヤ前の便数回復に向けて徐々に稼働を増やしていく予定となっております。

ATRは、現行機材よりも座席数が2割増加し、機体の性能向上による更なる安定運航も期待されることから、住民の利便性向上や交流人口の拡大に寄与するものであり、県としましては、引き続き、関係市町と連携しながら、路線の維持・確保に努めてまいります。

（九州新幹線西九州ルートについて）

昨年9月23日に開業した西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）は、開業1周年を迎えました。

恐れ入りますが、「総務委員会関係説明資料（追加2）」をご覧ください。

県としましては、この間、西九州新幹線で本県を訪れた方々に対して、新幹線沿線地域だけでなく、県内各地への周遊を促すなど、開業効

果の波及・拡大に取り組んできたところであり、開業後1年間における新幹線利用者数は、約242万人と順調に推移しております。

こうした中、開業1年となる9月23日には、JR九州において、1日限定で西九州新幹線が乗り放題となるTシャツきっぷの販売や、新幹線かもめをお掃除する参加型イベントが大村車両基地で開催されたほか、沿線各駅においても開業1周年をお祝いするイベントが開催されました。

県では、9月23日と24日、出島メッセや長崎駅コンコースにおいて、西九州新幹線長崎県広報大使の長濱ねるさんのトークショーなどのステージイベントをはじめ、県内21市町の特産品などのブースを集結させたイベントを実施し、2日間で約3万人と多くの方にご来場いただき、皆様と開業1周年をお祝いすることができました。

再度恐れ入りますが、「総務委員会関係説明資料」にお戻りいただき、5ページ中ほどをご覧ください。

また、10月14日には、県内の子どもたちを対象とした西九州新幹線無料乗車会を実施する予定で準備を進めているところであり、県としましては、引き続き、市町や関係団体等と連携しながら、賑わいの創出とさらなる新幹線効果の拡大に努めてまいります。

一方、九州新幹線西九州ルートにおける新鳥栖～武雄温泉間の整備の在り方については、国土交通省と佐賀県との幅広い協議や、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」等で議論が続けられております。

県としましては、こうした動向を注視しながら、関係者と様々な議論を積み重ねるなど、引き続き、西九州地域全体の発展に資する全線フ

ル規格による整備の実現に向けて取り組んでまいります。

（県庁舎の跡地活用について）

県庁舎跡地の活用については、県庁舎跡地整備基本構想に基づき、昨年10月末から、旧県庁正面玄関前など敷地の一部を供用し、賑わいづくりと利用状況などの検証に取り組んでいるところであります。

また、敷地全体をオープンスペースとして供用するため、8月を目途に整地工事等を進めてきたところでありますが、梅雨時期の長雨等により遅れが生じたことから、先行して本館跡地を開放するなど段階的な供用を進めております。

去る8月25日、26日には、ワイヤーママ長崎の主催によるナイトマルシェが行われ、多くの方に来場いただきました。また、来月の長崎くんちの際には、長崎青年協会や長崎商工会議所青年部とも連携し賑わいづくりに取り組むなど、引き続き、関係皆様方と連携しながら、県庁舎跡地の利活用を促進し、賑わいの創出や基本構想の具体化に向けた検討を進めてまいります。

（「新しい長崎県づくり」のビジョンの策定及び長崎県総合計画の一部見直しについて）

県民の皆様と「新しい長崎県づくり」を推進していくためのビジョンについては、「未来大国」のコンセプトのもと、重点的に注力したい5つの主な分野ごとに、概ね10年後のありたい姿とその実現に向けた施策の方向性などを掲げた「ビジョン素案」をお示ししております。

ビジョン素案のうち地域振興部の関係部分では、特に「交流」分野において、「日本中・世界中のノマドワーカーが集まり交流する日本一のワーケーションランドが誕生している」というありたい姿の実現に向けて、企業や個人のニーズに応じた魅力的なワーケーション環境や観

光コンテンツの充実、世界中のノマドワーカーが安心して訪れ楽しめる環境整備の推進といった施策の方向性をお示ししております。

一方、全般的な県政運営の指針である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」については、5年間の計画期間の中間年に当たることから、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、国の動向による社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況等を踏まえ、一部見直しを行うこととしており、今般、素案としてお示したところであります。

地域振興部においては、事業群3-2-3-「県庁舎跡地整備の推進」の取組について、当初設定した目標を達成したことから指標を変更するなど、6件の数値目標について変更するものであります。

今後、「新しい長崎県づくり」のビジョン及び長崎県総合計画の一部見直しについては、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見をお伺いしながら、さらに検討を進めてまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【宮本地域づくり推進課長】それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております地域振興部関係の資料についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

6月から8月までに内示を行った補助金の一覧でございます。

内訳は、長崎県地域公共交通デジタル化等利便性向上事業費補助金の6件となっております。

3ページをご覧ください。

6月から8月までの1,000万円以上の契約状況の一覧になります。

内容は記載のとおり、長崎県ワーケーション受入促進事業業務委託など、競争入札及び随意契約の3件となっており、競争入札に係る資料は4ページから5ページにお示ししているところでございます。

6ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、佐世保市などからの要望となっており、かなり長いですがけれども、6ページから71ページまでにお示ししているものとなります。

次に、72ページからでございます、附属機関等会議結果報告でございます。

6月から8月までの実績は、長崎県土地利用審査会など計4件でございまして、その議事概要につきまして73ページから77ページにお示ししております。

以上で資料の説明を終わります。

【坂口委員長】次に、新幹線対策課長より補足説明を求めます。

【川口新幹線対策課長】私からは西九州新幹線の現状と今の取組についてご説明いたします。

資料につきましては、「委員会補足説明 議案外」というタイトルのものをお願いいたします。1ページ目、タイトル「西九州新幹線の現状」と書いているものをご覧ください。

まず、1番、西九州新幹線の利用状況でございますが、10か月の利用状況を記載させていた

だいております。

先ほど部長説明にもありましたように、西九州新幹線1年間の利用実績が、今週、JR九州から発表されており、1年間の利用実績といたしましては241万9,000人、1日当たりの利用者数は6,600人、そして、ここに記載しておりますコロナ前比になりますと102%ということで、これまでと変わらないという状況でございます。

次に、2番目でございますが、新幹線エクスセルパスの利用状況でございます。エクスセルパスと申しますのは通勤・通学の特急・急行列車等の定期券のことでございます。この利用者数が、開業直後の221人に対し、令和5年6月の実績で453人ということで、ほぼ倍に増えているという状況でございます。

そして、3番目でございますが、JR九州は、西九州新幹線の開業に伴いまして、県内各地への周遊を促進するために観光列車を運行されております。この観光列車と申しますのが、ここに記載しておりますD&S列車「ふたつ星4047」ということでございまして、この利用状況についてJR九州の発表によりまして、令和5年7月までの乗車率が89%ということで非常に好調だということでございます。

そして、4番目でございますが、宿泊稼働指数についてでございます。これは下に記載しております公益財団法人九州経済調査会が毎月公表しており、県内の宿泊施設、旅館・ホテルの稼働状況、一番いい時を100とした場合にどれだけ稼働しているのかということを示すものでございます。直近3か月の指数は59.前後で推移しており、これも順調に動いているという状況でございます。

次のページをお願いいたします。

西九州新幹線の開業効果を高める取組とその

現状についてでございます。

1つ目でございますが、新幹線を利用して県内を周遊していただくために旅行商品の造成販売に対して支援をしております。具体的には広告などの販売促進費を県で支援しており、その上で各旅行会社において旅行商品を造成していただき、現在、販売を行っているところでございます。事例を幾つか挙げさせていただきますと、1つ目は団体向けの旅行商品で、その行程は1泊目は長崎市内に泊まっていただき、翌日、西九州新幹線で武雄に向かっていただく。その後、県北・佐世保地域に向かいハウステンボスに宿泊後、佐世保市内を観光していただいた上でお帰りになるという行程でございます。

2番目につきましては、離島を含む商品でございます。こちら行程をご覧いただければと存じます。まず、福岡空港から五島に入っただき、五島市内を観光の上、ご宿泊いただく。翌日、新上五島に渡り、新上五島町内を観光いただいた上で長崎市にお戻りになり、西九州新幹線を利用してお帰りになるという行程でございます。

3番目が個人向けのフリープランでございます。西九州新幹線の利用と県内各地域の宿泊施設を旅行会社で手配するもので、その後の観光地周遊やその移動手段などは自由に行動いただくというものでございますので、西九州新幹線以外の部分については、レンタカーやタクシーを利用していただくという商品も設定して販売いただいているところでございます。

次に2番目でございます。フリーきっぷと申しまして、今年度はJR九州と松浦鉄道に働きかけまして、それぞれの乗り降りが自由なきっぷを造成しており、県は、その広告を支援しているところでございます。

次のページに具体のフリーきっぷの事例がございます。左側がJR九州において博多から佐世保の片道切符と松浦鉄道の1日乗車券を組み合わせたもの。右側が「ぶらり大村線・松浦鉄道きっぷ」という商品名でございますが、JR九州の長崎～佐世保間の在来線が乗り放題ということと、松浦鉄道の1日乗車券を組み合わせたもので、利用期間につきましては、開業1周年でございます9月23日からのご利用を開始しているところでございます。

3番目でございますが、修学旅行における新幹線利用への支援を実施しております。県内の小・中学校を対象に、その教育旅行に対して特急料金の相当額を支援しているものでございます。

現在の申込み状況について、8月末時点でございますが、県内30校、児童生徒数では1,010名の方から申込みをいただいております。現在もこれ以外の学校からの申込みも受け付けている状況でございます。

4番目が出前講座でございます。これにつきましては西九州新幹線についての理解を深めてもらうため、私ども職員が出向きまして新幹線の経緯や開業効果、それから将来に向けた新幹線ネットワークについての講座を実施しているところでございます。

実施状況につきましては、記載のとおりでございます。現在のところ、5校実施しており、9月以降は7校で実施する予定となっております。

次のページをお願いします。

最後になりますが、市町との連携ということで、市町が実施する事業と連携して西九州新幹線のPRを併せて行っているところでございます。実施状況については、記載のとおりでござ

います。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、23番、26番から28番、30番から33番、51番でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【饗庭委員】 では、議案外について何点か質問させていただきたいと思います。

西九州新幹線について、先ほどご説明がありました開業後1年間の人数が順調であり、様々なイベントが1周年で行われていたのも、すごく盛り上がっていてお祝いができましたということでしたけれども、今後、全線フル規格を進めるに当たっては、やはり長崎と佐賀ではかなり両方の思いが違うということでは、両県にはやはりまだ壁があるのではないかというふうに言われております。

そういう中で、長崎としては今後も粘り強く

交渉していくというふうに報道されていたんですけども、この1年間、あんまり変わってないように思うんですけども、これは今後どのようにしてこの壁を乗り越えていかれるのか、お伺いします。

【川口新幹線対策課長】 佐賀と長崎における協議の状況と、今後どのように取り組んでいくのかというお尋ねでございます。

開業以降これまで、私どもといたしましては、まずは開業効果を県内に拡大することが一番重要であるということで考えておりました。先ほどご説明差し上げたとおり、様々な施策を講じて、また、1周年記念イベントもそうですが、そうすることによって、開業した結果、どのようにまちが変わっていったのかというのを、まずは県内の皆様方に知っていただくことが重要と考えておりました。それは県内だけではなくて、当然、佐賀の開業している区間もそうですし、西九州地域全体にメリットがあるということをお伝えするということが非常に大事だと思っております。こうした取組をこれまで1年間実施してきたところでございます。

その結果といたしまして、いわゆる9月23日を迎えるに当たっての、ああいうにぎわいであったと思っておりますし、様々な地域のおもてなしの取組というのも一定定着しているものというふうに考えております。

それは佐賀の方々にも実感していただければということも考えておりました。実際、イベントの中でも5市連携ということで、武雄や嬉野と県内の沿線各市が連携した取組というのも進んでおりますので、こうした取組を一つ一つ積み重ねていくということが、ひいては佐賀に対する理解を深めるための取組につながっていくと思っておりますので、まずはそういった取組

を、これまでもやってまいりましたし、今後も継続してやっていきたいということが大きな今後の取組の一つになろうかと思っております。

そして、フル規格に向けての整備についてでございますが、これはやはり国と佐賀において、今、協議をなされている状況でございます。国においても、大臣の記者会見があるたびに、大臣は引き続き佐賀に対してしっかり協議をしていきたいという旨のご発言も伺っておりますので、まずはその協議の状況を注視していく必要があるかと考えております。

併せまして、関係者、それは佐賀、国だけではなくて、JR九州、あるいはほかの様々な経済団体等も関係者になってまいりますので、そうした方々とも私も意見を重ねていくことで、少しでも国と佐賀の協議の議論が前に進むように検討して動いてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】その中で佐賀県知事と長崎県知事の協議が必要かというふうに思うんですけれども、この1年間で両知事の協議の中で何か進んだことがあれば教えていただきたいのと、今後の予定を教えてください。

【川口新幹線対策課長】大石知事と山口知事の間でのやり取りということでございますが、実際、新幹線だけで両県知事がお会いすることではなくて、先ほど申し上げたように、西九州地域全体のことを検討していく、その中で新幹線というのも一つの要素になってくるかと考えておりますので、新幹線だけでこうした会合を持ったというのは明確にはございません。ただ、機会を捉えて、会うたびに今後どうしていくんだと、西九州地域をどうしていくんだという対話は重ねてきております。

その中で一つの事例でございますが、新幹線開業後に行われました佐賀・長崎デスティネー

ションキャンペーンでありますとか、先ほど次長からもご説明がありましたICカードの導入のきっかけの際も佐賀・長崎両知事とJR九州の社長も併せて協議された結果、こうした動きにつながっていると認識しておりますので、こうした会合の一つ一つが今積み重なっていると考えております。

今後に向けては、大石知事が取材を受けた際も、機会を捉えて山口知事とお会いして西九州地域全体のことを話し合っていく、両地域のメリットになるようなことを検討していく、それが全線フル規格につながるということを念頭に置いて活動していくということをおっしゃっておりますので、いつという計画ではなくて、機会を捉えて今後も対話を重ねていくものと考えております。

【饗庭委員】今後としては、いつではなく、いろんな中でしていくということですが、長崎県としては、やはり全線フル規格に向けて働きかけを佐賀県にする必要はあるかというふうに思うんですけれども、そのあたりは今後、西九州地域全体でしていくということで理解したらいいのでしょうか。

【川口新幹線対策課長】長崎県といたしまして、まずは全線フル規格でつながることが最大の目標でございますので、そこはまず一番に考えているところでございます。

ただ、全線フル規格に当たって、まず必要なのが佐賀の理解を得ることでございます。佐賀の理解を得るために、佐賀が指摘されている課題が幾つかございますので、その課題を解決しなければなりません。現在は、その課題解決に向けて佐賀と国の間において幅広い協議がなされているという状況でございます。一つ一つ解決していかなければならない項目があるかと

思っております。それについて、今、国と佐賀で話し合いをされているので、そこを少しでも前に進めるということが、県としてやるべきことかと思っております。その一つとして西九州地域全体での今後の在り方、こういったメリットを示すことができるのかということを検討していくということが大事だと思っており、今後も佐賀に対して向き合う際には、そういったメリットをどう増やしていくのか、西九州地域のメリットをどう活かしていくのかということを考えていくのが重要ではないかと考えております。

【饗庭委員】なかなか前に進まないような状況かなというふうに感じるところがありまして、ぜひ前に進むような知事同士の連携を取っていただければなというふうに思います。

次に、県庁舎跡地利用についてお伺いしたいと思います。

8月にもイベントをされ、今後はおくんちとかでもずっとイベントをされるということですが、これは今後も年間を通していろんなイベントの予定が入っているのかどうか、お伺いします。

【松島県庁舎跡地活用室長】今後の催しの予定ということでのお尋ねだと思いますけれども、今決まっているところといたしましては、11月3日に県内を舞台にしまして長距離イベント、マラソンのイベントがございまして、そちらの出発地点として県庁舎跡地の活用を予定しております。

また、11月12日におきまして、長崎市内のまちあるきイベントの出発とゴール地点ということでの利用を予定しております。

県庁舎跡地の活用として、県庁舎跡地に来られた方を市内周遊、県内周遊につなげていくと

いったところも大きな目的でございますので、そういった意味では周遊につながる取組の利用ということで予定しております。

また、今後、県庁舎跡地の敷地を利用しまして子ども向けのイベントですとか、キッチンカーのイベントですとか、そういったものを予定しておりますして、今後も引き続きプレーヤーの皆さんと連携しながら、賑わいづくりを進めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】いろんな形でぜひ利用していただきたいと思うんですけれども、県民の皆さんがここを利用したいというふうに申し込むに当たっての周知の仕方というのは、どのような形でしておられますか。

【松島県庁舎跡地活用室長】私どもとしましては、実際に利用していただいた方というのは、いろんな横のつながりもございますので、そういった方に一回使っていただいて、ぜひお知り合いの方も含め、使っていただいてはどうですかというお話は、アナログ的ではありますが、そういったやり方、それと県庁舎跡地の方でX（Twitter）とかホームページ、そういったところで利用案内を設けておりますので、そちらを通して周知を進めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ進めていただければと思います。

もう一点お尋ねしたいところで、地域づくり人材プラットフォーム構築等についてお尋ねをしたいと思います。

今回、川棚で行われたということですが、その内容をもう少し具体的に教えてください。

【宮本地域づくり推進課長】今回、川棚で行われまして、今後、県内6地域ということにして

おります。その川棚の分でいきますと、10年ぐらい前に佐世保出身の地域おこしをやっている方で、一回、都会かどこかに出られて、10年ぐらい前に佐世保じゃなくて川棚に戻ってきたという女性にスポットを当てたものでございます。

場所といたしましては、くじゃく荘の近くにOSAKI Sea Terraceというところがありまして、そこにまずスポットを当てた方、地域づくりをやっている方がいらっしゃいます。そして、ここに入っているコーディネーターというのが、「東彼杵ひとこともの公社」というところに私どもは委託しているんですけども、今回の講師の方は前平さんという女性だったんですけども、前平さんに対して、あなたは子どもの頃はどんなことをやっていたんですかとか、人となりをこうして、なんで地域づくりをやっていたんですかというようなことを話し合います。会場には私も行ったんですけども、現地の会場には40名弱、そして、インタビュー風景をライブ配信しておりまして、オンライン視聴者が18名、トータルで55名ぐらいがそういったやり取りを、まずはコーディネーターと前平さんのやり取りを聞いているのが前半戦ですね、夕方6時ぐらいに始めました。それを1時間半ぐらい、人となりの話とかを大体聞きまして、残りの後半戦は、それが19時半ぐらいからになるんですけども、今度は会場の皆様ですね、私は仕事で行っている立場ですけども、地域づくりに関心のある人たちと、どうやったら今後地域づくりが活性化していきだろろうというような形で、そういった意見交換を残り90分ぐらいやって、トータル3時間ぐらいでやるというようなものが川棚。大体同じようなつくりで今後もやっていこうという流れになっております。

【坂口委員長】 ほかに質問はございませんか。

【大倉委員】 私からも質問させていただきます。

長崎空港の24時間化に向けた取組として、早朝と深夜の臨時便を運航していただきましたが、その利用者実績ですね。8月に3日間行われましたが、23日、24日、25日の早朝と深夜、それぞれの利用者数などを教えてください。

【鳥居次長兼交通政策課長】 8月に実施いたしました長崎空港での深夜・早朝の臨時便の実績についてのご質問でございます。

まず、実証運航の概要でございますが、先ほど委員からお話がありましたように、あるいは部長説明でもありましたとおり、8月23日から25日の3日間、長崎＝羽田線で早朝2便、夜間2便の4便を運航させていただいたところでございます。

こちら、もともと長崎空港の運用時間が7時から22時までになっているところを、朝は6時45分、夜間は22時15分到着ということで、どちらも15分程度、もともとの便より朝も夜も1時間程度、広く、早く、遅く運航する形になったものでございます。

その実績でございますが、概況として、どうしても昼間の、今、定期便で運航されている便よりも少ない状況となっております。3日間での4便合計で約80名、1便当たりになりますと約20名程度の搭乗であったというふうにソラシドエアの方から聞いているところでございます。

先ほど申し上げましたように、この評価に関しては、なかなかちょっと、昼間の便に比べれば、なかなか多いと言えるような結果ではなかったのかなというふうには認識しているところでございます。

【大倉委員】 1便平均でいくと20人程度ということで、これは決して多くはないなという印象なんです。原因は何でしょうか。

【鳥居次長兼交通政策課長】この実績の原因と
いうところがございます。やはり初めての取組
というところもございまして、どうしても通常
の便と比べると利用者がやや少なくなってしまう
というところもあったのかなと思います。

そもそも、通常の便で、日中の便で利用者、
便数が多い羽田路線で、今回一発目ということ
で、第1回目ということで一緒にできたという
こと自体は非常によかったのかなというふうに
思って、24時間化に向けて大きな一歩であった
のかなというふうには思っておりますけれども、
先ほど申し上げましたように、どうしても初め
での取組というところで少し伸び悩んでいると
いうところがあったと思います。

一つ具体的なところで、これだけではないと
思うんですけれども、今回、販売期間が、どう
しても羽田の便となりますと、羽田側の発着枠
の関係で向こうの枠を取る必要があるというこ
とで、その調整がどうしても直前になってしまう
ということ、販売期間が1か月程度になっ
たというところもございました。そういった販
売期間の短さというところもどうしても課題と
してはあるかなというふうに考えているところ
でございます。

【大倉委員】確かに販売期間の今後の調整とい
うのもとても大切ですし、初めてということで
周知の部分でもちょっとまだ足りなかったのか
なというところも、私も感じました。

私も、これはぜひ24時間化に向けてどんどん
便数も増やしていってほしいと思っております。
SNSで私もちょっと告知したんですけど、
力不足というものを今感じております。

ただ、やっぱり知られていけば、必ずこれは
伸びるとは私も信じておりますので、メリット
をいかに周知していくかだと思うんですよ。

例えば、サラリーマンの方が東京から深夜に
自宅に帰れるよとか、観光客の場合、長崎から
東京ディズニーランドに早朝の便で行けば午前
中に行けますよとか、そういう具体的に、リア
ルに、ああいいなと思わせるような周知の仕
方をぜひ考えてもらいたいと思います。

続きまして、かもめフェスに関して伺います。

3万人ということで、非常ににぎわってよか
ったと思います。本当に担当者の皆様、関係部
局の皆様、お疲れさまでございました。

この開業から1年で沿線周辺に一定の経済効
果は生まれたというような報道もあってはいま
すけれども、では、どのくらい、どんな効果
があったのか。いまいち見えにくいという指摘も、
逆にまた一方であるわけです。242万人の利
用者数があったということですが、その人
の流れが県内のどこに向かっていったのか。ホ
テルに行ったのか、観光地に行ったのか、地価
は開業効果で上昇したという結果を土地対策室
の資料からいただいておりますが、マンション
需要も旺盛だと聞いております。人の流れがこ
の1年でどういうふうに経済効果を生んでいた
のか、そのあたりの数値的なものがあれば教え
てください。

【川口新幹線対策課長】開業による人の流れに
ついてでございますが、残念ながら、今のこの
時点におきましてわかっておりますのが、先ほ
ど申し上げました利用者数242万人というこ
ろのみでございまして、今後、私どもにおいて
調査をする予定にしております。調査といいま
すのが、開業によって、先ほどご指摘があり
ましたように人の動きがどのようになったか、あ
るいは各地域でどういった人の動きがあった
のかも、よりつぶさにわかるような調査を考
えております。これは実はJR九州様にもご協
力を求

めているのですけれども、実際、ご購入された方が長崎に降りて、その後どこに行くかというのは、JR九州においてもわかりかねる部分があるというところがございますので、できるだけ情報をいただきながら、調査会社に委託しまして、この1年間の人の動き、あるいは新幹線を利用したお客様の動きというのを今後捉えて、今年度中にその調査結果というのを公表できるように進めてまいりたいと考えております。

【大倉委員】ぜひ調査を進めていただきたいと思います。九州経済調査協会というものがございまして、そちらの数字でいくと長崎、佐賀両県では1,736億円の経済効果があったというふうに示されています。やっぱり具体的に聞きたいんですね、関東・関西からどれくらい来たのかというそこはすごく気になるところで、そういった部分も含めてお調べください。よろしく願います。

ただ、そういう中で、沿線自治体には効果があったとしても、その外にある5市以外のところの効果がまだ見えないという声もあります。県としても、この開業効果を高める取組もやっているというのも承知しております。ぜひここも、さらに二次交通の拡充というもの、整備というものを鉄道会社、バス会社の方々ともさらに協力していただきたいと思っております。

そういう中で、このフリーきっぷの販売もここにお示しいただきました。まだ、開始が始まったばかりなんですけれども、販売状況など、もしもわかれば教えてください。

【川口新幹線対策課長】開業効果を高める取組といたしまして、周遊促進を県として取り組んでいるところでございます。その一つといたしましてフリーきっぷの販売を9月23日から行っております。こちらは販売し始めたばかりとい

うことで、まだなかなか各社においてもどういった販売状況だということは把握していないということでございます。

ただ、一方で旅行商品の造成につきましては7月から行っておりまして、こちらについては各旅行社への聞き取りによりますと、まだ実績としての数字はこれからになってくるのですが、予約はほかの商品と比較してもかなり入っているということでございます。秋以降、これから行楽シーズンでございますが、今予定している団体の本数もかなり予約が入っていると伺っておりますので、こちらについては一定の実績が見込めるのではないかと考えております。

【大倉委員】開業効果って、必ず2年、3年たつと薄れていくものです。ですから、これからが本当に問われていると思っております。ぜひ沿線5市が潤うだけではなくて、県内でいくと島原であるとか雲仙であるとか、そういったところもどんどん波及していくように一層の取組をよろしく願います。

このイベント、成功したのはよかったんですけど、新幹線に関して。ちょっと一言言いたいのがありまして、告知に関してなんです、県庁内でも告知をされていまして、パネルも設置していましたが、場所が非常にわかりづらいところにあるんですよ。もったいないなと思ってですね。せっかく新幹線イベントを告知するのであれば、もっと場所、違うところで堂々と大々的にできたはずなんです。なぜあの場所だったのか。なんか規定とかが庁舎内であるのか、そのあたりがもしもあるのなら仕方ないんですが、教えてください。

【川口新幹線対策課長】今回のかもめフェス、それから1周年を告知するに当たり、様々な媒

体を使って告知をさせていただきました。駅でありますとか、福岡でのコマーシャルなど、様々な媒体を活用してPRした中で、県庁舎の1階のエントランスの一角を活用して広報をさせていただきました。

ただ、その際に幾つか選択肢がございまして、どこかの場所を選ぶという中で、私ども担当職員と協議した結果、県庁のエントランスから入って右手の方にエレベーターがあるのですが、エレベーターに向かう途中の通路に配置をいたしました。おそらく大倉委員のご指摘としては、なかなか目立たないところへの設置についてと受け止めております。といいますのも、入って右手の奥の方に配置しておりますので、入ってすぐはなかなかわからない。入口正面に置くのが最初に見るに当たってはインパクトがある部分ではあるのですが、私ども実際にそこを選択した理由といたしましては、動線を考えた場合に、一般のお客様は正面玄関から入られて受付を通過して、それからエレベーターの方に歩いていかれる方が多く、その動線の中で見ていただけるような場所としてはふさわしかったのではないかと考えております。ただ、どうしても手狭なところだったので、私どもがお伝えしたいものがパネルなど含めているんなものがあったのですが、なかなかそれを全てお知らせするにはちょっと場所としては手狭だったというのは反省点として考えておりますので、今後は少し展示に当たっても工夫をしたいと考えております。

【大倉委員】動線というところであそこにしたというので、なるほどとは思いましたが、でしたらもうちょっと照明を工夫するとか、明るさを工夫するとか、そうしないと、せっかく県民の皆さんの子どもの声も含めて、乗り心地なん

かも書いてあったので、とてもいい取組だと思っ
うんですよ。知ってもらわなきゃ意味がないので、その工夫はぜひ、福山雅治さんの真下に置けとは言いませんけれども、そこは一考の余地があると思いますので、よろしく願いいたします。

時間はまだありますか。

先ほどの饗庭委員の質問にも関連するんですけども、報道によりますと、佐賀県の山口知事がこの新幹線の問題に関して、「条件次第ではあるが、議論の余地がある」というような発言をされております。これは恐らく、いわゆる未着工区間の南ルートと結ぶ佐賀空港ルートに関しての発言と思われるんですけども、ただ、この佐賀空港ルートというのは、これまでも佐賀県は提案してきた中身であります。一緒なんですけれども、ただ、ここにきて、山口知事があえてこういった表現をしたというのは、一定軟化しているようにも見えるなど私は思うんですが、そのあたりの県としての捉え方というのは、今どのように捉えていらっしゃるでしょうか。

【川口新幹線対策課長】幅広い協議の中で3つのルートがこれまで議論されておりました。その中について、南側のルートに関して山口知事が今回ご発言をされたということで認識しております。

ただ、私どもといたしましては、昨年も山口知事は南ルートについて「一考に値する」というような趣旨のご発言をされている事実もございまして、そことの連続性はあるというふうに考えております。すなわち、全く新たなご意見というのではなく、これまでの主張をまた少し表現を変えておっしゃられているのかなとは思っておりますが、ただ、私ども、佐賀と長崎

の中でそういったルートについて詳しい議論や意見交換はしておりませんので、その真意につきまして、やはり国と佐賀の協議の中で明らかになってくるだろうと考えております。私どもといたしましては、そのやり取り、あるいは協議の中身を注視していきたいと考えております。

【大倉委員】 そうだとは思いますが、一方で、国も南ルートというのは軟弱地盤ですから現実的ではないというそういった主張も相変わらず繰り返しているんですけれども、やっぱりフル規格に向けて、こういうタイミングを逃してはいけないと思うんですよね。常に、ちょっとした佐賀のスタンスの変化を見落とすことがないように、ぜひ国に対しても、改めて佐賀県と打開策を議論するように、そこはもう働きかけを強めていただきたいと思います。要望として、とりあえず質問を終わります。

【坂口委員長】 審査の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

11時35分より再開いたします。

午前 11時 25分 休憩

午前 11時 33分 再開

【坂口委員長】 それでは、審査を再開いたします。

議案外所管事務一般について、ほかにご質問はございませんか。

【前田委員】 県庁舎跡地について質問したいと思います。

昨日、IRの質問の中で、県民の方からどうなっているのかと聞かれた時に答えに窮するというようなご意見もありましたが、一緒くたにしたくはないですけれども、県庁の跡地についても、ここに引っ越してきて5年たつ中で、当時の知事、当時の市長は、時間を置くことなく販

わいをつくるんだというような発言を公式にされておりますけれども、あれから5年がたったわけで、今の状況です。当然発掘調査等々段階を追っていることは理解しつつも、やはり今こうやって見た時に、いつまでかかるんだという思いは、県民の皆様が、特に民間の事業者含めて思っているんですけれども、その点について参事監にお尋ねしたいんです。私は、本会議の中でも、いつまでにできるんだというところは示すべきだということを意見してきていますけれども、今後、どういうタイムスケジュールになるのか、まず。

それと、ここまで時間がかかっていることに関して、どういう認識でいるのか、お尋ねしたいと思います。

【坂田地域振興部参事監】 本会議においても委員からご質問いただいた内容については、我々も承知しておりますし、我々の方としてもできるだけ早く整備したいというところにつきましては同じ思いでございます。

一方で、県庁舎跡地につきましては、これまでいろいろな方から様々なご意見をいただいてきたという経緯もございまして、まず県庁が移転した後に解体をして、それで直ちに利活用できるかということ、そういう状況にはならず、発掘調査を一定程度して、発掘調査の報告が昨年3月にまとまったものですから、昨年7月によろやく整備基本構想をまとめられたという段階を踏んできたというところはございます。

そういった中で、いろいろな方からご意見をいただく中で、整備基本構想の中で掲げております主な機能のうちの広場や情報発信、交流支援といった中でも、特に広場機能については先行して暫定供用して、いろんな形で使っている中で方向を見たいということもございまして、

現在、暫定供用させていただいて、その中でもできる賑わいというのをよく見ながら、その使われ方を確認しながら整備内容を固めていきたいというふうに考えているところでございます。

そういったところで早く推し進めたいんですが、そういったステップを踏んでいるというところで時間がかかっているというところでございます。

また、今後についてでございますけれども、これもまた、この前の本会議での答弁もございましたけれども、何と申しますか、今の状況でいきますと、機能までは大まかには固めたところでございますけれども、その具体の配置規模というところについては、この暫定供用の期間の内容を検証した上で決めていきたいというふうに行っているところでございます。そういった検証について、来年度行わせていただいて、その上で基本設計、実施設計と進んでいく中には、整備内容の規模によっては、また工事期間というのも変わってまいります。なかなかそれから先については、今、予断を持って期間というものをお答えしにくいという状況がございまして、その点についてはそういった状況になっているというところでございます。

【前田委員】広場の利用状況を確認したいという話、今、答弁がありましたけれども、多分、今後、じゃどういった形で利用されるかということになると思うんですが、しかし、それは何が何でも県庁跡地でなきゃいけないようなイベントというのはなかなかですね。歴史性を考えた時のイベントは別としながらも、代替する場所はあるわけで、あまり広場の利用状況を確認するという作業よりも、私は早くに、広場以外の機能ももう出されているわけですし、もちろん

今現在もそのことについては取りまとめしているわけですから、本当は全体の計画をしっかりと立てて、参事監はそういった答弁をしましてけれども、いつまでに完成させるんだというのを示さなきゃいけないと私は思うんですが、いつまで完成というのは、現時点ではもう全く答えきれないということですか。

【坂田地域振興部参事監】先ほどお答えしたところの繰り返しのところもあるかと思いますが、今の状況を申し上げますと、利用状況等を検証させていただくという状況を進めさせていただいた上で、その検証が終わりまして大体内容が固まってくるというふうに思っております。

それを踏まえて基本設計、実施設計、内容が固まらないと、なかなか工事の期間等も示しづらいというところもございまして、そういったところでご容赦いただければと思っております。

【前田委員】いずれにしても、今まで5年たつて、また多分4年、5年とたつのかなとなった時、10年ということになりますよね。先行で広場を使わせていると言っているけれども、もともと先行的に使ってはどうかという話をしていたのは県警の跡地ですね。そこについては全く調査することもないんだから、指摘したように5年間寝かせている状況というのは異常だという話をしたんですけれども。

では、ちょっと話を変えて、県警の跡地についてはどのような使われ方をするというのは、現時点ではどこまで固まっているんですか。

【松島県庁舎跡地活用室長】県警本部の利用というお尋ねだったと思いますけれども、そこにつきましては、基本構想でお示ししている内容といたしましては、産学官等の連携によるオープンイノベーション拠点といったものの設置で

すとか、企業向けのオフィスなどの整備とか、県の設置ではなくて、民間による開発を基本に検討をするといったような状況でございます。

【前田委員】今、室長がおっしゃったやつほどの時点で確定しているんですか。

【松島県庁舎跡地活用室長】昨年7月に取りまとめをさせていただきました整備基本構想の中で触れさせていただいている内容でございます。

【前田委員】昨年7月の整備基本構想を取りまとめる前に、結局その整備基本構想というのは行政の中でまとめたんですね。民間等の意見、有識者等の意見をいろんな形で聞きながら、民間等の意見を取りまとめたのはいつですか。

【松島県庁舎跡地活用室長】令和元年に県庁舎跡地の整備基本方針という形で取りまとめをさせていただきました。その際には、いろんな関係者の方のご意見を踏まえ対応させていただきました。

また、昨年7月に取りまとめをさせていただきました整備基本構想につきましても、整備の基本方針を踏まえ、県議会をはじめ商工団体ですとか、あとパブリックコメントですとか、そういったところも踏まえながら取りまとめさせていただいて、県議会にもご報告もさせていただきましたところでございます。

【前田委員】ちょっと私も記憶が確かじゃないので確認させてもらいたいんですが、県警跡地をオープンノベーション、企業向けオフィスということで、民間の提案というか、民間の事業の中でやっていこうというのはどの時点で決めたのか。去年の7月に決まったという理解ですか。それとも、その手前のところで、今おっしゃったような令和元年の時点で、もう構想として民間主導でということが決まっていたということですか、提案されていたという理解でい

いですか。

【松島県庁舎跡地活用室長】令和元年の整備基本方針の際には、市の文化ホールとかという話がございます、その後、話がまた変わりましたので、今で言うところの県警跡地の民間による整備というところにつきましては、7月の基本構想の中で取りまとめをさせていただいたところでございます。

【前田委員】そうであるならば、基本構想を昨年7月、取りまとめた中で民間主導でやるということを決めたということはいいいですけども、それって多分多くの方は全く認知していませんよね。してないと思うんですよ、議会はわかっているかもしれないけれども。

その上で、じゃどうやってこれから進めていくんですか。一つちょっと心配しているのは、民間主導でやりたいという中で、さっき言ったオープンノベーションや企業向けオフィス、もしくは行政として多分フロアを借りるかどうかわかりませんが、そういったことも考えた時に、本当に民間主導でそれが採算に乗る形で成り立つのかというのを一つ思っています。当然、計画が立つ中で、コロナ禍の中で、いろんな社会情勢が変化した中で、果たして民間主導でやっていけるかということであるならば、早くにそれが成り立つのかどうかという調査をかけていただかなきゃいけないと思うし、そういう意味での前倒し的な、ある程度限定された使い方がわかっているわけですから、取り組んでほしいと思うんですけども、そのあたりについて参事監はどのようにお考えになられていますか。

【坂田地域振興部参事監】委員のご心配されましたように、民間の採算ベースに乗るような余暇活用というのがどういったものがあるのかと

ということについては、我々の方も本当に、まさにコロナ禍によってリモートでの働き方が進んだりとか、あるいは長崎市内でも商業開発、それからオフィスの開発というのが様々行われておりますので、そういった動向の変化を踏まえながらやっていく必要があると思っております。

そういった調査についても、実際にどういった開発をするのかというのを決めていく過程においては、もう一段民間の方の状況というのを把握するようなステップを踏みたいと思っております。

【前田委員】ぜひスピード感をもって、方針が出たらやってほしいと思いますが、その際にぜひ、さっきのような機能もありますけれども、現知事、そして前の知事にもお尋ねし、ご提案し、後ろ向きではない、どちらかという前向きの答弁が出ていたと思うんですが、ぜひ社会人の人たちが仕事を終えて、夕方とか土日とか出てきて勉強できるような場、学びの場ですね、リカレント的なものも含めてご検討いただければ。これはあくまで民間が先行した方がいいんじゃないでしょうか、そういう素地が長崎にならないならば、一定行政が先行してやって、民間に譲っていくようなことも含めて検討していく。日本全国見たら、いろんなところに学びの場があるし、それが地域の活性化につながっていていますので、何とぞその点についてもご検討いただきたいと思えます。

併せてもう一点だけ確認したいのは、旧第三別館の取扱いですね。今、きれいな形で整地までしていただいて、大変ご苦労があったとは思いますが、これからあそこがいろんな形でイベントが展開される中で多くの方が来られる。そういう方たちから見ても、旧第三別館の姿、裏面というのかな、そこから見える姿もあるし、

こういう建物があったということを改めて再認識すると思うんですが、この旧第三別館については、先ほど言った昨年の整備構想、そしてその手前のR元年含めたところで、最終的にはどういうふうに取り扱うというのが今現在生きている案になっているんですか。

【松島県庁舎跡地活用室長】旧第三別館の取扱いと申しますか、そういったお尋ねだったと思いますけれども、これにつきましては、過去、古い話からいきますと、平成21年度から跡地活用の懇話会がございまして、そちらの提言によりまして、第三別館につきましては保存活用も視野に入れた調査を実施することが必要といったような提言も受けまして、その後、同じような提言がありまして、最終的には昨年7月の整備基本構想の中で、利活用ニーズや今後の跡地活用全体の機能分担の整理などを総合的に勘案して最終的な方向性を決定するというところで位置づけられております。

【前田委員】平成21年の懇話会ですが、それ以降、多分平成26年ぐらいまで何度かそういう話し合いがあっていて、同様な形で、当時アンケートもとって、中も活用して修復して使うべきだという意見も多分多かったと思っています。

ただ、現況を見た時に、ああいった老朽化した中で、そして耐震等もできてない中で、本当にあれを残すのかということについては、これから精査していくんでしょうけれども、仮の形で、じゃ残していくんだとなった時に耐震の補強工事とか維持についてはどれぐらいの費用がかかるということ、今、概算として担当部署としては持っているんですか。

【松島県庁舎跡地活用室長】旧第三別館の改修費用のお尋ねだったかと思えますけれども、そこにつきましては、委員の一般質問の際に答弁

させていただきました内容の繰り返しで大変恐縮なんですけれども、やはり旧第三別館につきましては利活用ニーズや跡地全体の機能配分、分担を具体化する中で、安全性ですとか耐久性、そういったものを確保するための費用負担を含めて方向性を整理したいというふうに考えておりますので、大変申し訳ございませんが、現時点ではまだ方向性が定まっていない状況でございますので、費用についてのお尋ねについてはお答えができない状況でございます。

【前田委員】そもそもの旧第三別館の価値というのは、被爆遺構とか、あらゆる歴史的なものを含めてどんな位置づけをされているのか、改めて確認させてください。

【松島県庁舎跡地活用室長】旧第三別館の価値といったところのお尋ねでございます。旧第三別館につきましては、先ほど委員からお話ありましたとおり、長崎市におきまして被爆建造物のDランクという位置づけがなされております。このDランクと申しますのは、被爆当時の建物等ではございますけれども、被爆の痕跡が全く認められず、原爆との関連も定かではないという位置づけになっております。

あと、県としての位置づけでございますが、江戸時代末期から第二次世界大戦終了までの間に建てられた県の近代化を推し進めるための建物ということで、近代化遺産に掲載をされております。

また、日本建築学会の報告の中では、大正時代末から昭和初期にかけて建てられた鉄筋コンクリートの警察庁舎、洋風の警察庁舎として全国に約10件あると、その中で最も古いといったようなお話もございます。

また、県の文化財保護審議委員会の委員の方からは、第三別館は風景的にも資産になると、

大正時代の様式を示すような、県内の中でも数少ない事例であるといったような評価を受けているところでございます。

【前田委員】今までの評価の中で、あの建物をどうするかというのは、いろんな方の意見が多分分かれるところだと思いますけれども、さりとて、全体の計画を見た時に、そこを先延ばしにして結論を出すということは多分できないと思うし、場所としても一番あそこの角地というか角の場所で、その場合はちょうど南蛮船来航の波止場跡というような碑も立っていて、石垣等も今見えてきていますので、いずれ石垣の復元とかのご意見も出てくるかと思うんですけれども、そういったことを考えた時に、あの旧第三別館を残した場合、残さない場合で、随分と全体の見え方とか、これからの構想というものが変わってくると思うので、今、こういう形で残存していますけれども、早急にこの件についてもどうするかということ結論づけていかないと、それこそ全体の計画は多分立たないと思いますから、そこについては庁内だけで難しいということであれば、外部の方の意見も確認しながら、一定期間、例えば年度内とかの中で結論を出してほしいなと思っています。そうしないと、もう全体の形もできないし、着手もできないということになりますので、ぜひその点を要望として質問を終えたいと思います。

以上です。

【山村委員】一つだけお願いします。

地域づくりのプラットフォームの構築についての分で、行政職員向けに8月21日ですか、地域づくりへの関わり方をテーマとした研修会が開かれていると思うんですが、これに参加した人数とかがわかれば、内容も含めて簡単にご紹介していただければと思います。

【宮本地域づくり推進課長】まず、人数につきまして、全体で36人が参加しています。うち18人が現場での参加で、18人がオンラインでの参加ということでございます。

内容といたしましては、いわゆる地域づくりに昔から携わっていただいているナガサキベイデザインセンター代表理事 梅元建治さんという方がいらっしゃるんですけども、その梅元さんを講師として今までの地域づくり話でありますとか、あるいは、これは島原でやったものですから、島原市民協働課の現在の市役所の班長さん、そういった地域づくり、農林系も大事なものですから、ほか島原振興局の農林部の職員の方が講師になって第1回目をした。10月24日に第2回目でフィールドワークということを考えているところでございます。

【山村委員】私ももともと行政マンだったんですけども、地域づくりに寄り添うことのできる行政職員というのは多分非常に大事で、地域づくりをやっている方々の応援団がどうしても必要になってきていると思っています。これは要望なんですけれども、マッチングのトークショーとか、いろんなコーディネーターがやられる分についても、ぜひ地域の行政職員の方が参加していただいて、多分民間の方がメインにはなってくるんですけども、それを支えるという行政職員の人材育成というのはすごく大事なことだと思っていますし、全部の職員がそれができるかというとはできなくて、得手不得手がいろいろあるものですから、そういった得意な人たちを上手に育てていく、各市町の職員も含めて育てていく、県庁なんかも含めて育てていくということ、ぜひ積極的に取り組んでいただければなということをお願いして終わりたいと思います。

【宮本地域づくり推進課長】すみません、私は先ほど島原振興局職員と申し上げましたが、県央振興局の農林部の職員と訂正いたします。

あと、今委員がおっしゃった行政職員、コーディネーターの部分も、もちろん行政職員にも声がけして、当然関わる人間とか来ておりますので、そういった形で行政も含めたところでやっていたらと思っております。

【坂口委員長】ほかに質問はございませんか。

【田中委員】新幹線関係について、いろいろ質問をさせていただこうと思います。

先ほど質疑を聞いておって、佐賀県と長崎県の間で定期的な会合は予定されてないというようなニュアンスで私は聞いたんですけども、これだけの重要案件を長崎県と佐賀県が話し合うような機会は定期的にやっぱり作らなければ。定期的に、佐賀県にお願いして。知事同士でもいい、部長同士でもいい、やっぱり情報交換をしなければ先に進めんでしょう、情報交換をしなければ。これが全然ないということは、もう不思議だよ、私は。佐賀県との間にそういう定期的な会合がないというのは、新幹線をどうにかしたいという認識がないのかな。先の方はもう佐賀県任せでいいんだと。佐賀県の動向、国との関係だけを見ているという、なんか第三者的な傍観的な感じの話しか聞こえてこないけれどもさ。もっと積極的にやっぱり長崎県も。

スタートのいきさつがあるんだよ、スタートのいきさつが。長崎と博多間を結ぶということでスタートしているわけだから。武雄と結ぶということでスタートしてない、紆余曲折はいろいろあったけれどもね。解決してないんだ、武雄温泉から先。だから、ぜひ定期的な会合をセットするぐらいの、これは長崎県にとっては重要案件だから。

部長同士でもいいじゃないですか、部長同士でも。お願いに行って、月に1回ぐらい情報交換させてくださいと、私が出向きますからと言って行けばいいんだ、佐賀まで。私は、これは不思議だよ、あなたたちの認識が。これだけの重要案件で、三十数年かかってようやく長崎と武雄温泉間ができた。平成4年の11月ですよ、長崎県案が確定したのは。それからもっといういろいろあったけれどもね。だから、これはぜひ必要性を感じていただきたいと思う。これは、答弁は、もう今すぐもらったって意味ないですから、部長にも話をしておきたいと思うけれどもね。知事同士でもいい、部長同士でもいい、情報交換をやらなきゃ。

先ほど、大倉委員からちょっと話があったけれども、私も確認したわけじゃないけれども、マスコミ報道によると、佐賀県の知事のニュアンスがちょっと変わったような私はニュアンスを受けている、ちょっと変わったようなニュアンスをね。南側、南側という感じにね、少し気持ちが動いてきたのかなと。

しかし、もともと確認しておきたいけれども、佐賀県はフル規格は容認してないんですよ。それと、武雄温泉～新鳥栖間も容認してないんですよ、コースも。容認してないコースを長崎県は堂々といつもやるわけだ、武雄温泉～新鳥栖間はどうかのこうのと言ってね。それは逆なでするような感じだと私は思うよ、佐賀県から見れば。容認してないでしょう、それだけ確認します。

【川口新幹線対策課長】佐賀の新鳥栖～武雄温泉間に関しまして、佐賀県の認識としては、やはり在来線を使って計画、新幹線を引くということで、その点について認められているということで、その整備方式、あるいはいろんな整備

方式がありますが、それについて佐賀県としての意見は出されていないということでございます。

【田中委員】だから、佐賀県のニュアンスがちょっと変わったからね、やっぱり情報交換をしないきゃいかん。いつも佐賀県議会の一般質問の資料なんか我々もらっていたけれども、最近はくなくなっただけだ。あれはわかりやすかったんだけどね。佐賀県の一般質問、知事と県議会議員とのやりとり、あれを参考にしながら、我々もあの手この手を考えなきゃいかんと思っていたんだけどね。

それから、あえて言うけれども、スタートの時点で長崎県と佐賀県と福岡県とJR九州、4者でスタートしたのよ、この会議の中でね。どう転んだか知らんけれども、長崎県知事が発表しなければいけない佐世保外しを、公式には佐賀県の知事がしたのよ。佐賀県知事がしたんだ、佐世保を外すと。短絡ルートで、これしか認められんみたいな話をね。

我々は、最初は長崎県知事じゃなくて、佐賀県知事に要望に行きましたからね、そんなことをしてくれるなど、いきさつがあるじゃないかと、「むつ」の念書関係も含めて、いきさつがあるじゃないかと。しかし、決まったのは、発表したのは佐賀県知事だったんだよ。うまく長崎県知事が頼み込んだかどうか、頼み込んだという説があったけれども、そこは確認してない。

長崎県の懸案事項を佐賀県の知事が決めただよ、極端に言うと。それを許したんだ、長崎県は。どういういきさつがあったか知らないけど、これは事実だよ、佐賀県の知事が発表したんだからね、短絡ルートを。これならば受けられますと。

だから、そこら辺で、長崎県が言いにくいこ

とを佐賀県が言ってくれたというような感じも当時したんだけどね。あえて今度、佐賀県が国に対して言いにくいことがあれば、長崎県が代わってやってやるぐらいのことを考えなきゃいかんと思うよ。そのためには、定期会合が必要なんだよ、定期会合が。情報交換がなくて進めるわけがない。ここまで、ちょっと部長の見解を聞いておこう。

【小川地域振興部長】佐賀県との情報交換についてのお尋ねでございますが、私も、新幹線に特化したという形ではございませんが、先月も佐賀県の部長とお会いしてお話しする機会をいただいておりますし、また、来月にもお会いしたいということでの調整を今図っているところでございます。

また、知事におきまして、九州地方知事会とか、それ以外の場面も含めまして、いろんなところでの接触をして、お話をする機会をもたせていただいているところでございますので、私どもも、そういう機会をできるだけ数多くつくりまして、佐賀県と一緒に連携してできること、そういうものについては一緒に取り組んでいきたいということで考えております。

【田中委員】長崎～武雄温泉間は協調してきたんだよ、佐賀県と。長崎本線の上下分離だってね。私は不満だったけれどもね。佐賀県の距離が長いのに、長崎県が短いのに、費用は逆だから。あれは何十年かな、相当な金額になる、トータルすると、100億円までならんだろうけど、どうも近いような負担がね、佐賀県と長崎県は違う。逆じゃないかと言いたかったけれども、いや、長崎県が頼み込んだから、あの時はね。何しろ鹿島、もっと先のあの町をどうにかして引っ張り込みたいということで。

そういういきさつもあるので、ぜひ、定期的

な会合をちゃんとセットできるような準備をしてほしいと思う。情報交換をしなければ、進みませんよ。

それから、次に佐世保対策。新幹線は長崎～武雄温泉間は開通したわけだから、次は佐世保対策だよ。当時はスーパー特急だった。長崎～武雄温泉間にスーパー特急をやる時には、次には佐世保線をやりますよという話だった。これを県としてはどう理解していますか。

【川口新幹線対策課長】佐世保線に関してでございますが、九州新幹線の基本的な考え方というのを平成4年に長崎県から発表させていただいております。その中の一つに佐世保線の輸送改善という項目がありまして、その中で佐世保線に関する幾つかの項目がございます。その一つといたしまして、長崎～福岡市間にスーパー特急を設定する時は、佐世保市にも在来線を利用してスーパー特急を設定させる。また、佐世保線において列車の速度を130キロにする等々の項目があり、県としての見解として発表させていただいているということでございます。

【田中委員】佐世保線は忘れていないということね、佐世保線のことね。だから、スーパー特急の時はスーパー特急をやりますよと。新幹線ができたんだ。新幹線を佐世保線にやってほしいよ。

できるんだよ、線路を1本広げればいいんだから。あえて佐世保駅とは言わない。新佐世保駅の早岐からでもいい。1本線路を引けば、武雄温泉までは同じ新幹線車両が入れるのよ。山形方式だ、当時の。その後、秋田もそれに追従してやったけれどもね、山形方式。

新幹線車両を使って、普通の線路を使って、1車線だけ増やしてやっているわけだから、山形だって。山形の新幹線は単線だったから、当

時はね。対向車線の時間待ちの新幹線だった。しかし、やれるのはやれるんだ、線路幅さえ確保できれば。

だからね、早岐～武雄温泉間にどのくらいかかるか、もう一本線路を入れるのが。どういう方式で山形はやったのかくらいは勉強してほしいと思うよ。金額次第によってはやってもらう。

もっと言うと、武雄温泉～新鳥栖間も、もう一本引けば乗り換えなしで行けるんだよ、今のままの新幹線車両で。アプローチ線だけ新鳥栖に入れれば、大阪まで行けるんだから。乗り換えは関係ないんだよ。

しかし、あそこで乗換方式を選んだ時のいきさつは、私も何となくだったので、あんまり認識ないけれども、乗換方式を武雄温泉で選んだのはね。一時的なものだと。鹿児島ルートだってそうだったわけだから、一時的なものだという認識で、乗り換えにしておいて、あとは線路を、新幹線路盤ができたらいじゃないかというぐらいの気持ちだったけれども、どうも今の状況では、10年ぐらいのスパンで解決できる問題じゃない。新幹線の路線が決まったって15年かかるでしょう、路線が決まったとしてもね。路線が決まるまで何年かかるかわからない。そうすると、10年以上のスパンがあるのなら、我々はあの当時、もう一本線を引きましょうやと、このまま乗り入れて大阪まで行けるじゃないか、長崎から乗り換えなしに。行けるんですよ、それは。山形方式を考えればできるんだから。

当時、山形方式は画期的でしたよ。しかし、なぜ彼らはああいうことをやったかということ、それは整備5線の認定がなかったから。何年待とうと、向こうは新幹線ができなかった。長崎は整備5線の位置づけの認定をちゃんともらっ

ているから、待ちさえすればできるという感覚があったから、鹿児島ルートに遅れないようにするということで了承したんだ。だから、研究ぐらいね、やってくださいよ、いろいろ議論を進める上にも。

佐世保は、県北は、武雄温泉から先に期待して新幹線をオーケーしたんだよ、先を期待して。先に博多まで行ける、大阪まで行けると。ぜひ、検討ぐらいはしてほしいと思う。乗換方式でなかったらできたんだから。それはどのくらい金がかかるかは試算をしなきゃわからんけれども。言葉で言うのは簡単だ。線路を1本ね、幅の問題は、新幹線の車両と普通の車両と違うわけだから。だから、この佐世保線対策、いま一度、見解だけ聞かせてください。

【川口新幹線対策課長】新幹線の整備に伴う佐世保線に関することですが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、平成4年の基本的な考え方で一定考え方を示しております。その中で、先ほどスーパー特急について触れましたが、それ以外につきましても、長崎～福岡市間のフル規格、いわゆる新幹線の運行がなされた際には、佐世保線についてもその実現といいですか、可能となるような実現に努めるということも平成4年の時点では発表させていただいておりました。

それを踏まえまして、現在も九州新幹線西九州ルートでの政府施策要望をする際におきましては、佐世保線の輸送改善というのをも併せて要望させていただいているところでありますし、今の新鳥栖～武雄温泉間の協議についても、その協議の進展の中でJR佐世保線についても、いわゆる在来線としての課題というのは共通なものと考えておりますので、一緒になって取り組んでいるような状況でございます。

【田中委員】時間の関係で、そう長くは質問できないんだけどね。要は、当時の空気感、まず長崎に新幹線を引かせてくださいよと。西岡総務会長だ、当時の、長崎県をリードしたのは。あの人がひげ論というのを持ち出した、ひげ論。まず長崎をやらせてくれよと。その後、佐世保は、時間はかかるけど、ちゃんとするからというような話だ。だから、もう長崎～武雄温泉間は完成したので、次は佐世保線をどうにかしてほしいというのは、理の理だよ。

ただ、改善事業と新幹線問題の事業と、我々は別と考えているからね。十数億円かけて、この前やった、改善事業を。一般の人はほとんど知らない、あれは。

あの改善事業でどうなったか。むしろ不便になったという声も一時出た、ダイヤの関係で。あれは本当のJR九州の保全工事みたいな感じだ。県が発注してやったなんて思っている人は少ないと思うよ。一般の人はほとんど、100%知らないと思う、行政の関係者は知っているだろうけれども。JR九州がやったんだと、保全事業の一環としてみたいないかにしか思えない。

評定速度の問題等々、当時、一番ネックだったのは有田のトンネルだったのよ。有田トンネルが新幹線車両は入らないと、だからスーパー特急という話だった、あの当時ね。だから、いろいろなことを検討して、検討して、佐賀県の対応に賛成して先に進めるような準備はしなければ、佐賀県の対応に。

私は、本当にどこまで、確たる情報は持たないけれども、マスコミ情報によると、佐賀県の知事が少し変わってきたなと、前向きになってきたなという感覚を持っています。本当ね、どんと長崎県はのっかっていかなきゃ。そういうことで言うならば、情報交換する定期的な会議

も持たないというのは残念だよ。新幹線は、鹿児島ルートにつなぐことが絶対の使命なんだから、武雄温泉で終わるなんてことがあったら、県北は泣くに泣けないよ。あれから先に期待して新幹線をやりましょうと、佐世保もね。「佐世保が反対すると新幹線はできません」ということばかり我々は言われたから、反対をやめたわけじゃないけれども、「勝手にやれば」という感じで終わってしまったんだけどね。

ぜひ、武雄温泉から先の問題は、佐賀県から情報を仕入れて、佐賀県に協力して、先に進めてほしいと要望しておきたいと思います。終わります。

【坂口委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、地域振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 零時12分 休憩

午後 零時13分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前中の審査をこれにてとどめ、午後は1時30分から、秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部の審査を再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午後 零時14分 休憩

午後 1時30分 再開

【坂口委員長】それでは、委員会を再開いたします。

なお、小林委員から、欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を行います。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第69号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分でございます。

歳入予算は、地方交付税2億3,411万7,000円の増、県債7億800万円の増、合計で9億4,211万7,000円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第69号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第69号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部においては委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、秘書・広報戦略部長より所管事項の説明を求めます。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】秘書・広報戦略部関係の議案外の所管事項について、ご説明いたします。秘書・広報戦略部の「総務委員会関係説明資料」をお開きください。

（戦略的な情報発信及びブランディングの推進について）

戦略的な情報発信等の推進に当たっては、各部署が一体となった推進体制が必要であるため、9月1日付で副知事を本部長、関係部局長などを本部員とした「長崎県戦略PR本部会議」を設置するとともに、各部署へ「戦略PR推進員」を配置いたしました。

今後、さらに部局間での情報共有や連携を強化し、効果的かつ効率的な情報発信を一層強力に進めてまいります。

（「新しい長崎県づくり」のビジョンの策定について）

県民の皆様と「新しい長崎県づくり」を推進していくためのビジョンについては、「未来大国」のコンセプトのもと、重点的に注力したい5つの主な分野ごとに、概ね10年後のありたい

姿とその実現に向けた施策の方向性などを掲げた「ビジョン素案」をお示ししております。

ビジョン素案のうち全庁的な施策を貫く視点の一つに「戦略的情報発信・ブランディング」をお示しており、当該分野については、秘書・広報戦略部を中心に推進することとしております。

その中で、情報発信においては、最適な広報媒体を選択し発信を行い、伝えるべき方々に、伝えるべき情報を確実に届け、県内外の皆様方の行動変容につなげていくとともに、ブランディングにおいては、これまで蓄積してきた本県の魅力や新たに創出する魅力に光を当てながら、民間や関係者の皆様と連携して、新しい「長崎ブランド」の構築に取り組んでいくこととしております。

今後、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見をお伺いしながら、さらに検討を進めてまいります。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】次に、総務部長より所管事項の説明を求めます。

【中尾総務部長】総務部関係の議案外の報告事項及び所管事項についてご説明いたします。

総務部の「総務委員会関係説明資料」をお開きください。

はじめに、議案外の報告事項についてご説明いたします。

権利の放棄についてであります。1件50万円以下である生活保護法第63条費用返還金2件及び長崎県母子父子並びに寡婦福祉資金貸付金1件の権利の放棄について、地方自治法第180条

の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただきます。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、「新しい長崎県づくり」のビジョンの策定及び長崎県総合計画の一部見直しについて、中期財政見直しについて、綱紀の保持でございます。

まず、「新しい長崎県づくり」のビジョンの策定及び長崎県総合計画の一部見直しについてでございます。

県民の皆様と「新しい長崎県づくり」を推進していくためのビジョンについては、「未来大国」のコンセプトのもと、重点的に注力したい5つの主な分野ごとに、概ね10年後のありたい姿とその実現に向けた施策の方向性などを掲げた「ビジョン素案」をお示ししております。

ビジョン素案のうち総務部の関係部分では、「こども」分野における、「働き方や交通・生活利便性の改善で、こどものための、こども時間が1時間プラスされ、こどもが喜んでいる」というありたい姿の実現に向けて、働き方改革による「共育て」時間の確保と推進といった施策の方向性をお示ししております。

一方、全般的な県政運営の指針である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」については、5年間の計画期間の中間年に当たりますことから、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、国の動向による社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況等を踏まえ、一部見直しを行うこととしており、今般、素案としてお示したところでございます。

総務部においては、事業群3-1-5- 「行政におけるデジタル化の推進（スマート自治体の実現）」に「行政におけるデジタル人材の育

成」の取組を追加するものでございます。

今後、「新しい長崎県づくり」のビジョン及び長崎県総合計画の一部見直しについては、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見をお伺いしながら、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、「総務委員会関係説明資料（追加1）」をお開きください。

中期財政見通しについてであります。今後の収支見通しを踏まえた計画的な財政運営を行うため、令和6年度から令和10年度までの5年間の中期財政見通しを策定し、去る9月12日に公表いたしました。

この中期財政見通しは、令和5年度当初予算を基礎としまして、今後見込まれる県税や地方交付税にかかる税制改正や地方財政対策などについて、一定の仮定に基づき、試算を行ったものであります。

今回策定いたしました「中期財政見通し」では、長期化するエネルギー・食料品価格等の物価高騰による本県財政への影響は不透明なもの、国の財政措置や継続的な収支改善対策等により、令和5年度と令和6年度は財源不足が生じない見込みとなっております。

しかしながら、令和7年度以降は、実質的な公債費の増加に伴い再び財源不足となることが見込まれますことから、今後においては、物価高騰による影響など社会経済情勢を十分に注視しながら、引き続き、歳入・歳出両面からの収支改善対策に力を注ぐとともに、将来の公債費負担の抑制に向けた一層の事業の重点化・効率化と経費の節減を図りながら、持続可能な財政運営に努めてまいります。

また、国に対しては、全国知事会等と連携しながら、地方創生・人口減少対策をはじめ、福

祉・医療、地域経済の活性化・雇用対策、人づくり、防災・減災対策、デジタル化の推進等の地方の課題に適切に対応するための財源措置の充実や、新型コロナウイルス感染症収束後の平時モードにおける地域経済の回復・拡大に必要な地方税財源の充実・強化について強く要請してまいりたいと考えております。

最後に、綱紀の保持についてであります。先般、令和4年度から令和5年度にかけて、計8日間、こども看護休暇を不正に取得した職員に対して、令和5年9月8日付けで減給10分の1・2月の懲戒処分等を行いました。

職員の服務規律の確保については、これまで再三にわたり周知徹底を図っている中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾でございます。県議会をはじめ県民の皆様に対して、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様のご信頼を回復するため、職員一人ひとりが、法令の遵守はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

なお、議会棟喫煙室を利用した職員に対する処分に関し、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、危機管理部長より、所管事項の説明を求めます。

【今富危機管理部長】危機管理部関係の議案外の所管事項について、ご説明いたします。

お配りしております「総務委員会関係説明資料」の2ページをお開きください。

（国土強靱化に関する要望について）

本県は、急峻な山地や崖地が多いことから、土砂災害警戒区域数が全国で2番目に多く、また、過去に4年連続で「大雨特別警報」が発令されるなど、梅雨前線に伴う集中豪雨や台風の常襲地帯に位置しているため、災害が激甚化・頻発化し、土砂災害の発生件数も増加傾向にあります。

県では、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などを有効に活用し、道路や河川等の整備を進めており、去る8月24日、知事から谷国土強靱化担当大臣に対し、現行の加速化対策に係る本年度の補正予算を確保するとともに、新たな国土強靱化実施中期計画に必要な施策を反映し、必要な予算を別枠で確保するなど、継続的・安定的な財政措置を講じていただくよう要望しました。

谷大臣からは、「予算確保に向け尽力していく。」旨の回答をいただきました。

引き続き、関係部局と連携しながら、長崎県国土強靱化地域計画を着実に推進してまいります。

（「新しい長崎県づくり」のビジョンの策定及び長崎県総合計画の一部見直しについて）

ビジョン素案のうち、危機管理部の関係部分では、「健康」分野において、「次世代医療先進県として、デジタル化の促進などにより様々な関係機関が連携し、いつでもどこでもだれでも必要な医療を受けられる。」というありたい姿の実現に向けて、7119(救急安心センター)における診察希望者への時間外オンライン診療等の活用という施策の方向性をお示ししております。

一方、全般的な県政運営の指針である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」につい

ては、危機管理部においては、施策3-3-3「災害に強く、命を守る強靱な地域づくり」に事業群7「基地対策と国民保護の取組の推進」として、佐世保港のすみ分けの実現などの基地対策、緊急一時避難施設の指定推進など国民保護の取組を追加するものであります。

今後、「新しい長崎県づくり」のビジョンの策定及び長崎県総合計画の一部見直しについては、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見をお伺いしながら、さらに検討を進めてまいります。

以上でございます。

【坂口委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【黒島秘書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております、秘書・広報戦略部関係の本年6月から8月までの実績に関する資料について、ご説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、長崎県県外パブリシティサポート業務委託の1件となっております。

続きまして、知事に対する陳情・要望のうち、長崎市からの要望が1件ございまして、それに対する県の取扱いにつきましては、資料3ページから4ページに記載しておりますとおりでございます。

資料の説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【鳥谷総務文書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出して

おります総務部関係の資料について、ご説明させていただきます。

2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございます。令和5年6月から8月までの実績は計8件であり、各契約の内容は、資料に記載のとおりであります。また、4ページから8ページにつきましては、入札結果一覧表を添付いたしております。

9ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、大村市、長崎県町村会、諫早市、島原市、長崎市からの計5件となっており、具体的な要望項目及び県の対応については、資料に記載のとおりであります。

16ページをご覧ください。

最後に、附属機関等会議結果報告でございますが、令和5年6月から8月までの実績は、長崎県行政不服審査会が2件、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県個人情報保護審査会が3件、長崎県情報公開審査会が3件の計9件となっております。

それぞれの会議の結果につきましては、17ページから25ページにお示しをしております。

以上で資料の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【飛永防災企画課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております危機管理部関係の本年6月から8月までの実績に関する資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、県南振興局設備移設実施設計業務委託の1件であり、契約内容につきましては記載のとおりでございます。また、入札結果一覧表を3ページに添付いたしております。

続きまして、資料4ページから29ページになりますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、佐世保市からの要望が5件、大村市からの要望が2件、雲仙市からの要望が1件、島原市からの要望が2件、五島市からの要望が1件の計11件となっており、具体的な要望項目及び県の対応につきましては記載のとおりでございます。

最後に、資料の30ページからになりますが、外部審議会等の協議結果でございます。本年6月から8月に行った会議の結果報告といたしましては、長崎県防災会議の1件となっており、その内容につきましては資料30ページから32ページに記載のとおりでございます。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、23、25、27、28、31、33番でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行

います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についてご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【大倉委員】午後からもよろしく願いいたします。

秘書・広報戦略部の2ページの部分、戦略PR本部会議の設置及び各部局への戦略PR推進員配置に関してなんですけれども、非常にこれは私、大いに期待しております。PR次第で長崎をどういうふうに世界に向けて発信していけるかという非常に重要な会議を設置していただいたと私は考えています。

そこで質問ですけれども、情報発信というのはどこに向けてなのか、主に県内なのか、それとも全国なのか、世界なのか、その戦略の部分を含めて、どういったことを考えていらっしゃるのか教えてください。

【小川ながさきPR戦略課長】情報発信についてのお尋ねでございます。県としましては、やはり様々な分野におきまして、選ばれる長崎県となるためには、本県の多様な魅力など、届けたい情報を届けたい方に確実に届けるということが必要不可欠だと考えております。

その際には、やはり届けたい情報とか届けたい人の内容につきまして、地域とか、届ける手法等々を的確に選択をしながら情報発信をしていくべきと考えております。

【大倉委員】「選ばれる長崎県」という言葉がありました。確かに「未来大国」の素案ビジョンにも、その言葉がありました。

その「選ばれる長崎県」という部分で、国内のみならず世界に向けて存在感を示すという言葉もありましたし、私も、この世界というのが非常に大事なキーワードだと思っています。特に、インバウンド客の皆さんが今、日本に目を向けている、そういうタイミングで長崎も大きなチャンスだと思うんです。ですから、外国人の方に向かって長崎の魅力伝えていくかと思うんですが、そこはどのようにお考えでしょうか。

【小川ながさきPR戦略課長】情報発信につきまして、参考までに国内向けということでまず考えていきますと、紙ベースでは各種情報誌の発行とかYouTube、X（旧ツイッター）、インスタグラムなどのSNSを活用しながら情報発信を行っているという状況でございます。

また、今、委員からご指摘をいただきました海外向けにつきましては、YouTubeをはじめ、ターゲット国に応じた適切なSNSや情報発信内容を選択しながら、随時、情報発信を行っているところでございますけれども、今後とも、本県が選ばれるよう適切なSNSとか、実効性の高い情報の選択とか、実効性の高い情報発信を国内外に向けて行っていきたいと考えているところでございます。

【大倉委員】SNS、ぜひ活用していただきたいですし、YouTubeというものもさらに活用していただきたいと思います。

ターゲット国という言葉があったように、やはり外国の方は、自分たちの国の人たちがしゃべっている内容、伝えている内容というのは非常に親近感を持つと思うんですね。

その中で、これは私から提案なんですけれども、YouTubeの活用です。ユーチューバーで、人気ユーチューバーというのが実は東京に在住

なんです。その人はイギリス出身のユーチューバーなんですけれども、そのサイトが「アブロード・イン・ジャパン」というYouTubeチャンネルがあります。ここのチャンネル登録者数が物すごいことになっているんです。288万人、動画再生回数がなんと4.5億回ということで、非常に影響力があるチャンネルで、恐らく世界で1番人気なんじゃないかというようなチャンネルだと思います。

予算の兼ね合いもあるんですけど、そういう人を長崎県がいかに雇って、長崎で発信してもらえるかというのは、これから長崎が大きくグローバル化していく上で変わってくると私は思っております。

ロケ番組、テレビ、国内でもあります。長崎県内でもあります。全国にもあります。それはそれでいいんですけども、そこに予算をつけるのもいいんですが、ユーチューバーに予算をつけるということは、もう拡散力が全然違いますので、元テレビ局の私が言うのも何なんですけれども、ぜひYouTube、ユーチューバーというところは注目をさせていただきたいと思っております。

そういう意味で、長崎が自ら発信していくことができるんですね、今後はですね。東京にお願いしなくても、長崎から直接世界にいけるということを含めてどのようにお考えか、ご見解がありましたらお願いします。

【小川ながさきPR戦略課長】ご提案ありがとうございます。

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、やはり情報発信、長崎の魅力を届けたい方にしっかりと届けていくという視点では、今ご提案をいただきましたYouTubeとか、その他SNS、様々ございますけれども、そういったエリアとか内容につきまして、幅広く検討しながら進め

ていきたいと考えております。ありがとうございます。

【大倉委員】ぜひ検討してください。先ほどお伝えしたアブロード・イン・ジャパン以外にも、世界的に有名な人気ユーチューバーはいます。ですので、いろんな国の人たちをどういうふうに使っていくか、それが今後の長崎の観光面も含めて、経済面も含めて、これはチャンスだと思いますので、このチャンスを逃さないように、ぜひよろしく願いいたします。

私からは以上です。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、まだ請願審査が残っておりますが、ここまでの秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 1時57分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

15時から請願審査を行います。

しばらく休憩いたします。

なお、理事者の出席範囲については、請願に關係する総務部長及び税務課長としたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時59分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これより、請願審査を行います。

第3号請願「消費税インボイス制度の中止を求める請願書」を議題といたします。

堀江議員から説明をお願いいたします。

【堀江紹介議員】 第3号請願「消費税インボイス制度の中止を求める請願書」、紹介議員の堀江ひとみです。

本請願は、インボイス制度の中止を求める意見書を国に提出してほしいと要望しています。

私が申し上げるまでもなく、インボイス制度は、登録番号や税率、税額などを記載した請求書等、インボイス、イコール適格請求書がなければ、消費税の仕入れ額、仕入れ税額控除を認めないという新たな方式です。

消費税は、売上にかかる消費税額から、仕入れにかかる消費税額を差し引いて、その差額を納付します。仕入れ税額控除が認められなければ、納税額が大幅に増加します。

インボイスを発行できるのは、税務署長に登録を受け、登録番号を取得した消費税課税業者だけです。そのため、免税事業者は、取引先から課税事業者への転換を迫られます。

しかし、課税事業者になると、重い納税負担が発生します。一方、免税事業者にとどまれば、取引から排除されるおそれがあります。

消費税の免税事業者は、年間売上高1,000万円以下です。インボイスの導入は、こうした小規模事業者、雇用によらない働き方のフリーランスに、増税か、それとも取引からの排除か、二つに一つ、どちらを選択しても、いわゆる生き残ることができない制度と言えます。

本日、請願人は趣旨説明を希望しています。何とぞよろしく願いいたします。

【坂口委員長】 この際、お諮りいたします。

請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申し出があつておりますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で、簡明にお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午後 3時 0分 休憩

午後 3時 4分 再開

【坂口委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

これより、請願に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【大場委員】 本請願について、反対の立場で討論を行います。

インボイス制度は、複数税率のもとで、仕入れ税額控除の算出を容認し、不正やミスを防ぐことを目的として実施される制度であり、必要な制度であると思っております。

令和元年10月の消費税率の改正から4年間の準備期間がありましたが、その間、国、県、市など各自治体では、制度の周知や説明会が開催されてきております。また、それに対して、制度に対する理解が進んできているものと認識しております。

また、制度移行に当たりましては、経過措置や負担軽減措置、相談体制の強化などの各種支援策が講じられているなど必要な措置はとられてきたものだと思っております。

その中で、書類を電子化して処理する電子インボイスが可能になることや、取引に有利になるなどのメリットが述べられる一方で、手続の

手間が増える、仕入れ税控除額が減少する可能性などが考えられますが、それらなどについても、政府においては、今後、制度の円滑な実施に向けて、状況を把握しながら必要な対応策を講じ、事業者の不安解消を図るとされております。

このように、4年間の準備期間と円滑な導入に向けて様々な取組がなされていること、また、今後も必要な対応策の検討が要請されていることなどを踏まえ、本請願については反対をいたしません。

【坂口委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

午後 3時 7分 休憩

午後 3時 8分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

第3号請願に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第3号請願「消費税インボイス制度の中止を求める請願書」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【坂口委員長】起立少数。

よって、第3号請願は不採択とすべきものと決定されました。

以上で、請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでした。本委員会を代表して、お礼を申し上げます。ありがとうございました。ご退室いただいて結構でございます。

暫時休憩いたします。

午後 3時 9分 休憩

午後 3時10分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を終了いたします。引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 3時11分 休憩

午後 3時12分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これより、予算決算委員会総務分科会の決算審査の日程について、協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 3時13分 休憩

午後 3時14分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

予算決算委員会総務分科会の決算審査の日程については、お手元に配付いたしております審査日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時16分 再開

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時17分 閉会

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和5年9月28日

総務委員会委員長 坂口 慎一

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 70 号 議 案	少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決

計 1 件 (原案可決 1 件)

2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 3 号	消費税インボイス制度の中止を求める請願書	不 採 択

計 1 件 (不採択 1 件)

委 員 長 坂 口 慎 一

副 委 員 長 中 村 一 三

署 名 委 員 山 口 初 實

署 名 委 員 前 田 哲 也

書 記 山 口 祐 一 郎

書 記 高 柳 雄 一 郎

速 記 (有)長崎速記センター